

FK01-01

# 核燃料物質の加工の事業に係る

## 保安規定

令和5年6月

原子燃料工業株式会社  
熊取事業所

□□□□□内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

## 目 次

第1章	総則	1
第2章	保安管理体制	2
第1節	保安品質マネジメントシステム	2
第2節	経営責任者等の責任	7
第3節	資源の管理	13
第4節	個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	14
第5節	評価及び改善	23
第6節	組織及び職務	30
第7節	核燃料取扱主任者	35
第8節	核燃料安全委員会	37
第3章	教育・訓練	38
第4章	加工施設の操作	40
第1節	加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善	40
第2節	通則	41
第2節の2	設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置	42
第3節	保安上特に管理を必要とする設備	44
第4節	操作上の留意事項	45
第5節	異常時の措置	48
第6節	削除	49
第5章	放射線管理	50
第1節	放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善	50
第2節	区域管理	51
第3節	被ばく管理	54
第4節	線量当量等の測定	56
第5節	物品移動の管理	57
第6章	施設管理	58
第1節	施設管理に係る計画、実施、評価及び改善	58
第1節の2	使用前事業者検査	59
第1節の3	定期事業者検査	60
第1節の4	計器及び放射線測定器の校正	61
第2節	削除	62
第2節の2	施設管理の実施に関する計画	63
第3節	補修及び改造	70
第4節	給排気設備の停止に係る措置	71
第5節	削除	72

第7章	核燃料物質の管理	73
第8章	放射性廃棄物管理	75
第9章	削除	79
第1節	削除	79
第2節	削除	79
第3節	削除	79
第10章	非常時の措置	80
第1節	非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善	80
第2節	事前対策	81
第3節	初期活動	82
第4節	非常時における活動	83
第5節	原子力災害対策特別措置法に基づく措置	84
第11章	定期評価	85
第12章	記録及び報告	86
付則		87
保安規定変更の履歴		88

別図 1	保安全管理組織	8 9
別図 2 - (1)	周辺監視区域及び敷地周辺図	9 0
別図 2 - (2)	管理区域、保全区域及び周辺監視区域図	9 1
別図 2 - (3)	第 2 加工棟の管理区域及び保全区域図	9 2
別図 2 - (4)	第 1 加工棟の管理区域及び保全区域図	9 3
別図 2 - (5)	第 1 廃棄物貯蔵棟の管理区域及び保全区域図	9 4
別図 2 - (6)	第 3 廃棄物貯蔵棟及び第 5 廃棄物貯蔵棟の管理区域	9 5
別図 3	放射性廃棄物の保管廃棄設備	9 6
別図 4	保安活動関連文書階層図	9 7
別図 5	第 2 加工棟の臨界安全管理の領域	9 8
別図 6	事業所防災組織	9 9
別表 1	保安教育項目	1 0 0
別表 1 の 2	緊急作業についての教育・訓練	1 0 1
別表 2	核燃料物質等を取り扱う加工施設	1 0 2
別表 3	保安上特に管理を必要とする設備	1 0 3
別表 4	臨界安全管理に係る制限値	1 0 9
別表 5	火災及び爆発の防止のための措置	1 6 4
別表 6	身体及び身体に着用している物の表面密度	1 6 5
別表 7	放射線業務従事者に係る線量限度	1 6 6
別表 8	線量の評価項目及び頻度	1 6 7
別表 9	線量当量等の測定	1 6 8
別表 1 0	線量当量等の測定方法	1 6 9
別表 1 1	放射線測定器類	1 7 0
別表 1 2	物品移動に係る限度値	1 7 1
別表 1 3	削除	1 7 2
別表 1 4	核燃料物質の受入仕様	1 7 3
別表 1 5	核燃料物質の最大貯蔵能力	1 7 4
別表 1 6	周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の 放射性物質の濃度限度及び管理目標値	1 7 8
別表 1 7	放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度	1 7 9
別表 1 8	保安に関する記録	1 8 0
別表 1 9	保安規定条項と規則、基準の関係	1 8 7
別表 2 0	緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務	1 8 8
別表 2 1	非常時用資機材	1 8 9
添付 1	設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項	1 9 2
添付 2	重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項	2 0 9
添付 3	長期施設管理方針	2 1 6

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規定は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第22条第1項及び「核燃料物質の加工の事業に関する規則」(以下「加工規則」という。)第8条の規定に基づき、原子燃料工業株式会社熊取事業所(以下「事業所」という。)の加工施設における核燃料物質の加工の事業に関する保安について定め、もって核燃料物質による災害を防止することを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この規定は、事業所の加工施設の保安に係る運用に関して適用する。

### (関係法令及び保安規定の遵守)

第3条 社長、熊取事業所長(以下「所長」という。)、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員は、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)の取扱いに関する安全を確保するため関係法令、及びこの規定を遵守しなければならない。

2. 所長は、臨時雇員及び請負会社従業員に核燃料物質等の取扱いに関する業務を行わせる場合、契約により関係法令及びこの規定を遵守させなければならない。
3. 社長、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員及び従業員は、前項の臨時雇員及び請負会社従業員以外で加工施設に立ち入る者にこの規定を遵守させる。

第3条の2 削除

## 第2章 保安管理体制

### 第1節 保安品質マネジメントシステム

(保安品質マネジメントシステムの目的)

第3条の3 原子燃料工業株式会社は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)及び同規則の解釈に基づき加工の事業の許可を受けたところにより、加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を整備することにより、原子力の安全を確保する。

(定義)

第3条の4 本章において使用する用語は、品質管理基準規則及び同規則の解釈において使用する用語の例による。

また、本章において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「保安活動」とは、事業所における加工施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。
- (2) 「保安品質マネジメントシステム」とは、品質管理基準規則第2条第2項第4号に定める品質マネジメントシステムのことをいう。
- (3) 「保安品質マニュアル」とは、品質管理基準規則第5条第1項第2号に定める品質マニュアルのことをいう。
- (4) 「保安品質方針」とは、品質管理基準規則第11条に定める品質方針のことをいう。
- (5) 「保安品質目標」とは、品質管理基準規則第12条に定める品質目標のことをいう。
- (6) 「保安内部監査」とは、品質管理基準規則第46条に定める内部監査のことをいう。

(保安品質マネジメントシステムの適用範囲)

第3条の5 保安品質マネジメントシステムは、事業所の加工施設における保安活動に適用する。

(保安品質マネジメントシステムに係る要求事項)

第4条 社長は、保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。また、「保安品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、保安品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について保安品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）

2. 社長は、保安活動の重要度に応じて、保安品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行うことを含めて保安品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮する。「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、(1)から(3)の事項を考慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。）

- (1) 加工施設、組織又は個別業務の重要度並びにこれらの複雑さの程度（標準化の程度、記録のトレーサビリティの程度、特別な管理や検査の必要性の程度、及び運転開始後の加工施設に対する保全、供用期間中検査及び取替えの難易度を含む。）
- (2) 加工施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ（「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）
- (3) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）

3. 各部長は、加工施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、保安品質マニュアルに規定する文書その他保安品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「保安文書」という。）に明記する。

4. 社長は、保安品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは各部長に行わせる。
  - (1) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。
  - (2) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を明確に定めること。
  - (3) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安管理組織（別図1に示す。）の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。この保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
  - (4) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。
  - (5) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
  - (6) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。
  - (7) プロセス及び組織を保安品質マネジメントシステムと整合的なものとする。
  - (8) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること（セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と、原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を、特定し、解決することを含む。）。
5. 社長は、健全な安全文化を育成し、及び維持するために、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指す。
  - ・ 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
  - ・ 風通しの良い組織文化が形成されている。
  - ・ 要員が、自らが行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
  - ・ 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
  - ・ 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
  - ・ 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
  - ・ 安全文化に関する保安内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。
  - ・ 原子力の安全には、セキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
6. 各部長は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスに対する管理の方法及び程度を、第12条の8調達プロセスに従って定め、これに基づき当該プロセスの管理を確実にする。
7. 社長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。



(保安品質マネジメントシステムの文書化)

第4条の2 社長は、前条第1項の規定により保安品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて保安文書として自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせ、当該文書に規定する事項を実施する、又は要員に実施させる。なお、保安規定条項とこれら各規則、基準との関係を別表19に示す。

2. 保安文書及び記録は、次のとおりとする。文書の階層を別図4に示す。なお、以下の各号のうち(4)及び(7)は第6章に定める。

- (1) 保安規定
- (2) 保安品質マニュアル
- (3) 保安品質方針
- (4) 施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という。）
- (5) 規則（(1)及び(2)に基づき社長が定めた保安文書であって(3)及び(4)を除くもの）
- (6) 保安品質目標
- (7) 施設管理の目標（以下「施設管理目標」という。）
- (8) 基準（(1)及び(2)に基づく保安文書であって(3)から(7)を除くもの）
- (9) 標準（要領、手順書、指示書、図面等の保安文書（以下「手順書等」という。）であって(2)、(5)又は(8)に基づいて定めたもの）
- (10) 記録

(保安品質マニュアル)

第4条の3 社長は、保安品質マニュアルとして「保安品質保証計画書」を制定し、次に掲げる事項を定める。

- (1) 保安品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
- (2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
- (3) 保安品質マネジメントシステムの適用範囲
- (4) 保安品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
- (5) プロセスの相互の関係

(文書の管理)

第4条の4 品質保証部長は、基準、標準の文書の管理に関する基準を定め、各部長は、この基準に基づいて保安文書を管理する。また、この基準には、次の事項を含める。なお、社長及び品質・安全管理室長が定める保安文書については、品質・安全管理室長が定める文書の管理に関する基準に基づいて、品質・安全管理室長が管理する。

- ・ 組織として承認されていない文書の使用又は適切ではない変更の防止
  - ・ 文書の組織外への流出等の防止
  - ・ 保安文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
  - ・ 核燃料取扱主任者及び品質・安全管理室長の審査、核燃料安全委員会の審議を受ける手順
2. 品質保証部長及び品質・安全管理室長は、要員が判断及び決定をするに当たり、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含め、適切な保安文書を利用できるよう、保安文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成する。
- (1) 保安文書を発行するに当たり、その妥当性（グレード分けの適切性を含む。）を審査し、発行を承認すること。
  - (2) 保安文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。（「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する」とは、(1)と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）
  - (3) (1)及び(2)の審査並びに(2)の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。（ここでの「部門」とは、保安規定に規定する組織の最小単位をいう。）
  - (4) 保安文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
  - (5) 改訂のあった保安文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
  - (6) 保安文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。
  - (7) 組織の外部で作成された保安文書を識別し、その配付を管理すること。
  - (8) 廃止した保安文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。

(記録の管理)

第4条の5 各部長及び各グループ長は、個別業務等要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。

2. 品質保証部長は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に関し、所要の管理の方法に関する基準を定める。なお、品質・安全管理室長は、第10条第2項及び第13条第6項に基づいて作成し管理する記録について、同様に基準を定め、これを作成し管理する。

## 第2節 経営責任者等の責任

(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)

第5条 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、保安品質方針を定めるとともに、所長に保安品質マネジメントシステムを管理する管理責任者（以下「管理責任者」という。）として責任を持って保安品質マネジメントシステムを確立させ、実施させ、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。

- (1) 保安品質目標が定められているようにすること。
  - (2) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていること。
  - (3) 第8条に規定するマネジメントレビューを実施すること。
  - (4) 資源が利用できる体制を確保すること。
  - (5) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
  - (6) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
  - (7) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
2. 社長は、品質・安全管理室長に管理責任者としてその状況を保安内部監査させるとともに、保安品質マネジメントシステムの維持及び改善に関する事項について、全社の指導及び調整を行わせる。
3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、前項に記載する事項を通じて、保安品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。

(原子力の安全の確保の重視)

第5条の2 社長は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

(保安品質方針)

第6条 社長は、保安品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。社長は、保安品質方針を定めるため並びに所長を通じて各部長に保安品質目標を定めさせ、実施させ及びフォローアップするための計画として、規則を定める。

- (1) 原子燃料工業株式会社の経営理念及び行動指針に対して適切なものであること。
- (2) 要求事項への適合及び保安品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
- (3) 保安品質目標を定め、評価するに当たっての枠組みとなるものであること。
- (4) 要員に周知され、理解されていること。
- (5) 保安品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。

(保安品質目標)

第7条 社長は、管理責任者である所長を通じて、各部長に保安品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）を定めさせる。各部長は、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、次の事項を含む。

- ・ 実施事項
  - ・ 必要な資源
  - ・ 責任者
  - ・ 実施事項の完了時期
  - ・ 結果の評価方法
2. 所長は、各部長の保安品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものであることを確認する。（「その達成状況を評価し得る」とは、保安品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。）
  3. 品質・安全管理室長は管理責任者として、社長の保安品質方針に基づき、保安品質目標を年度ごとに作成し、文書化する。保安品質目標には、第1項の各事項を含め、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、保安品質方針と整合的なものとする。

(保安品質マネジメントシステムの計画)

第7条の2 社長は、保安品質マネジメントシステムが第4条の規定に適合するよう、その実施に当たっての計画が策定されるように、保安文書を自ら各規則に定める、又は、所長、品質・安全管理室長若しくは所長を通じて担当部長に各基準として定めさせる。

2. 社長は、保安品質マネジメントシステムの変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）が計画され、それが実施される場合においては、当該保安品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。

- (1) 保安品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）
- (2) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持
- (3) 資源の利用可能性
- (4) 責任及び権限の割当て

(責任及び権限)

第7条の3 社長は、保安活動に関する事業所組織を第16条に示すとおり、並びに、その責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限を第17条に示すとおり定め、並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるように、保安教育又は社内通達で周知する。（「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）

(保安品質マネジメントシステム管理責任者)

第7条の4 社長は、所長及び品質・安全管理室長に管理責任者として、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- (1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- (2) 保安品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。
- (3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
- (4) 関係法令を遵守すること。

(管理者)

第7条の5 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者として、第16条及び第17条に示す各部長及び各グループ長（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。（「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。）

- (1) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
- (2) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
- (3) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。
- (4) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
- (5) 関係法令を遵守すること。

2. 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。

- (1) 保安品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定すること。
- (2) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
- (3) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
- (4) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に加工施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
- (5) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

3. 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。（「あらかじめ定められた間隔」とは、保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該保安品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）

(組織の内部の情報の伝達)

第7条の6 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、保安品質マネジメントシステムの実効性に関する保安委員会及び核燃料安全委員会の情報が確実に伝達されるようにする。（「保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第8条に規定する保安品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で保安品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。）

(マネジメントレビュー)

第8条 社長は、保安品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、保安品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）として、年1回以上保安委員会を開催する。

2. 保安委員会は、社長を委員長とし、管理責任者である所長及び品質・安全管理室長、並びに核燃料取扱主任者のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。

(マネジメントレビューに用いる情報)

第9条 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安委員会において、次に掲げる情報を報告する。

- (1) 保安内部監査の結果
- (2) 組織の外部の者の意見（外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）
- (3) プロセスの運用状況（「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
- (4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果（「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第13条の3において同じ。）。）
- (5) 保安品質目標及び施設管理目標の達成状況
- (6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（保安内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
- (7) 関係法令の遵守状況
- (8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
- (9) 従前の保安委員会の結果を受けて講じた措置
- (10) 保安品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更
- (11) 部門又は要員（管理責任者、核燃料取扱主任者を含む。）からの改善のための提案
- (12) 資源の妥当性
- (13) 保安活動の改善のために講じた措置（保安品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）の実効性

(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)

第10条 社長は、保安委員会の結果を受けて、次に掲げる事項について決定する。

- (1) 保安品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善（「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。）
  - (2) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
  - (3) 保安品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
  - (4) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）
  - (5) 関係法令の遵守に関する改善
2. 品質・安全管理室長は、保安委員会の結果の記録を作成し、これを管理する。
  3. 所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として保安委員会の結果を受けて決定をした事項について、必要な措置を講じる。



### 第3節 資源の管理

#### (資源の確保)

第10条の2 所長は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源について、別表19に記載の各基準において担当部長にその資源を明確に定めさせる又は自ら定めるとともに、これを確保し、及び管理する。（「資源を明確に定め」とは、保安品質マネジメントシステムの計画を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）

- (1) 要員
- (2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）
- (3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）
- (4) その他必要な資源

#### (要員の力量の確保及び教育訓練)

第10条の3 所長又は各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練により、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力（以下「力量」という。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。

2. 各部長は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
  - (2) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。）を講ずること。
  - (3) 前号の措置の実効性を評価すること。
  - (4) 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。
    - 一 保安品質目標の達成に向けた自らの貢献
    - 二 保安品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
    - 三 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
  - (5) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。

#### 第4節 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

(個別業務に必要なプロセスの計画)

第11条 所長は第4条の2に基づき、管理責任者として、以下の各号の個別業務に必要な、プロセスにおける保安活動について定めた業務の計画（機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮することを含む。）として別表19に記載の各基準を担当部長に策定させる、又は自ら策定するとともに、そのプロセスを確立する。以下の(3)に関する各基準には、設備の加工・修理を実施した者以外による検査及び試験の実施又は立会、合否判定の基準及びリリースの方法に関する事項を含める。

- (1) 加工施設の操作
  - (2) 放射線管理
  - (3) 加工施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）
  - (4) 核燃料物質の管理
  - (5) 放射性廃棄物管理
  - (6) 非常時の措置
  - (7) 定期評価
2. 所長及び担当部長は、個別業務に必要なプロセスの計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。
3. 所長及び担当部長は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
- (1) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果
  - (2) 機器等又は個別業務に係る保安品質目標及び個別業務等要求事項
  - (3) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、保安文書及び資源
  - (4) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
  - (5) 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
4. 所長及び担当部長は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。

(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)

第11条の2 担当部長は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として、第11条第1項に関する基準及び関連標準において、明確に定める。

- (1) 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項
- (2) 関係法令
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、保安に係る組織が必要とする要求事項

(個別業務等要求事項の審査)

第11条の3 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を要員に実施させる又は自ら実施する。

2. 担当部長は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を要員に確認させる又は自ら確認する。
  - (1) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
  - (2) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
  - (3) 担当部の要員が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
3. 担当部長は、第1項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を要員に作成させ又は自ら作成し、これを管理する。
4. 担当部長は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。

(組織の外部の者との情報の伝達等)

第11条の4 所長は、第11条第1項に関する基準及び関連標準において、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を担当部長に明確に定めさせ、担当部長はこれを実施する。この方法には、次の事項を含む。

- ・ 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
- ・ 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
- ・ 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
- ・ 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法

(設計・開発計画)

第12条 設備管理部長は、第12条の2から第12条の7に記載する事項を定めた設計・開発管理に関する基準を定める。担当部長はその基準に従って、設計・開発（専ら加工施設において用いるための設計・開発に限る。設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計・開発を含む。原子力の安全のために重要な手順書等の設計・開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。）の計画（以下「設計・開発計画」という。）を策定するとともに、設計・開発を管理する。設計・開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動を行うことを含む。

2. 担当部長は、前項の基準に基づき、設計・開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。

- (1) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度
- (2) 設計・開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
- (3) 設計・開発に係る部門及び要員の責任及び権限
- (4) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源

3. 担当部長は、第1項の基準に基づき、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計・開発に関与する各者間の連絡を管理する。

4. 担当部長は、第1項の基準に基づき策定された設計・開発計画を、設計・開発の進行に応じて適切に変更する。

(設計・開発に用いる情報)

第12条の2 担当部長は、個別業務等要求事項として設計・開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。

- (1) 機能及び性能に係る要求事項
- (2) 従前の類似した設計・開発から得られた情報であって、当該設計・開発に用いる情報として適用可能なもの
- (3) 関係法令
- (4) その他設計・開発に必要な要求事項

2. 担当部長は、設計・開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。

(設計・開発の結果に係る情報)

第12条の3 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、設計・開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。(「設計・開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。)

2. 担当部長は、設計・開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計・開発の結果に係る情報を承認する。
3. 担当部長は、設計・開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
  - (1) 設計・開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。
  - (2) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること(設計・開発の結果として、施設及び設備の配置及び構造上の特徴、並びに施設及び設備の経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録し、第62条の6に定める保全計画に反映して保全を実施するため、その記録を維持することを含む。)
  - (3) 合否判定基準を含むものであること。
  - (4) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。

(設計・開発レビュー)

第12条の4 担当部長は、設計・開発の適切な段階において、設計・開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査(以下「設計・開発レビュー」という。)を実施する。

- (1) 設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
  - (2) 設計・開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
2. 担当部長は、設計・開発レビューに、当該設計・開発レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計・開発に係る専門家を参加させる。
  3. 担当部長は、設計・開発レビューの結果の記録及び当該設計・開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(設計・開発の検証)

第12条の5 担当部長は、設計・開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計・開発計画に従って検証を実施する（設計・開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計・開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。

2. 担当部長は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
3. 担当部長は、当該設計・開発を行った要員と異なる者に第1項の検証をさせる。

(設計・開発の妥当性確認)

第12条の6 担当部長は、設計・開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計・開発計画に従って、当該設計・開発の妥当性確認（以下この条において「設計・開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ設計・開発妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計・開発妥当性確認を行うことを含む。）。

2. 担当部長は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計・開発妥当性確認を完了する。
3. 担当部長は、設計・開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計・開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(設計・開発の変更の管理)

第12条の7 担当部長は、設計・開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。

2. 担当部長は、設計・開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
3. 担当部長は、前項の審査において、設計・開発の変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。
4. 担当部長は、第2項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。

(調達プロセス)

第12条の8 業務管理部長は、第12条の9から第12条の10に記載する事項を定めた調達管理に関する基準を定める。担当部長及び担当グループ長は、その基準に従って調達手続きを行うとともに、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。

2. 担当部長及び担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を保安文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、次に示すような管理の方法及び程度を定める。（「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）
  - ・ 採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。
  - ・ 一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。
3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の評価及び選定に係る判定基準を定める。
5. 担当部長及び担当グループ長は、第3項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
6. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（加工施設の保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。

(調達物品等要求事項)

第12条の9 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。

- (1) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
  - (2) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
  - (3) 調達物品等の供給者の保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
  - (4) 調達物品等の不適合の報告（偽造品又は模造品等の報告を含む。）及び処理に係る要求事項
  - (5) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
  - (6) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
  - (7) その他調達物品等に必要な要求事項
2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等要求事項として、調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。（「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。）
3. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
4. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

(調達物品等の検証)

第12条の10 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。

2. 担当部長及び担当グループ長は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。

(個別業務の管理)

第12条の11 担当部長は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。

- (1) 加工施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、並びに、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。
- (2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
- (3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- (4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
- (5) 第13条の2の規定に基づき監視測定を実施していること。
- (6) 本章の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。



(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)

第12条の12 担当部長は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。

2. 担当部長は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証する。
3. 担当部長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
4. 担当部長は、第1項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。
  - (1) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
  - (2) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
  - (3) 妥当性確認の方法（対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）

(識別管理)

第12条の13 担当部長は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。（「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。）

(トレーサビリティの確保)

第12条の14 担当部長は、トレーサビリティ（機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合には、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。

(組織の外部の者の物品)

第12条の15 担当部長は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。）

(調達物品の管理)

第12条の16 担当部長は、担当部長及び担当グループ長が調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含む。）する。

(監視測定のための設備の管理)

第12条の17 担当部長は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。

2. 担当部長は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
3. 担当部長は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
  - (1) 第11条の規定に基づき定めた各基準に基づく間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。
  - (2) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
  - (3) 所要の調整がなされていること。
  - (4) 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。
  - (5) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
4. 担当部長は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
5. 担当部長は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じる。
6. 担当部長は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
7. 担当部長は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。

## 第5節 評価及び改善

(監視測定、分析、評価及び改善)

第12条の18 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）の計画として第4条の2に定める規則、基準及び標準に定め、これを要員に実施させる、又は自ら実施する。

2. 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるように、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制（電子メール、社内イントラネットの利用を含む。）を構築する。

(組織の外部の者の意見)

第12条の19 社長、所長、品質・安全管理室長、核燃料取扱主任者及び担当部長は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。

2. 担当部長は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定める。

(保安内部監査)

第13条 品質・安全管理室長は、保安品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安内部監査に関する基準を定める。品質・安全管理室長は、この基準に基づき、保安活動の重要度に応じて、年1回以上、客観的な評価を行う部門その他の体制として選定基準を満たす被監査対象部門以外の者より選任した監査員により保安内部監査を実施させる。

- (1) 保安品質マネジメントシステムに係る要求事項
  - (2) 実効性のある実施及び実効性の維持
2. 前項の基準には、保安内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。
  3. 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して保安内部監査の対象を選定し、かつ、保安内部監査の実施に関する計画（以下「保安内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、保安内部監査の実効性を維持する。
  4. 第1項の基準には、保安内部監査を行う要員（以下「保安内部監査員」という。）の選定基準を定め、保安内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
  5. 品質・安全管理室長は、保安内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する保安内部監査をさせない。
  6. 品質・安全管理室長は、保安内部監査実施計画の策定及び実施並びに保安内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、保安内部監査員又は保安内部監査を実施した部門が保安内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに保安内部監査に係る要求事項を手順書等に定める。
  7. 品質・安全管理室長は、保安内部監査の対象として選定された領域に責任を有する担当部長に保安内部監査結果を通知する。
  8. 品質・安全管理室長は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた担当部長に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
  9. 品質・安全管理室長は、担当部長が実施した改善内容を確認し、その結果を社長、所長及び核燃料安全委員会に報告する。

(プロセスの監視測定)

第13条の2 所長及び各部長は、プロセスの監視測定（対象として、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法（監視測定の実施時期、監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期を含む。）により、これを行う。

2. 所長及び各部長は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、第4条第4項(3)に掲げる保安活動指標を用いる。
3. 所長及び各部長は、第1項の方法により、プロセスが第7条の2第1項及び第11条第1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができることを実証する。
4. 所長及び各部長は、第1項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
5. 所長及び各部長は、第7条の2第1項及び第11条第1項の計画として定めた各基準に規定した結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。

(機器等の検査等)

第13条の3 担当グループ長は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。これら検査等に係る担当グループ長は、当該検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないグループの者とする。

2. 担当グループ長は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。
3. 担当グループ長は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。
4. 担当グループ長は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
5. 担当グループ長は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。この独立性の確保に当たり、事業所の加工施設が重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていないことを踏まえ、少なくとも当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させる。（「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）
6. 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。

(不適合の管理)

第14条 所長は管理責任者として、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等又は個別業務を識別することを含む。）。

2. 所長は、不適合の処理に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を基準に定める。
3. 担当部長は、前項に定められた基準に従い、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
  - (1) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
  - (2) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
  - (3) 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
  - (4) 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
4. 担当部長は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、環境安全部長は、この記録を管理する。
5. 担当部長は、第3項第1号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
6. 担当部長は、不適合の処置の結果を所長に報告する。

(データの分析及び評価)

第14条の2 環境安全部長は、保安品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該保安品質マネジメントシステムの実効性の改善（保安品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、保安品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。

2. 環境安全部長は、前項のデータの分析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を取得する。
  - (1) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
  - (2) 個別業務等要求事項への適合性
  - (3) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。）
  - (4) 調達物品等の供給者の供給能力

(継続的な改善)

第14条の3 社長は経営責任者として、また、所長及び品質・安全管理室長は管理責任者として、保安品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な改善を行うために、保安品質目標の設定、保安委員会及び保安内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。

(是正処置等)

第15条 所長は管理責任者として、各部長に個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じさせる。

- (1) 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。
  - 一 不適合その他の事象の分析（情報の収集及び整理並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。）及び当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。）
  - 二 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
- (2) 必要な是正処置を明確にし、実施すること。
- (3) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。
- (4) 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。
- (5) 必要に応じ、保安品質マネジメントシステムを変更すること。
- (6) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施すること。
- (7) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

2. 所長は、前項各号に掲げる事項について、基準に定める。
3. 環境安全部長は、前項の基準に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にし、各部長は、適切な措置を講じる。（「適切な措置を講じる」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。）
4. 各部長は、是正処置等の結果を所長に報告する。



(未然防止処置)

第15条の2 所長は管理責任者として、各部長に、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じさせる。

- (1) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
- (2) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
- (3) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
- (4) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。
- (5) 講じた全ての未然防止処置及びその結果の記録を作成し、これを管理すること。

2. 所長は、前述の各号に掲げる事項について、基準に定める。

(情報の共有及び公開)

第15条の3 所長は、第12条の8第6項に記載する調達物品等の技術情報及び第58条から第65条に記載する施設管理により得られた技術情報であって、保安の向上に資するために必要な技術情報について、他のウラン加工事業者と共有する措置を基準に定める。環境安全部長は、その基準に従い必要な技術情報を共有する措置を講じる。

2. 所長は、加工施設の保安の向上を図る観点から、不適合の情報公開に関する基準を定める。業務管理部長は、その基準に従い該当する不適合の内容を公開する。

## 第6節 組織及び職務

(保安活動を行う者の組織)

第16条 核燃料物質の加工に関する保安を確保するため、次の管理組織をおく。

- (1) 社長
- (2) 所長（管理責任者）
- (3) 品質・安全管理室長（管理責任者）
- (4) 保安委員会（マネジメントレビュー）
- (5) 核燃料取扱主任者
- (6) 核燃料安全委員会
- (7) 業務管理部長
- (8) 品質保証部長
- (9) 燃料製造部長
- (10) 環境安全部長
- (11) 設備管理部長
- (12) 購買グループ長
- (13) 燃料品質グループ長
- (14) 製造管理グループ長
- (15) 製造技術グループ長
- (16) 輸送管理グループ長
- (17) 計量・廃棄物管理グループ長
- (18) 安全管理グループ長
- (19) 保安・防災グループ長
- (20) 環境管理グループ長
- (21) 工務グループ長
- (22) 設備設計グループ長

2. 前項の管理組織は、別図1に示すとおりとする。

3. 第1項の管理組織のうち、社長は、所長及び品質・安全管理室長を管理責任者として任命する。

第1項の管理組織のうち、社長は、所長、品質・安全管理室長、各部長及び保安委員会委員を任命する。

第1項の管理組織のうち、所長は、各グループ長を任命する。

第1項の管理組織のうち、核燃料取扱主任者については、第18条第1項に定める。

第1項の管理組織のうち、核燃料安全委員会委員については、第21条第4項に定める。

4. 所長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ社長の指名する代行者がその職務を行う。

第1項の各部長及び各グループ長が、出張、疾病、その他の事由により職務を行うことができない場合は、あらかじめ所長の指名するそれぞれの管理組織の代行者がその職務を行う。

核燃料取扱主任者については、第18条第2項に定める。

(職務)

第17条 各職位を担当する者は、この規定を遵守して、保安に関する職務を遂行する。

2. 保安品質マネジメントシステムに係る社長、所長、品質・安全管理室長及び各部長の職務は、第4条から第15条の3のとおりとする。また、各部長は、第3項の各自の職務に基づき、保安品質マネジメントに係る業務の計画、実施、評価及び改善、並びに第7条の保安品質目標の設定及び第62条の2に基づき所長が定める施設管理目標に関する業務を行う。

3. 事業所における各職位を担当する者の職務は次のとおりとする。

(1) 所長は、事業所における核燃料物質の加工に関する保安を総括する。

(2) 業務管理部長は、購買グループ長が行う物品及び役務の調達管理に関する業務を指揮監督する。

また、第83条に定める事業所防災組織の調達係が実施する調達及び総務広報係が実施する事業所内外への連絡等の手順を標準に規定する。

(3) 品質保証部長は、燃料品質グループ長が行う分析作業及び燃料品質に係る検査作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を指揮監督する。

また、第83条に定める事業所防災組織の施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。

(4) 燃料製造部長は、製造管理グループ長が行う核燃料の製造作業及び開発作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理、製造技術グループ長が行う核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に係る技術支援、輸送管理グループ長が行う核燃料物質の受入れ及び払出し並びに周辺監視区域外への運搬作業並びに計量・廃棄物管理グループ長が行う放射性廃棄物の保管管理及び放射性廃棄物の処理作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに受入仕様の適合確認に関する業務を指揮監督する。

また、第83条に定める事業所防災組織の除染係が実施するウラン回収及び施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。

- (5) 環境安全部長は、安全管理グループ長が行う臨界安全管理、保安・防災グループ長が行う教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理及び加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに環境管理グループ長が行う放射線管理、放射性廃棄物の放出管理及び環境放射線モニタリング並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに管理区域への出入管理及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する業務を指揮監督する。

また、第 83 条に定める事業所防災組織の技術係が実施する非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定及び事故拡大防止対策の検討、放管係が実施する被ばく管理、汚染管理及び事業所内外の放射線管理、除染係が実施する除染、救護消火係が実施する消火活動等、情報 1 係が実施する通報・連絡、情報 2 係が実施する情報交換・相互協力、警備誘導係が実施する誘導、監視警戒等並びに施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。

- (6) 設備管理部長は、工務グループ長が行う建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全並びに設備設計グループ長が行う各部から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を指揮監督する。

また、第 83 条に定める事業所防災組織の工務係が実施する給排気設備の停止、非常用電源設備の起動及び放射性物質の漏えい防止のための目張り等並びに施設責任者が実施する施設・設備の点検等の手順を標準に規定する。

- (7) 購買グループ長は、業務管理部長の指揮監督を受け、物品及び役務の調達管理に関する業務を行う。

- (8) 燃料品質グループ長は、品質保証部長の指揮監督を受け、分析作業及び燃料品質に係る検査作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。

- (9) 製造管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。

- (10) 製造技術グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料の製造作業及び開発作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に係る技術支援に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。

- (11) 輸送管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、核燃料物質の受入れ及び払出し並びに周辺監視区域外への運搬作業に関する業務を行う。

- (12) 計量・廃棄物管理グループ長は、燃料製造部長の指揮監督を受け、放射性廃棄物の保管管理及び放射性廃棄物の処理作業並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに受入仕様の適合確認に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。

- (13) 安全管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、臨界安全管理に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査に関する業務を行う。

- (14) 保安・防災グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、教育・訓練の実施管理、保全区域の管理、周辺監視区域への出入管理及び加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理に関する業務を行う。

また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。

核燃料取扱主任者の指揮監督を受け、第 19 条及び第 21 条に定める事項に係る事務に関する業務を補佐する。

環境安全部長と核燃料取扱主任者の指揮命令が異なる場合は、核燃料取扱主任者の指揮命令を優先する。

- (15) 環境管理グループ長は、環境安全部長の指揮監督を受け、放射線管理、放射性廃棄物の放出管理及び環境放射線モニタリング並びに当該作業に係る設備の設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに管理区域への出入管理及び放射性廃棄物でない廃棄物の管理に関する業務を行う。
- また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。
- (16) 工務グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、建物、給排気設備、給排水設備、非常用電源設備、電気設備、警報設備、消火設備等（ただし、他部が所管する設備を除く）の運転及び設計、工事、巡視、点検その他の施設の管理並びに各部長から依頼を受けた施設の保全に関する業務を行う。
- (17) 設備設計グループ長は、設備管理部長の指揮監督を受け、各部から依頼を受けた施設・設備に係る設計・開発に関する業務を行う。
- また、所長による総括の下、第 59 条の 2 に定める使用前事業者検査及び第 59 条の 3 から第 59 条の 4 に定める定期事業者検査に関する業務を行う。
- (18) 各職位を担当する者は、各自の職務に基づき、火災又は爆発、加工施設内での溢水、地震その他の自然現象等（以下「設計想定事象」という。）に係る加工施設の保全に関する措置及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模な自然災害若しくは故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）に係る加工施設の保全に関する措置（以下「設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置」という。）、異常時の措置、非常時の措置、教育・訓練、核燃料物質等の周辺監視区域内の運搬作業、調達、施設管理、定期評価並びに記録及び報告に関する業務を行う。

## 第7節 核燃料取扱主任者

(核燃料取扱主任者の選任)

第18条 核燃料取扱主任者は、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長が選任する。なお、核燃料取扱主任者は、第16条第1項に示す(1)から(3)の管理組織、並びに(7)から(22)の管理組織（これらの指揮監督を受ける者を含む。）とは兼任しないものとする。

2. 核燃料取扱主任者が出張、疾病、その他のやむを得ない事情により、その職務を遂行できない場合を考慮して、核燃料取扱主任者免状を有する者であつて、核燃料物質等の取扱いの業務に従事した期間が3年以上である者のうちから、社長はあらかじめ代行者を選任しておく。その場合、代行者は核燃料取扱主任者として職務を遂行する。

(核燃料取扱主任者の職務)

第19条 核燃料取扱主任者は、核燃料物質等の取扱いに関し、加工施設の保安を監督するため、次に掲げる職務を誠実に行う。

- (1) 保安上必要な場合には、社長に対し意見を具申すること。
- (2) 保安上必要な場合には、所長又は品質・安全管理室長に対し意見を具申すること。
- (3) 保安上必要な場合には、核燃料物質等の取扱いに従事する者へ指示すること。
- (4) 保安上必要な場合には、施設の運転又は管理に従事する者に指導・助言すること。
- (5) 社長に対して、年4回以上、(2)の意見具申の内容及び第21条に定める核燃料安全委員会の審議内容を含む加工施設の保安上の状況を報告すること。
- (6) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の結果を確認すること。
- (7) 原子炉等規制法に基づき行う報告の内容を確認すること。
- (8) 第12章に示す記録を確認すること。
- (9) 次の計画の作成、改訂内容を審査すること。
  - 一 保安教育の計画、設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動及び重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動（以下「設計想定事象等対処活動」という。）訓練の計画及び非常事態に対処するための訓練（以下「非常時訓練」という。）の計画
  - 二 保全計画
    - ・ 点検計画
    - ・ 定期事業者検査の実施計画
    - ・ 設計及び工事の計画
    - ・ 特別な保全計画
  - 三 (工事) 作業計画
  - 四 製造計画
- (10) 別表19に記載の各基準、並びに第4章、第7章及び第8章に定める事項に関する各基準の制定及び改廃においてその内容を審査すること。
- (11) その他、保安の監督に関して必要なこと。

(意見等の尊重)

第20条 核燃料取扱主任者から意見の具申を受けた社長、所長又は品質・安全管理室長は、その意見を尊重する。

2. 核燃料物質等の取扱いに従事する者は、核燃料取扱主任者が第19条第1項(3)に基づき行った指示に従う。
3. 施設の運転又は管理に従事する者は、核燃料取扱主任者より指導・助言を受けた場合は、その指導・助言を十分に尊重する。



## 第8節 核燃料安全委員会

(核燃料安全委員会)

- 第21条 核燃料物質等の加工に関する保安を確保するため、事業所に核燃料安全委員会を置く。所長は、第2項から第4項及び第22条に記載する事項を定めた基準を定める。
2. 核燃料安全委員会は、加工施設の保安に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 加工施設に関する次の事項
    - 一 加工事業許可及び加工施設の設計及び工事の計画に関する事項
    - 二 施設の保安上重要な補修、改造に関する事項
    - 三 定期事業者検査に関する事項
  - (2) 保安教育の年次計画、設計想定事象等対処活動訓練の年次計画及び非常時訓練の年次計画に関する事項
  - (3) 保安規定の変更及び別表19に記載の各基準に関する事項  
ただし、第13条に定める保安内部監査に関する基準を除く。
  - (4) 施設の運転及び保全に伴う誤操作の防止を含む安全の確保に関する事項
  - (5) 設計想定事象等対処活動を行うために必要な体制を含む安全管理体制に関する事項
  - (6) 事故原因の調査及び事故対策並びにその対策結果の評価に関する事項
  - (7) その他保安に関する重要事項
3. 核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長の諮問に応じて審議し答申する。核燃料安全委員会は第2項に掲げる事項について、所長以外の者より審議依頼があった場合も審議し、その結果を審議依頼者に勧告するとともに、委員長は所長に報告する。なお、審議の結果、委員長が対応を必要と判断した事項への対応については、審議依頼者に核燃料安全委員会への審議依頼又は報告を行わせる。
4. 核燃料安全委員会の運営は、次の各号によるものとする。
- (1) 委員長は核燃料取扱主任者とし、各部長のほか、委員長が指名する委員をもって構成する。
  - (2) 核燃料安全委員会の審議事項であって緊急に処理する必要がある、かつ、核燃料安全委員会の開催が困難な場合は、各委員の了解を得て、持ち回り確認により核燃料安全委員会の審議に代えることができる。
  - (3) 保安・防災グループ長は、核燃料安全委員会の審議項目及び核燃料取扱主任者の意見を含めた審議内容を記録し、これを5年間保管する。

(答申及び勧告の尊重)

- 第22条 所長は、核燃料安全委員会の答申及び前条第3項における審議依頼者への勧告を尊重しなければならない。
2. 所長は、前項に係る答申及び勧告の内容、並びにこれに関して講じた処置等の必要な事項について、関係者に通知しなければならない。

### 第3章 教育・訓練

(力量、教育・訓練及び認識)

第23条 所長は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員が必要な力量を持ち、自らの活動のもつ意味及び重要性、品質目標達成への貢献について認識を高めるため、教育・訓練に関する基準を定める。

2. 各部長は、事業所全体の教育・訓練を次のとおり実施する。
  - (1) 環境安全部長は、第1項の基準に基づき、毎年度、別表1に定める保安に必要な知識、行動に関する保安教育の計画を作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。
  - (2) 各部長は、前号の計画に基づき、所長、品質・安全管理室長、事業所に在籍する役員、事業所で作業を行う従業員、臨時雇員及び請負会社従業員（以下「従業員等」という。）に保安教育を年1回以上実施し、その結果について、環境安全部長に報告する。
  - (3) 原子燃料工業株式会社東海事業所で別表1に定める事項と重複する保安教育を受けた後、事業所で業務を開始する者については、保安教育を受けた後1年以内の期間に限り、各部長は、原子燃料工業株式会社東海事業所での教育内容を勘案し、別表1に定める教育時間を省略又は変更できる。
  - (4) 事業所従業員以外の者（以下「請負会社従業員等」という。）に対する別表1に定める保安教育は、原則として事業所従業員自らが実施する。ただし、請負会社従業員等に保安教育を実施させる場合、環境安全部長は、必要な教育内容を請負会社従業員等に提示するとともに、その結果を報告させ、核燃料取扱主任者の確認を得る。
  - (5) 環境安全部長は、放射線業務従事者以外の者であって、第47条に定める管理区域一時立入者に対して、必要に応じ注意書きの配付等の方法により教育を施す。
  - (6) 環境安全部長は、(2)、(3)及び(4)の保安教育の実施結果の妥当性を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。
3. 各部長は、加工施設の操作及び管理に関する教育・訓練について、次のとおり実施する。
  - (1) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ加工施設の操作に関する習得すべき事項とその評価方法を定め、毎年度、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、加工施設の操作に必要な力量を有することを認定する。
  - (2) 各部長は、前項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、あらかじめ使用前事業者検査及び定期事業者検査に関する検査員として必要な事項を定め、該当する要員に対する教育・訓練を実施し、検査に必要な力量を有することを認定する。
  - (3) 各部長は、(1)及び(2)の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。
4. 各部長は、緊急作業についての教育・訓練を次のとおり実施する。
  - (1) 各部長は、第2項の保安教育のほかに、第1項の基準に基づき、該当する要員に対してあらかじめ別表1の2に定める緊急作業についての教育・訓練を実施し、その結果について環境安全部長に報告する。
  - (2) 環境安全部長は、前号の実施結果を評価し、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、記録を保管する。
5. 所長は、第2項(6)、第3項(3)及び第4項(2)の報告内容を評価し、必要に応じて基準を改訂し、次年度の保安教育及び教育・訓練に反映する。

(設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練)

第24条 環境安全部長は、第25条及び第81条に定める各基準に基づいて、従業員等に対する訓練として、設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練について、計画を毎年度作成し、核燃料取扱主任者の審査を受けるとともに、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。

2. 所長は、前項の訓練計画に基づき、従業員等に対する設計想定事象等対処活動訓練及び非常時訓練を年1回以上実施する。
3. 環境安全部長は、前項に定める訓練の実施結果に基づいて、各基準の改訂の必要性を含む評価を行い、核燃料取扱主任者の確認を得て、所長に報告するとともに、その記録を保管する。
4. 所長は、前項の評価の結果に基づいて、必要に応じて各基準を改め、次年度の訓練計画に反映させる。

## 第4章 加工施設の操作

### 第1節 加工施設の操作に係る計画、実施、評価及び改善

(加工施設の操作に係る計画及び実施)

第25条 各部長は、第17条に定める職務に従い、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた加工施設の操作に係る計画として各基準及び臨界安全管理に係る計画として基準を定める。

所長は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うに当たっては財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、第30条の3から第30条の4に記載する事項を定めた設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置に係る計画として、基準を定める。

所長は、第36条から第37条に記載する事項を定めた異常時の措置に係る計画（異常の検知を知らせる警報作動時の手順を含む。）として、各基準を定める。

2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第27条から第35条（ただし、第30条の3から第30条の4に関する事項を除く。）の業務を実施させる。

所長は、前項に定めた基準に基づいて、第30条の3から第30条の4及び第36条から第37条の業務を実施させる。

(加工施設の操作に係る評価及び改善)

第26条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第27条から第37条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた所長又は担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。

2. 前条第1項の基準を定めた所長又は担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。

## 第2節 通則

(加工施設の使用)

第27条 各部長は、加工施設において核燃料物質等を取り扱う場合、別表2に示す加工施設を使用する。

(操作員の確保)

第28条 各部長は、第23条及び第24条に定める教育・訓練を終了し、第23条に定める加工施設の操作に必要な力量を有すると認定された者に操作員として操作させる。

2. 各部長は、加工施設の操作に必要な構成人員をそろえ、操作させる。

第29条 削除

(操作上の一般事項)

第30条 各部長は、加工施設の操作に当たっては、誤操作を生じにくいように留意するとともに、常に当該設備の作動状況及び機器の性能の把握に努め、次の事項を遵守する。

- (1) 当該設備の状態、計器、表示装置等の監視について項目及び頻度を定めて行うこと。
- (2) 操作に当たっては、設備の運転開始に先立って確認すべき事項、操作に必要な事項、運転停止後に確認すべき事項及び引継時に実施すべき事項について、基準・標準等を用い、操作する者に教育・訓練を実施して周知徹底すること。
- (3) 制御盤、操作器、指示計、記録計、表示装置、警報装置等の操作に当たっては、以下に示す操作性及び人間工学上の諸因子を考慮した措置を講じること。
  - 一 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるように、表示装置及び操作器を配置すること。
  - 二 表示装置は、誤操作・誤判断を防止するために、重要度に応じて色で識別できるようにすること。
  - 三 操作器は、誤操作を防止するために、必要に応じて保護カバー等を設け、色、形状等により容易に識別できるようにすること。
- (4) 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて緊急時の対応手順を現場に明示し、円滑に対応できる措置を講じること。

2. 各部長は、非定常作業であって、核燃料物質等を取り扱う場合、あらかじめその臨界安全管理及び被ばく管理の方法を標準類に定めるか、又は、非定常作業の都度、事前に核燃料取扱主任者の確認を受ける。

## 第2節の2 設計想定事象等に係る加工施設の保全に関する措置

### 第30条の2 削除

(設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置)

第30条の3 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、設計想定事象に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付1に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。

- (1) 可燃物の管理、又は消防吏員への通報、消火若しくは延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）に関する手順を定め、これを要員に守らせること。この手順には、初期消火活動のため招集の通報連絡並びに通報連絡を受けて参集した要員が行う初期消火活動として粉末消火器により消火すること及びそれが困難な場合は水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）により消火することを含む。
  - (2) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的を実施すること。
  - (3) 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常を含む。）の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。
2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。
  3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。
  4. 各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により、火災の早期発見に努める。

(重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置※)

第30条の4 所長は、許可を受けたところによる基本設計又は基本的設計方針に即した対策が機能するよう、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊に係る加工施設の保全に関する措置として、加工施設の必要な機能を維持するための活動に関する次の各号を含む計画を基準として策定する。この計画には、添付2に示す加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項を含める。

- (1) 重大事故に至るおそれがある事故の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するための対策に関する手順を定め、これを要員に守らせること。
  - (2) 大規模損壊の発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関する手順を定め、これを要員に守らせること。
  - (3) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育・訓練を年1回以上定期的に実施すること。
  - (4) 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動を行うために必要な可搬消防ポンプ、泡消火薬剤、電源その他の資機材を備え付けること。
2. 所長は、前項の計画に基づいて、必要な要員を配置し、加工施設の必要な機能を維持するための活動を実施させる。
  3. 所長は、第24条に定める訓練等により、加工施設の必要な機能を維持するための活動の実効性を維持する。

※：重大事故に至るおそれがある事故発生時の保全活動を行う体制の整備については、加工事業変更許可申請書を踏まえ、加工施設においては重大事故の発生は想定されないものの、あえて設計基準を超える条件により重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合を想定し、重大事故の発生を防止するために必要な措置を定めるものである。

### 第3節 保安上特に管理を必要とする設備

(保安上特に管理を必要とする設備)

第31条 保安上特に管理を必要とする設備は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 核的制限値を有する加工設備  
ただし、質量制限値及び寸法制限値を有する設備の中で設備を操作する者により核燃料物質の取扱量を制限する必要がある設備
- (2) 熱的制限値を有する加工設備
- (3) 閉じ込め機能を有する設備
  - 一 放射性気体廃棄物の廃棄設備
  - 二 放射性液体廃棄物の廃棄設備
- (4) 非常用電源設備
- (5) 監視用放射線測定器

2. 第1項で定めた設備は、別表3に示したものとする。

(保安上特に管理を必要とする設備の機能の確保)

第32条 各部長は、第33条から第35条に規定する操作上の留意事項を確実にし、前条第1項に掲げる保安上特に管理を必要とする各設備の機能を確保するため、以下の措置を講じる。

- (1) 巡視、点検、定期事業者検査等により機能を確認する。
- (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、機能を回復させる。




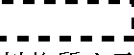

#### 第4節 操作上の留意事項

##### (臨界安全管理)

第33条 各部長は、核燃料物質を取り扱う設備機器のうち、核燃料物質の臨界安全上の制限値として、設備機器の寸法又は容積を制限することが困難なものについて、取り扱う核燃料物質の質量若しくは幾何学的形状を管理し、又はそれらのいずれかと十分裕度を持った減速条件を組み合わせた別表4に掲げる制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(1)、(2)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。

燃料製造部長は、酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程について、工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設定した研磨屑回収装置に収納される核燃料物質の質量が、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設定した運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を超えないように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせるとともに、酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑えるように作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(3)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。

各部長は、別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程について、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持するために作業の方法を定め、それに基づき作業を行わせる。その場合、下記に掲げる事項(4)、(5)及び(6)を操作員に遵守させ、十分な対策を講じる。

- (1) 核的制限値として質量制限が設けられている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に核燃料物質の秤量等を行い、別表4の制限値以内であることを確認した後、工程等へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。なお、所定の容器に収納される等で、その中に含有されている核燃料物質の質量があらかじめ判明しているものについては、これらの員数により制限値以下であることを確認すること。
- (2) 核的制限値として寸法制限、容積制限及び体数制限が適用されている工程では、別表4の運転管理方法に従い、事前に装荷される核燃料物質が別表4の制限値以内になることを確認した後、工程へ装荷すること。ただし、(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程を除く。
- (3) 酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程（研磨屑回収装置、運搬台車及び研磨屑乾燥機）では、別表4の運転管理方法に従い、センタレス研削盤の運転期間の制限を行い、研磨屑回収装置に流入する核燃料物質の質量を別表4の制限値以内とすること。また、別表4の運転管理方法に従い、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うこと。
- (4) 別図5に示す第2-2領域内で運搬台車により核燃料物質を移動する工程では、別表4の運転管理方法に従い、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うこと。
- (5) 核燃料物質を取り扱う設備機器付近の見やすい場所に、臨界安全上の制限値として核燃料物質の質量、寸法等の表示をすること。
- (6) 別図5に示す第2-2領域の  及び  並びに第2-7領域の  において、核燃料物質を取り扱わないこと。

2. 各部長は、前項(1)及び(2)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、作業実施前に担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、別表4に掲げる核的制限値を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。  
ただし、別表4の運転管理方法において、「監視機構により連続監視、確認する。」としているものについてはこの限りでない。
3. 燃料製造部長は、第1項(3)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって製造管理グループ長が指名する操作員（研磨運転管理者）により、センターレス研削盤の運転期間の制限及び研磨屑回収装置の回転数の維持に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。
4. 各部長は、第1項(4)に該当する作業を操作員に行わせるに当たり、担当操作員以外であって担当グループ長が指名する操作員により、運搬台車の移動の制限に係る別表4の運転管理方法を遵守していることの確認（ダブルチェック）を行わせる。ただし、第1項(3)の酸化ウラン研磨屑の回収に係る工程については、前項に定める研磨運転管理者により確認（ダブルチェック）を行わせる。

(漏えい管理)

第34条 各部長は、加工施設を操作する場合は、核燃料物質等の飛散及び漏えいがないように以下の対策を講じる。

- (1) 第30条第1項に定める設備の運転開始に先立って行う確認等により異常の有無を確認する。
  - (2) 異常を発見した場合には、第36条に従うとともに、速やかに第63条に定める補修のための手続きを行い、閉じ込めの機能を回復させる。
2. 設備管理部長は、第1種管理区域で核燃料物質等を取り扱うときは、給排気設備により第41条に定める第1種管理区域の室内の圧力を外気に対して19.6 Pa (2 mm水柱)以上の負圧に維持するとともに、室内の負圧を差圧計により連続的に監視する。
  3. 設備管理部長は、第1種管理区域内の部屋は、給排気設備により平均6回/時以上の換気を行い、空気中の放射性物質濃度が「核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示」(原子力規制委員会告示第8号)(以下「線量告示」という。)第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度以下となるよう管理する。
  4. 各部長は、第1種管理区域内で核燃料物質等が飛散するおそれのあるプレス、粉末混合機等の設備・機器及び固体廃棄物処理設備は、囲い式フード等の内部を排気することにより、その内部を室内に対して9.8 Pa (1 mm水柱)以上の負圧とする。核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有しない設備・機器に対してはフード内部の負圧を差圧計で確認し、核燃料物質等の取扱い時に開閉する開口部を有する設備・機器に対してはその開口部の風速が0.5 m/秒以上となるように開口部の風速を定期的に測定、点検して管理する。
  5. 燃料製造部長は、粉末状のウランは、パッキン付きの蓋をリングバンドで締め付けて密閉する構造の粉末保管容器に収納して保管し、ウラン粉末の飛散及び漏えいのないよう管理する。

(火災及び爆発の防止)

第35条 燃料製造部長は、熱的制限値を有する加工設備を加熱操作する場合は、その温度を別表5に定める熱的制限値以下に保つ。

2. 燃料製造部長は、別表5に定める可燃性ガスを取り扱う設備を操作する場合は、可燃性ガス漏えい検知器を作動させる。

## 第5節 異常時の措置

### (異常時の措置)

- 第36条 加工施設の操作に関し、設計想定事象（臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等の異常（異常の検知を知らせる警報が作動した場合を含む。）を含む。）、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生を発見した者は、直ちに担当部長に通報する。
2. 担当部長は、前項の通報を受けた場合は、直ちに異常状態の把握に努め、異常状態の解消及び当該設備の操作を停止する等の拡大防止に必要な応急措置を講じるとともに、関係部長に通報する。担当部長は、応急措置後の状態を監視し、状態の変化に応じて追加の措置を行うとともに、関係部長に通報する。担当部長は、状態の終息の確認後に監視の解除を判断する。
  3. 担当部長は、関係部長と協力して前項の異常の原因を調査し、加工施設の保安のために必要な措置を講じるとともに、所長及び核燃料取扱主任者に報告する。  
ただし、報告については、加工施設の保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。  
担当部長は、当該施設の操作を停止する等の措置を行った場合は、その再開等を判断する。
  4. 担当部長は、第2項に定める措置を講じたにもかかわらず、異常状態が拡大し非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、第88条に規定する通報を実施する。また、第90条に示す非常時体制が発令された場合は、所長の指示により、直ちに第16条に定める管理組織から第83条に定める事業所防災組織に組織体制を移行する。

### (異常時における設備の手動による作動)

- 第37条 担当部長は、第3節の保安上特に管理を必要とする設備及び第4節の操作上の留意事項に係る設備がインターロックにより自動的に作動すべきであるにもかかわらず、正常に作動しない事態が発生した場合は、直ちに手動により作動させる。

## 第6節 削除

第37条の2 削除

第37条の3 削除

## 第5章 放射線管理

### 第1節 放射線管理に係る計画、実施、評価及び改善

(放射線管理に係る計画及び実施)

第38条 環境安全部長は、第40条から第55条（ただし、第45条の2、第46条及び第46条の2に関する事項を除く。）に記載する事項を定めた放射線管理に関する基準を定める。

環境安全部長は、保全区域を明示し、第45条の2に記載する保全区域についての管理措置、第46条及び第46条の2に記載する事項を定めた周辺監視区域に関する基準を定める。

燃料製造部長は、第56条及び第57条に記載する事項を定めた核燃料物質等の運搬に関する基準を定める。

2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第40条から第57条の業務を実施させる。

(放射線管理に係る評価及び改善)

第39条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第40条から第57条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。

2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。

## 第2節 区域管理

### (管理区域)

第40条 線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所として、管理区域は、別図2-(2)から別図2-(6)に示す区域とする。

2. 環境安全部長は、第1項以外の場所であって線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えるか又はを超えるおそれのある場所が生じた場合は、一時的な管理区域として設定する。
3. 環境安全部長は、第2項の管理区域の解除を行う場合には、線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
4. 環境安全部長は、管理区域の設定又は解除を行う場合には、その旨を所長に報告するとともに、担当部長に事業所内への周知を行わせる。
5. 環境安全部長は、第1項に示す場所であって、次の各号を全て満たす場合には、一時的に管理区域を解除することができる。
  - (1) 管理区域を解除する場所が部屋単位であること。
  - (2) 部屋の排気設備の閉鎖、隣接する管理区域への扉の施錠等により、隣接する管理区域から汚染が拡大しないように対策を講じること。
  - (3) 必要に応じて除染作業を行い、室内の壁、床等の表面の放射性物質の密度（以下「表面密度」という。）及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。
  - (4) 必要に応じて遮蔽等の措置を講じ、外部放射線に係る線量が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認すること。
6. 環境安全部長は、管理区域を壁、さく等の区画物によって区画するほか、管理区域である旨を示す標識を設ける。

### (管理区域の区分)

第41条 前条の管理区域は、次の各号に基づき別図2-(2)から別図2-(6)に示すとおり区分する。

- (1) 放射性物質を密封して取り扱い又は貯蔵し、汚染の発生のおそれのない区域（以下「汚染のおそれのない区域」という。）：(第2種管理区域)
  - (2) 汚染のおそれのない区域以外の区域：(第1種管理区域)
2. 環境安全部長は、前項(2)の第1種管理区域について放射性物質によって汚染された物の表面密度及び空気中の放射性物質の濃度が線量告示第1条に定める管理区域に係る値を超えないことが明らかな区域については、一時的に第2種管理区域にすることができる。

(管理区域の特別措置)

第42条 環境安全部長は、管理区域のうち次の各号に定める区域について、核燃料取扱主任者による審査の上、標識の掲示、さく、施錠等の方法により他の場所と区分し、通常作業時の人の立入りを制限する。

- (1) 管理区域に立ち入る者が受ける外部放射線に係る線量を制限する必要がある区域
- (2) 空気中の放射性物質濃度若しくは床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面密度が線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度若しくは同告示第4条に定める表面密度限度を超える区域

2. 各部長は、前項の区域に人を立ち入らせる場合は、あらかじめ核燃料取扱主任者が審査し環境安全部長が定めた立入方法に従う。

(飲食及び喫煙の禁止)

第43条 環境安全部長は、管理区域内での飲食及び喫煙を禁止する措置を講じる。

(管理区域への出入管理)

第44条 環境安全部長は、許可された者以外の者を管理区域に立ち入らせない。

2. 環境安全部長は、施錠等により管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。

- (1) 管理区域出入口を経由すること。  
ただし、環境安全部長の承認を得てその指示に従う場合はこの限りでない。
- (2) 所定の個人線量測定器を着用すること。  
ただし、第47条に定める管理区域一時立入者で複数の者が立ち入る場合であって、環境安全部長があらかじめ定めた方法に従う場合はこの限りでない。

(第1種管理区域への出入管理)

第45条 環境安全部長は、施錠等により第1種管理区域にみだりに人の立入りができないような措置を講じるとともに、立ち入る者に対して次の事項を遵守させる措置を講じる。

- (1) 所定の被服を着用すること。
  - (2) 退出する場合は、ハンドフットクロスモニタ等により、身体及び身体に着用している物の表面密度の検査をすること。なお、ハンドフットクロスモニタが故障等により使用不能となった場合には、サーベイメータにて対応する。
2. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、身体及び身体に着用している物の表面密度が別表6に定める値を超えないような措置を講じる。
3. 環境安全部長は、第1種管理区域を退出する者について、放射性物質によって汚染された身体又は物に係る放射性物質の表面密度が別表6に定める値を超えた場合の措置をあらかじめ定めておく。



(保全区域)

第45条の2 保全区域は、管理区域以外の区域であつて別図2-(2)から別図2-(6)に示す区域とする。

2. 環境安全部長は、保全区域を標識等によって区別する。
3. 環境安全部長は、管理の必要性に応じて保全区域への立入制限、鍵の管理、物品の持出制限等の措置を講じる。


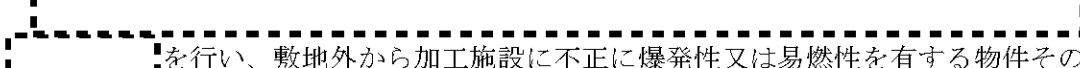
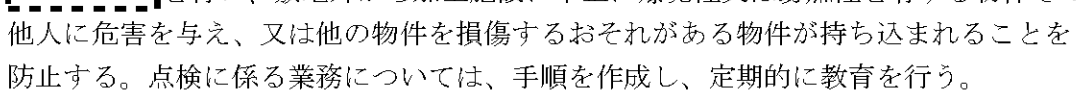
(周辺監視区域)

第46条 周辺監視区域は、管理区域の周辺の区域であつて別図2-(1)及び別図2-(2)に示す区域とする。

2. 環境安全部長は、前項の周辺監視区域境界にさくを設けるか、又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

第46条の2 環境安全部長は、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為の防止に関し、次の措置を講じる。

- (1) 加工施設の周辺及び周辺監視区域境界における監視、加工施設の出入口の施錠管理及び周辺監視区域内の定期的な巡視を行い、加工施設への人の不法な侵入及び核燃料物質等の不法な移動を防止する。また、加工施設への人の不法な侵入等を防止するための設備の管理を行い、その機能を維持する。
- (2) 第47条に定める管理上の人の区分に応じて、加工施設への出入管理を行い、加工施設への人の不法な侵入を防止する。
- (3) における核燃料物質等の持出し点検及び監視を行い、敷地内の人による核燃料物質等の不法な移動を防止する。ただし、周辺監視区域内における核燃料物質等の移動に当たっては、第56条及び第69条に従う。
- (4)  を行い、敷地外から加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件其他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止する。点検に係る業務については、手順を作成し、定期的に教育を行う。
- (5) 加工施設及び核燃料物質の防護のために必要な操作に係る情報システムに対して、不正アクセスによる妨害破壊行為を遮断し、サイバーテロを未然に防止するとともに、調達管理、アクセス管理及び電子媒体管理を行い、内部からの不正操作を防止する。また、情報システムに対する妨害破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合の対応を行う。

### 第3節 被ばく管理

(管理上の人の区分)

第47条 管理区域に立ち入る者を次のように区分する。

(1) 放射線業務従事者

核燃料物質の加工、加工施設の保全、核燃料物質等の運搬、貯蔵又は廃棄等の業務に従事し管理区域に立ち入る者。

(2) 管理区域一時立入者

放射線業務従事者以外の者で管理区域に一時的に立ち入る者。

(線量限度)

第48条 放射線業務従事者の線量限度は、別表7に定める値とする。

2. 放射線業務従事者の線量が限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、環境安全部長は当該放射線業務従事者の管理区域への立入禁止を指示する。

(線量の評価及び通知)

第49条 放射線業務従事者の線量の評価項目及びその頻度を別表8に定める。

2. 環境安全部長は、放射線業務従事者の線量を前項に基づいて評価する。
3. 環境安全部長は、前項による評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。ただし、社員以外の者にあつては、当該事業者を通じて通知する。

(被ばくの低減措置)

第50条 各部長は、管理区域内で作業を行う場合には、線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成可能な限り放射線被ばくを低減するために、作業による線量及び作業場の放射線環境に応じた作業方法を立案し、放射線業務従事者の受ける線量を低くするよう努める。

2. 環境安全部長は、作業実施に伴う放射線防護措置の状況を確認し、必要に応じて、担当部長に指導、助言を行う。
3. 各部長は、管理区域に立ち入る者に対し、必要に応じて放射線防護のために保護衣、保護靴等必要な保護具を着用させる。
4. 各部長は、設備のクリーニング、工事等の一時的に放射性物質濃度の高くなるおそれのある作業を行う場合には、一時的に簡易的なフードを設置し、放射線業務従事者に半面マスク、全面マスク等の呼吸保護具を着用させる。環境安全部長は、可搬式ダストサンプラ、エアスニファを用いて局所的な放射性物質濃度を測定する。

(床、壁等の除染)

第51条 各部長は、線量告示第4条に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させ又は発見した場合は、汚染拡大防止等の応急措置を講じるとともに、環境安全部長に連絡する。

2. 環境安全部長は、前項の汚染状況を確認し、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等の放射線防護上必要な指導、助言を行う。
3. 担当部長は、汚染の除去又は汚染の拡大防止措置等の放射線防護上必要な措置を講じ、措置結果について環境安全部長の確認を得る。

#### 第4節 線量当量等の測定

##### (線量当量等の測定)

第52条 環境安全部長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表9及び別表10に定めるところにより監視及び測定する。

2. 環境安全部長は、前項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。
3. 環境安全部長は、放射線管理に必要な情報である管理区域における空間線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を適切な場所に表示する。
4. 環境安全部長は、別図2-(2)に示す周辺監視区域境界付近に設けるモニタリングポストにより空間放射線量率を測定し、監視する。なお、モニタリングポストが故障等により機能しない場合には、サーベイメータにて対応する。
5. 環境安全部長は、気象観測装置が地震等の影響により使用不能となった場合には、代替手段により気象情報を入手して対応する。

##### (放射線測定器類の管理)

第53条 環境安全部長は、第59条の5に基づき、第62条の6に定める保全計画のもと、別表11に定める放射線測定器類を年1回点検・校正し、その機能が正常であることを確認する。

2. 前項に定める放射線測定器類が、故障等により使用不能となった場合は、速やかに修理又は代替品を補充する。

## 第5節 物品移動の管理

(第1種管理区域外への移動)

第54条 環境安全部長は、第1種管理区域外へ持ち出す物品については、表面密度が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。

(管理区域外への移動)

第55条 核燃料物質等を管理区域外へ移動させる場合には、環境安全部長は、必要に応じて遮蔽等の措置が講じられ、線量当量率が別表12に定める限度値を超えていないことを確認する。

(周辺監視区域内の運搬)

第56条 各部長は、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬する場合は、加工規則第7条の6に定める運搬に関する措置を講じ、運搬前にこれらの実施状況を確認する。

2. 各部長は、「核燃料物質等の工場又事業所の外における運搬に関する規則」(以下「外運搬規則」という。)及び「核燃料物質等車両運搬規則」(以下「車両運搬規則」という。)に定める運搬の技術上の基準に従って保安のために必要な措置が講じられていることを運搬前に確認した場合は、第1項にかかわらず、核燃料物質等を周辺監視区域内において運搬することができる。

(周辺監視区域外への運搬)

第57条 燃料製造部長は、核燃料物質等を周辺監視区域外へ運搬する場合は、運搬先の確認を行うとともに、外運搬規則及び車両運搬規則に定める運搬に関する措置を講じ、措置結果を所長に報告する。

## 第6章 施設管理

### 第1節 施設管理に係る計画、実施、評価及び改善

(施設管理に係る計画及び実施)

第58条 設備管理部長は、施設管理の計画として、第59条の2から第65条に記載する事項を定めた使用前事業者検査、定期事業者検査、保全計画、補修及び改造並びに給排気設備の停止に係る措置に関する基準を定める。

2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の2から第59条の4の業務を実施させる。

各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第59条の5から第65条の業務（ただし、第62条の2第1項に基づいて社長が施設管理方針を定めること及び見直すことを除く。）を実施させる。

(施設管理に係る評価及び改善)

第59条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第59条の2から第65条に記載する事項（ただし、第62条の2第1項に記載する事項を除く。）に関して、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の11の施設管理の有効性評価の結果を確認し、設備管理部長に報告する。ただし、設備管理部長自らに対する報告の必要はない。

2. 設備管理部長は、前項の報告を踏まえ、必要に応じて、定めた基準を改訂する。

## 第1節の2 使用前事業者検査

(使用前事業者検査の実施)

第59条の2 所長は、設計及び工事の計画の認可又は届出（以下「設工認」という。）の対象となる加工施設について、設置又は変更の工事に当たり、設工認に従って行われたものであること、「加工施設の技術基準に関する規則」へ適合することを確認するための使用前事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。

2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を検査員として配置する。
3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。
  - (1) 検査の実施体制を構築する。
  - (2) 検査要領書を定め、それを実施する。
  - (3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。
  - (4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。
  - (5) 加工施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。
    - 一 設工認に従って行われたものであること。
    - 二 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
  - (6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する。
4. 検査実施責任者は、設置又は変更の工事をする設工認対象の加工施設について、次の各号に掲げる事項を検査で判定する。
  - (1) 工事が設工認に従って行われたものであること。
  - (2) 「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであること。
5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。
6. 所長は、使用前事業者検査について、原子力規制委員会の確認を受けた後、当該施設の使用を許可する。

### 第1節の3 定期事業者検査

#### (定期事業者検査の実施)

第59条の3 所長は、加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを定期的に確認するための定期事業者検査（本条において以下「検査」という。）を総括する。

2. 担当グループ長は検査責任者として、検査の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検を行わないことはもとより、独立性確保の観点から、検査の対象となる機器等の工事又は点検に関与していない要員を検査員として配置する。
3. 担当グループ長は検査責任者として、次の各号に従い、適切に検査を実施する。定期事業者検査を行う対象、検査内容等は、第62条の6に定める保全計画に基づくものとする。ただし、設工認に従って行う施設の更新、改造等に伴い停止する安全機能については、その安全機能が停止する期間において講じる保安上の措置について核燃料取扱主任者による確認を受けた上で、当該施設の機能維持のために行う定期事業者検査を免除する。
  - (1) 検査の実施体制を構築する。
  - (2) 検査要領書を定め、実施する。
  - (3) 検査に係る結果の記録は、第97条に基づいて作成し、別表18に示す保管責任者が保存する。
  - (4) 検査員の教育訓練は、第10条の3に基づいて行う。
  - (5) 検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と検査項目ごとの判定基準を定める。
  - (6) 検査責任者は検査項目ごとの良否判定を検査員に行わせることができ、検査において必要な力量を有する者を指名する。また、検査員の中から当該検査を統括する検査実施責任者をあらかじめ指名する。
4. 検査実施責任者は、検査対象の加工施設が「加工施設の技術基準に関する規則」に適合することを検査で判定する。
5. 担当グループ長は検査責任者として、検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の加工施設が前項の基準に適合することを最終判断する。

#### (定期事業者検査の報告)

第59条の4 担当グループ長は、定期事業者検査の結果を、所長及び核燃料取扱主任者に報告するとともに、環境安全部長に通知する。通知を受けた環境安全部長は、各定期事業者検査の結果を取りまとめ、定期事業者検査報告書を作成する。



#### 第1節の4 計器及び放射線測定器の校正

(計器及び放射線測定器の校正)

第59条の5 加工施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器については校正を1年ごとに行う。ただし、放射線測定器についての校正は、第53条に基づく点検時に行う校正とする。

2. 前項の校正は、次の事項について第58条の施設管理に関する基準で定めるところに従う。

- (1) 異常が発見された場合の、それまでの測定結果に対する影響評価、処置及びそれらの記録に関する事項。
- (2) 測定値の正当性の保証が必要な場合の、使用した計量標準の記録、校正状態の識別、計器及び放射線測定器に必要となる保護に関する事項。

## 第2節 削除

第60条 削除

第61条 削除

第62条 削除

## 第2節の2 施設管理の実施に関する計画

(施設管理方針及び施設管理目標)

第62条の2 社長は、加工施設が許可を受けたところによるものであり、かつ、加工施設の技術基準に関する規則及び同規則の解釈に適合する性能を有するように、設置し、維持するため、施設管理方針を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理方針の見直しを行う。さらに、第62条の12に定める長期施設管理方針を策定又は変更した場合は、長期施設管理方針に従い保全を実施することを施設管理方針に反映する。

2. 所長は、施設管理方針に従って達成すべき施設管理目標（施設管理の重要度（以下「保全重要度」という。）が高い加工施設について定量的に定める目標を含む。）を定める。また、第62条の11の施設管理の有効性評価の結果及び施設管理を行う観点から特別な状態を踏まえ、施設管理目標の見直しを行う。

(保全対象範囲の策定)

第62条の3 各部長は、加工施設の中から、保全を行うべき対象範囲（以下「保全対象範囲」という。）として、以下の設備を選定する。

- (1) 安全機能を有する施設として、加工事業変更許可申請書及び設工認申請書に基づき設置した設備
- (2) 上記設備の安全機能に影響を及ぼすおそれのあるもの
- (3) その他自ら定める設備

(保全重要度の設定)

第62条の4 各部長は、保全対象について、範囲と安全機能を明確にした上で、保全重要度を設定する。保全活動は保全重要度に応じたものとする。

(保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視)

第62条の5 設備管理部長は、保全の有効性を監視、評価するために保全重要度を踏まえ、施設管理目標の中で、保全活動管理指標を設定する。

2. 設備管理部長は、保全重要度等を考慮して保全活動管理指標の目標値を設定する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。
3. 設備管理部長は、保全活動管理指標の監視項目、監視方法及び算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。なお、監視計画には計画の始期及び期間に関することを含める。
4. 設備管理部長は、監視計画に従い、保全活動管理指標に関する情報の採取及び監視を実施し、その結果を記録する。

(保全計画の策定)

第62条の6 各部長は、施設管理目標を達成するため、施設管理の実施に関する計画として以下の保全計画を策定する。施設及び設備の改造のための設計・開発管理を行った場合の保全計画の策定に当たっては、第12条の3第3項(2)に定めるところにより記録された保全において留意すべき事項を踏まえる。なお、事業所の加工施設が使用開始後の原子力施設であることを踏まえ、保全計画の始期は直近(次回)の定期事業者検査の開始日とし、保全計画の期間はその後(次々回)の定期事業者検査の開始日前日までの期間とする。

- (1) 点検計画
  - (2) 定期事業者検査の実施計画
  - (3) 設計及び工事の計画
  - (4) 巡視の計画
  - (5) 特別な保全計画
2. 各部長は、保全計画の策定に当たって、保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、第62条の10の保全の有効性評価の結果を踏まえ、保全計画の見直しを行う。
    - (1) 運転実績、事故及び故障事例などの運転経験
    - (2) 使用環境及び設置環境
    - (3) 劣化、故障モード
    - (4) 機器の構造等の設計的知見
    - (5) 科学的知見
  3. 各部長は、保全の実施段階での加工施設の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。

4. 各部長は、以下の事項を定めた点検計画を策定する。また、環境安全部長は、第 53 条に定める放射線測定器類の管理に関する点検計画を策定する。
- (1) 建物・構築物及び設備・機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。
- 一 予防保全
    - a. 時間基準保全
    - b. 状態基準保全
  - 二 事後保全
- (2) 選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。
- 一 時間基準保全
    - a. 具体的な点検方法
    - b. 建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
    - c. 実施頻度
    - d. 実施時期

なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に監視データを採取、点検等の状態監視を実施する場合は状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。
  - 二 状態基準保全
    - a. 建物・構築物及び設備・機器の状態を監視するために必要なデータ項目
    - b. 点検の具体的方法
    - c. 状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準
    - d. 実施頻度
    - e. 実施時期
    - f. 機器の状態が管理基準に達するか又は故障の兆候を発見した場合の対応方法
  - 三 事後保全
    - a. 機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法及び修復時期を定める。
5. 各部長は、保全対象範囲の建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態にある期間（一定の期間）について第 59 条の 3 に基づき実施する定期事業者検査により確認・評価する時期までに、定期事業者検査の実施計画として次の事項を定める。
- 一 所定の機能を発揮し得る状態にある期間（一定の期間）を確認・評価するために必要な定期事業者検査の項目
  - 二 定期事業者検査の具体的方法
  - 三 評価方法及び管理基準
  - 四 定期事業者検査の実施時期

6. 担当部長は、設計及び工事の計画の策定について、次のとおり実施する。
- (1) 担当部長は、保全計画の期間中に実施する加工施設の設計及び工事について、対象とする設備等、関係する要求事項、実施体制、工程等については、第 12 条に規定する設計・開発計画において明確にする。また、その計画段階において、法令に基づく手続きの可否について確認を行い、その結果を記録する。
  - (2) 担当部長は、工事の実施において、補修に係る工事については第 63 条に、改造に係る工事については第 64 条にそれぞれ規定する（工事）作業計画を作成することにより、設計時の考慮事項等が適切に施工時に反映した体制を整備する。
  - (3) 担当部長は、工事及び点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置として、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第 63 条及び第 64 条に基づいて作成する（工事）作業計画に、労働安全衛生法等関係法令を考慮して、保安を確保するための具体的な対策を計画する。また、点検等においては、加工施設の操作に関する計画として第 25 条に、放射線管理に関する計画として第 38 条に、それぞれ基づいて策定する基準に従い保安を確保する。
  - (4) 担当部長は、工事を実施する建物・構築物及び設備・機器が、所定の機能を発揮し得る状態にあることを、第 59 条の 2 に基づき実施する使用前事業者検査並びに使用前事業者検査以外の検査及び試験（以下「試験等」という。）により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。
    - 一 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な使用前事業者検査及び試験等の項目
    - 二 使用前事業者検査及び試験等の具体的方法
    - 三 評価方法及び管理基準
    - 四 使用前事業者検査及び試験等の実施時期
  - (5) 担当部長は、設備図書が実態を適切に示すものとなっていることを設計及び工事の計画、実施の各段階で確認する。
7. 各部長は、巡視の計画及び実施に関して、加工施設の状況を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から逸脱した場合、又は逸脱する兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができるよう、巡視を行う者の力量、巡視項目、巡視時の確認の視点等を標準に定めるとともに、巡視を行う者を選定して体制を構築し、毎日 1 回以上、別表 2 に示す加工施設の設備及びその設備が設置されている建物について巡視を行わせる。巡視は、第 30 条の 3、第 32 条、第 46 条の 2 及び第 85 条の観点の他、核燃料物質等の取扱いにおける安全の観点その他の観点を含めて行う。

8. 特別な保全計画の策定について、次のとおり実施する。

(1) 各部長は、加工施設を相当期間停止する場合その他施設管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、保全対象範囲の施設の状態（停止）等に応じた保全方法及び実施時期を定めた特別な保全計画を策定する。

(2) 各部長は、特別な保全計画に基づき保全を実施する建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得る状態にあることを点検によって確認・評価するまでに、次の事項を定める。

- 一 所定の機能を発揮し得る状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目
- 二 点検の具体的方法
- 三 評価方法及び管理基準
- 四 点検の実施時期

(保全の実施)

第62条の7 各部長は、第62条の6で定めた保全計画に従って保全を実施する。

2. 各部長は、保全の実施に当たって、必要な設計・開発については第12条による設計・開発管理を実施し、補修及び改造に関わる工事においては、それぞれ第63条及び第64条に基づいて作成する（工事）作業計画による工事管理を実施する。

3. 各部長は、保全の結果について記録し、保管する。

(保全の結果の確認・評価)

第62条の8 各部長は、あらかじめ定めた方法で、保全の実施段階で採取した建物・構築物及び設備・機器の保全の結果から所定の機能を発揮し得る状態にある一定の期間を所定の時期までに確認・評価し、記録する。

2. 担当グループ長は、加工施設の使用を開始するために、要求事項が満たされていることについて合否判定をもって検証するため、第59条の2による使用前事業者検査又は第59条の3から第59条の4による定期事業者検査を実施する。

各部長は、使用前事業者検査等の実施の結果を確認する。

3. 各部長は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを所定の時期までに確認・評価し、記録する。

(不適合管理、是正処置及び未然防止処置)

第62条の9 各部長は、施設管理の対象となる施設及びプロセスを監視し、以下の(1)及び(2)の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要な是正処置を講じるとともに、以下の(1)及び(2)に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる。

- (1) 保全を実施した建物・構築物及び設備・機器が所定の機能を発揮し得ることを確認・評価できない場合
  - (2) 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合であって、定めたプロセスに基づき、点検・補修等保全が実施されていることが確認・評価できない場合
2. 各部長は、他の原子力施設の運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こりえる問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる。
  3. 各部長は、第1項及び第2項の活動を第14条の3の継続的な改善に基づき実施する。
  4. 各部長は、保全の実施結果、原子力施設における保全に関する最新の知見及び第15条の3に定める技術情報の共有結果を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

(保全の有効性評価)

第62条の10 設備管理部長は、保全活動に関する情報(第62条の5の保全活動管理指標を含む。)を収集し、故障及び補修頻度等の分析を定期的に行い保全の有効性を評価する。また、評価結果を核燃料安全委員会へ報告する。

2. 各部長は、前項の報告を踏まえ、建物・構築物及び設備・機器の保全方式を変更する場合は、第62条の6第4項に基づき保全方式を選定する。
3. 設備管理部長は、保全の有効性評価の結果とその根拠及び必要となる改善内容について記録する。

(施設管理の有効性評価)

第62条の11 設備管理部長は、第62条の10の保全の有効性評価の結果及び第62条の2の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげる。

2. 設備管理部長は、施設管理の有効性評価の結果と改善の必要性について、所長へ報告する。



(経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)

第62条の12 設備管理部長は、「加工施設及び再処理施設の高経年化対策に関する基本的考え方について」(平成20・05・14原院第2号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定(NISA-181a-08-1)))及び「加工施設及び再処理施設における高経年化対策の評価の手引き(内規)」(平成20・05・14原院第3号(平成20年5月19日原子力安全・保安院制定))を参考とし、加工施設の経年劣化に関する技術的な評価(以下「高経年化に関する技術評価」という。)を実施し、加工施設の保全のために有効な実施すべき措置に関する10年間の長期施設管理方針を策定する。また、設備管理部長は、高経年化に関する技術評価を行うために設定した条件又は評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行う。

なお、高経年化に関する技術評価とは、加工施設について、その構成する建物・構築物及び設備・機器のうち安全機能を有するものについて、工学的に想定される経年変件事象の影響を分析し、その建物・構築物及び設備・機器に施されている現状の保安活動が、その経年変件事象の顕在化による建物・構築物及び設備・機器の機能喪失を未然に防止できるかどうかの評価を行うことをいう。

2. 第1項の評価は、10年を超えない期間ごとに、再評価を行う。
3. 長期施設管理方針は、第62条の2に規定する長期施設管理方針を施設管理方針に反映することにより、施設管理における各種活動を一体として実施することを踏まえ、添付3に示すものとする。

### 第3節 補修及び改造

#### (補修)

第63条 各部長は、第36条第3項に基づき異常の原因を調査した結果、正常な状態に復帰させるために補修が必要と判断した場合、又は、その他の理由で補修が必要と判断した場合は、補修作業を自ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。

2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の補修作業を実施するに当たっては、関係部長と協議の上、(工事)作業計画を作成し、火災・爆発防止その他の安全対策を講じるとともに、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した補修作業については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を受ける。ただし、補修が加工施設の消耗品の取替等で保安に及ぼす影響が軽微なものを除く。
3. 前項の補修作業を行った部長は、当該設備の機能確認のための試験により正常に機能することを確認し、その結果を核燃料取扱主任者に報告するとともに、設備管理部長及び関係部長に通知する。  
また、所長の承認を受けた補修を行ったときは、その結果を所長に報告する。

#### (改造)

第64条 各部長は、施設の改造を行う場合、自ら実施する又は設備管理部長に実施を依頼する。

2. 設備を所管する担当部長又は設備管理部長は、前項の改造を実施するに当たっては、関係部長と協議の上、(工事)作業計画を作成し、核燃料取扱主任者が許認可事項に該当する又は保安上重要と判断した改造については、核燃料安全委員会の審議を受け、所長の承認を得る。
3. 前項の改造を行った部長は、当該設備の機能確認のための試験等により正常に機能することを確認し、その結果を核燃料取扱主任者に報告するとともに、設備管理部長及び関係部長に通知する。  
また、所長の承認を受けた改造を行ったときは、その結果を所長に報告する。

#### 第4節 給排気設備の停止に係る措置

(給排気設備の停止に係る措置)

第65条 設備管理部長は、計画停電等で加工施設の第1種管理区域の給排気設備を停止する場合は、各部長が以下の保安上の措置を講じていることを確認し、核燃料取扱主任者に給排気設備の停止実施前にその措置が適切であることの確認を受ける。

- (1) 加工施設の通常的使用の停止
  - (2) 核燃料物質の適切な除去・閉じ込め
  - (3) 給排気設備停止時の対応を定めた標準の整備・周知徹底及び対応体制の確保
2. 各部長は、給排気設備の停止実施後に第1種管理区域に人を立ち入らせる場合には、第50条に定めるところに従う。

## 第5節 削除

### 第65条の2 削除

## 第7章 核燃料物質の管理

(核燃料物質の管理に係る計画及び実施)

第66条 燃料製造部長は、第68条に記載する事項を定めた核燃料物質の受入れ、払出しに関する基準を定める。

各部長は、第17条に定める職務に従い、第69条から第70条に記載する事項を定めた核燃料物質の運搬及び貯蔵に関する各基準を定める。

2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第68条から第70条の業務を実施させる。

(核燃料物質の管理に係る評価及び改善)

第67条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第68条から第70条に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。

2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。

(核燃料物質の受入れ、払出し)

第68条 燃料製造部長は、事業所外から核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書、記録、目視検査等により、必要な保安措置が講じられていることを確認する。

2. 燃料製造部長は、事業所外へ核燃料物質を払い出す前に、第57条に定める措置を講じるとともに、核燃料物質を払い出す相手方の責任の範囲が明確であること、その他核燃料物質に係る保安のための措置が適切におこなわれることを確認する。この確認には以下を含む。

(1) 国内に払い出す場合においては、相手方が法に基づく核燃料物質に係る許可を有していること。

(2) 海外に払い出す場合においては、輸出に係る手続きが完了していること。

(3) 核燃料物質が返却される場合においては、返却の時期が定められていること。

3. 燃料製造部長は、核燃料物質を受け入れる前に、材料証明書により核燃料物質が別表14の受入仕様に適合することを確認する。

(核燃料物質の運搬)

第69条 各部長は、加工施設で核燃料物質を運搬する場合は、貯蔵施設の搬送設備により取り扱う等加工規則第7条の6に規定されている措置を講じる。

(核燃料物質の貯蔵)

第70条 各部長は、核燃料物質を貯蔵しようとするときは、次の事項を遵守する。

- (1) 所定の容器に収納して核燃料物質の貯蔵施設の貯蔵設備に貯蔵すること。
- (2) 別表15の最大貯蔵能力を超えないこと。
- (3) 貯蔵施設の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。
- (4) 再生濃縮ウランを貯蔵する場合は、別表15に定める貯蔵施設の所定の区域に貯蔵し、相対的に線量の高い再生濃縮ウランの影響が低くなるように、貯蔵設備内のより低い位置、かつ、周辺監視区域境界から遠ざける位置に配置すること。
- (5) 核燃料物質の貯蔵施設以外の設備・機器におけるウランの取扱量は、核燃料物質の貯蔵施設の最大貯蔵能力の内数として管理すること。

## 第8章 放射性廃棄物管理

(放射性廃棄物管理に係る計画及び実施)

第71条 燃料製造部長は、第72条の2に記載する事項を定めた、加工施設の第1種管理区域で発生し、最終的に放射性廃棄物を廃棄施設に廃棄する前段階であって、これから廃棄しようとするもの（以下「廃棄物の仕掛品」という。）の管理及び第73条から第74条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の保管管理に関する各基準を定める。

環境安全部長は、第74条から第75条に記載する事項を定めた放射性廃棄物の放出管理、環境放射線モニタリング及び第75条の2に記載する事項を定めた「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）の管理に関する各基準を定める。

2. 各部長は、前項に定めた基準に基づいて、第72条の2から第75条の2の業務を実施させる。

(放射性廃棄物管理に係る評価及び改善)

第72条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第72条の2から第75条の2に記載する事項に対する結果を確認し、その基準を定めた担当部長に報告する。ただし、担当部長が自身の場合は報告の必要はない。

2. 前条第1項の基準を定めた担当部長は、前項の確認の結果、必要に応じて、定めた基準を改訂する。

(廃棄物の仕掛品)

第72条の2 各部長は、廃棄物の仕掛品を一時保管する場合は、次の各号に定める措置を講じるとともに、必要に応じて防火対策を講じる。

- (1) 廃棄物の仕掛品は、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、別図2-（3）に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。
- (2) 工事等により廃棄物の仕掛品が多く発生する場合は、（工事）作業計画を作成し、金属製容器を作業区域に持ち込み、可燃性のものと不燃性のものに分別し、汚染の広がりを防止するための措置を講じて金属製容器に収納し、当該作業区域又は別図2-（3）に示す第2廃棄物処理室の廃棄物の仕掛品の保管場所にて保管した後、別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。
- (3) 廃棄物の仕掛品のうち使用済フィルタについては、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する、又は前号の措置を講じる。また、これらの措置を行うまでの間、必要に応じて、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図2-（3）に示す第2-1混合室又は第2フィルタ室の廃棄物の仕掛品の保管場所に移送して金属製容器に収納する。
- (4) 廃棄物の仕掛品が大型機器等であって金属製容器に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて別図3に示す保管廃棄設備に運搬する。

(放射性固体廃棄物)

第73条 各部長は、放射性固体廃棄物（焼却等による処理後の廃棄物を含む）を保管廃棄するときは次の各号に定める事項に従い金属製容器に収納する。

- (1) 廃棄物は可燃性廃棄物と不燃性廃棄物に分類する。
  - (2) 廃棄物は汚染の広がりを防止するための措置を講じて、ドラム缶に収納する。
  - (3) 廃棄物のうち、使用済みフィルタ及び大型機械等ドラム缶に収納することが困難な場合は、汚染の広がりを防止するための措置を講じて、金属製容器に収納する。
2. 燃料製造部長は、放射性固体廃棄物を別図3に示す保管廃棄設備に保管し、廃棄物を入れる容器等には放射性廃棄物を示す標識をつけ、別表18で記録された内容と照合できるような整理番号等を表示する。
  3. 燃料製造部長は、保管廃棄設備における放射性固体廃棄物の保管状況が適切であることを確認する。
  4. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。



(放射性液体廃棄物)

第74条 環境安全部長は、別図2-(2)の排水口からの放射性液体廃棄物の放出による周辺監視区域外の水中の放射性物質濃度が、線量告示で定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないようにする。

2. 環境安全部長は、前項の排水口より放射性液体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、排水貯槽内における排水中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。
3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより前項の排水中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。
4. 環境安全部長は、前項の排水中の放射性物質の濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。
5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議してその原因を調査し、適切な措置を講じる。
6. 環境安全部長は、第4項において排水中の放射性物質の濃度が別表16に定める管理目標値を超えた場合は、適切な処置を施し、管理目標値以下になったことを確認して放出する。
7. 環境安全部長は、放射性液体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。
8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。
9. 各部長は、アルカリ又は有機溶媒等の排出し難い放射性液体廃棄物を腐食しない容器に封入する。
10. 燃料製造部長は、前項の容器が破損した場合においても封入した放射性液体廃棄物を広がらせないで回収汚染除去できるような処置を施すか又は前項の容器をそのような場所に保管する。
11. 前項の保管に当たっては、第73条第2項及び第3項の規定を準用する。ただし、放射性液体廃棄物の保管廃棄設備は、別図3に示す第5廃棄物貯蔵棟とする。
12. 燃料製造部長は、保管廃棄設備の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。

(放射性気体廃棄物)

第75条 環境安全部長は、排気口からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が線量告示で定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。

2. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、合理的に達成可能な限り放射性物質濃度を低減するために、ダストモニタ（排気用モニタ）等により連続的に監視するとともに、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えないようにする。
3. 環境安全部長は、別表17に定めるところにより排気中の放射性物質濃度を測定し各部長に通知する。
4. 環境安全部長は、前項の排気中の放射性物質濃度が、異常に高くなり、又は高くなるおそれがあるときは、速やかに担当部長にその事実を通知するとともに、その原因の除去を勧告する。
5. 担当部長は、前項の勧告を受けたときは、環境安全部長及び核燃料取扱主任者と協議して、その原因を調査し、適切な措置を講じる。
6. 環境安全部長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表16に定める管理目標値を超えるおそれがある場合には、所長に対し、加工施設の操業停止を勧告する。
7. 環境安全部長は、放射性気体廃棄物に含まれる放射性物質の年間放出量を計算し、異常のないことを確認する。
8. 環境安全部長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、別表9に定めるところにより、平常時の環境放射線モニタリングを行う。

(放射性廃棄物でない廃棄物)

第75条の2 環境安全部長は、第2種管理区域内において設置された資材等（金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等）又は使用された物品（工具類等）を、管理区域外に搬出し、放射性廃棄物でない廃棄物として廃棄又は資源として有効利用する場合は、次の各号に定める事項を確認する。

- (1) 設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。
- (2) 使用された物品については、適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないこと。
- (3) 第2種管理区域から搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。

第9章 削除

第1節 削除

第76条 削除

第77条 削除

第2節 削除

第78条 削除

第3節 削除

第79条 削除

第80条 削除

## 第10章 非常時の措置

### 第1節 非常時の措置に係る計画、実施、評価及び改善

(非常時の措置に係る計画及び実施)

第81条 所長は、第83条から第93条に記載する事項を定めた非常時の措置に係る計画として、基準を定める。

2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第83条から第93条（ただし、第88条及び第89条を除く。）の業務を実施させる。

各部長は、第1項に定めた基準に基づいて、第88条及び第89条の業務を実施させる。

(非常時の措置に係る評価及び改善)

第82条 各部長は、前条第1項に定めた基準に従い、第83条から第93条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。

2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第1項で定めた基準を改訂する。

## 第2節 事前対策

### (非常対策組織)

第83条 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに対策活動を行えるよう緊急対策本部、対策を実施する操作員等により構成される実施組織及び実施組織に対して技術的援助を行い実施組織が対策に専念できる環境を整える支援組織から構成する事業所防災組織をあらかじめ定めておく。事業所防災組織に必要な人員を確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者、社内外への通報手段等を明確化することにより、円滑に人員を招集し、効果的な対策を実施し得る適切な人員配置の体制を確立する。別図6に事業所防災組織の組織図を示す。

2. 緊急対策本部の本部長には所長が当たる。ただし、所長が不在の場合に備えて、所長はあらかじめ代行者を定めておく。

3. 所長は、非常事態が発生した場合に、直ちに第16条に定める管理組織から事業所防災組織へ移行させる。

### (非常時の要員)

第84条 所長は、事業所防災組織に、緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務に応じて必要な要員をあらかじめ定めておく。別表20に緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務を示す。

### (非常時用資機材の整備)

第85条 所長は、別表21に示すとおり、対策活動に必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、その他資機材（以下「非常時用資機材」という。）をあらかじめ準備し、性能維持のために行う点検について項目及び頻度を定めて常に使用可能な状態に整備しておくとともに、迅速な対策活動を行えるよう緊急対策本部を設置する部屋には、監視及び測定により得られた情報を表示できるようにしておく。各部長は、第62条の6第7項に定める巡視により非常時用資機材の保管状況の把握に努める。

### (通報系統)

第86条 所長は、非常事態が生じた場合の社内及び社外関係機関との通報系統をあらかじめ確立しておく。

### (非常時の処置要領)

第87条 所長は、非常時の処置法をあらかじめ定めておくとともに、第24条に定める訓練等により処置法の実効性を維持する。

### 第3節 初期活動

(通報)

第88条 担当部長は、第36条に係る加工施設の異常状態に関して、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそれがあると判断したときは、直ちに所長、核燃料取扱主任者、関係部長、環境安全部長及び関係箇所に通報する。

(応急措置)

第89条 前条の通報を受けた関係部長は、直ちに前条に係る事態の状況を把握し、応急措置を講じる。

2. 環境安全部長は、周辺監視区域内の線量当量率、放射性物質濃度等を調査し、その結果を所長に報告する。また、必要に応じて放射線防護上の措置を講じる。

#### 第4節 非常時における活動

(非常時体制の発令)

第90条 所長は、事態が非常事態に該当すると判断した場合は、直ちに非常時体制を発令し、緊急対策本部を設置する。なお、前条の応急処置を行った者は、本部長の指示の下、それまでの活動内容を継続する、又は実施組織に引き継ぐとともに所属する事業所防災組織の活動に移行する。

(対策活動)

第91条 非常時体制が発令された場合は、本部長は緊急対策本部要員を招集し、第86条であらかじめ定められた通報系統に従って、社長及び社外関係機関にその旨を通報する。

2. 緊急対策本部は、本部長の統括のもと、事態の拡大防止等に関する活動（緊急作業を含む。）を行う。
3. 本部長は、事態の拡大防止等に関する活動のうち、現地での実施組織の活動を指揮する者を指名し指揮させる又は自ら指揮する。現地での実施組織の活動を指揮する者は、重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、本部長に報告する。報告を受けた本部長は、財産（設備等）保護よりも安全を優先する方針に基づいて、核燃料物質等の漏えいの防止のために必要な措置について、緊急対策本部において協議する。

(緊急作業に係る線量限度等)

第91条の2 本部長は、次の各号を全て満たす放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定する。

- (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を社長に書面で申し出た者であること。
  - (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。
  - (3) 線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事象のいずれかが発生した場合にあっては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。
2. 本部長は、選定した要員を緊急作業に従事させる場合は、次の各号に定める措置を講じる。
- (1) 要員の線量限度は、別表7に定める値とし、要員の線量が別表7に定める限度を超え、又は超えるおそれがあるときは、当該要員の緊急作業への従事禁止を指示する。
  - (2) 緊急作業に従事させる期間中における要員の線量を1月以内ごとに1回評価し、結果を当該要員に通知する。
  - (3) 要員の受ける線量の低減を図るため、適切な保護具を着用させる等の放射線防護上必要な措置を講じる。
  - (4) 緊急作業を行った要員に対し、当該作業に従事後1月以内ごとに1回及び当該作業から離れる際、健康診断を受診させる。

(非常時体制の解除)

第92条 本部長は、事態が終息していると判断した場合は、非常時体制を解除し、その旨を社長及び社外関係機関に直ちに通報する。

## 第5節 原子力災害対策特別措置法に基づく措置

(原子力災害対策特別措置法に基づく措置)

第93条 原子力災害対策特別措置法に基づく事象が発生した場合は、本規定によらず、「原子力事業者防災業務計画」に基づき措置する。



## 第 1 1 章 定期評価

(定期評価に係る計画及び実施)

第 9 4 条 所長は、第 96 条に記載する事項を定めた定期評価に関する基準を定める。

2. 所長は、前項に定めた基準に基づいて、第 96 条の業務を実施させる。

(定期評価に係る評価及び改善)

第 9 5 条 担当部長は、前条第 1 項に定めた基準に従い、第 96 条に記載する事項に対する結果を確認し、所長に報告する。

2. 所長は、前項の確認の結果、必要に応じて、前条第 1 項で定めた基準を改訂する。

(加工施設の定期的な評価)

第 9 6 条 担当部長は、以下に示す加工施設における保安活動の実施の状況の評価を実施する。

- (1) 品質保証活動
- (2) 運転管理
- (3) 施設管理
- (4) 核燃料物質管理
- (5) 放射線管理及び環境モニタリング
- (6) 放射性廃棄物管理
- (7) 事故、故障等発生時の対応及び緊急時の措置
- (8) 事故、故障等の経験反映状況

2. 担当部長は、以下に示す加工施設に対し実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価を実施する。

- (1) 安全研究成果の反映状況
- (2) 国内外の加工施設の運転経験から得られた教訓の反映状況（規制当局が文書で指示した調査・点検事項に関する措置状況を含む。）
- (3) 技術開発成果の反映状況

## 第 1 2 章 記録及び報告

### (記録)

第 9 7 条 品質保証部長は、別表 18 に示す記録の作成及び管理（識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関する手順）に関する基準を定める。この基準には、別表 18 第 1 項 7 に該当する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善の状況の記録の対象の明確化を含める。

2. 各部長及び各グループ長は、前項の基準に従い、記録を適正に作成し、管理する。

### (報告)

第 9 8 条 各部長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに所長及び核燃料取扱主任者に報告する。

- (1) 放射性液体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合
- (2) 放射性気体廃棄物について、別表 16 の管理目標値を超えて放出した場合
- (3) 線量当量等に異常が認められた場合
- (4) 非常事態又は非常事態に発展するおそれがあると判断した場合
- (5) 加工規則第 9 条の 1 6 に定める報告事態及びこれらに準ずる事態が生じたと判断した場合

2. 所長は、あらかじめ連絡責任者を定める。また、所長は、前項の報告を受けた場合、社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。

3. 所長は、次の各号に該当する場合、その旨を直ちに社長に報告するとともに連絡責任者を通じて社外関係機関に報告する。

- (1) 非常時体制を発令した場合
- (2) その他保安上特に重要な事態が発生した場合

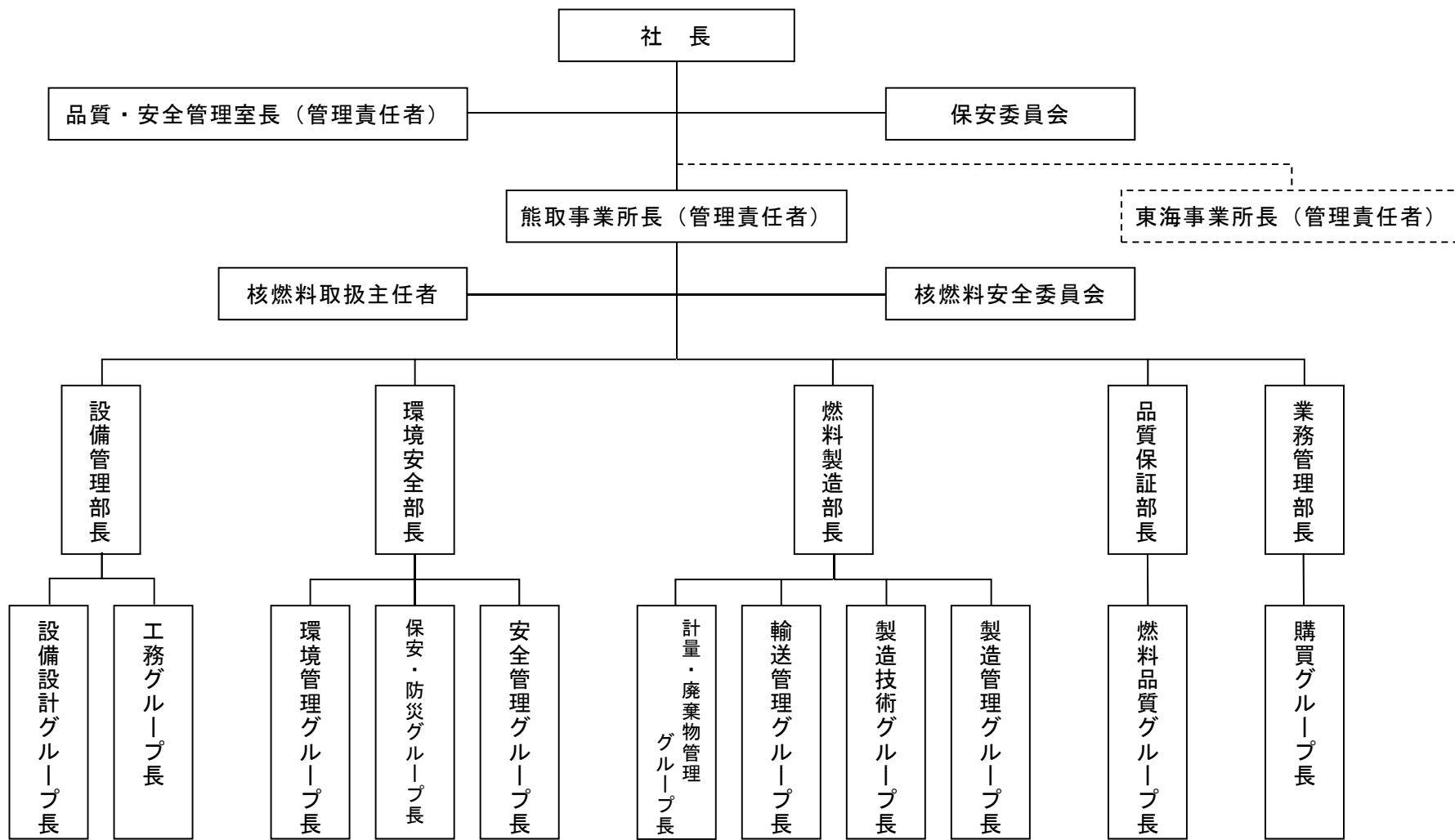
## 付則

### (施行期日)

本規定は、原子力規制委員会の認可を受け、かつ、使用前検査及び使用前確認が完了し、使用前検査合格証及び使用前確認証交付後、30日以内に施行する。

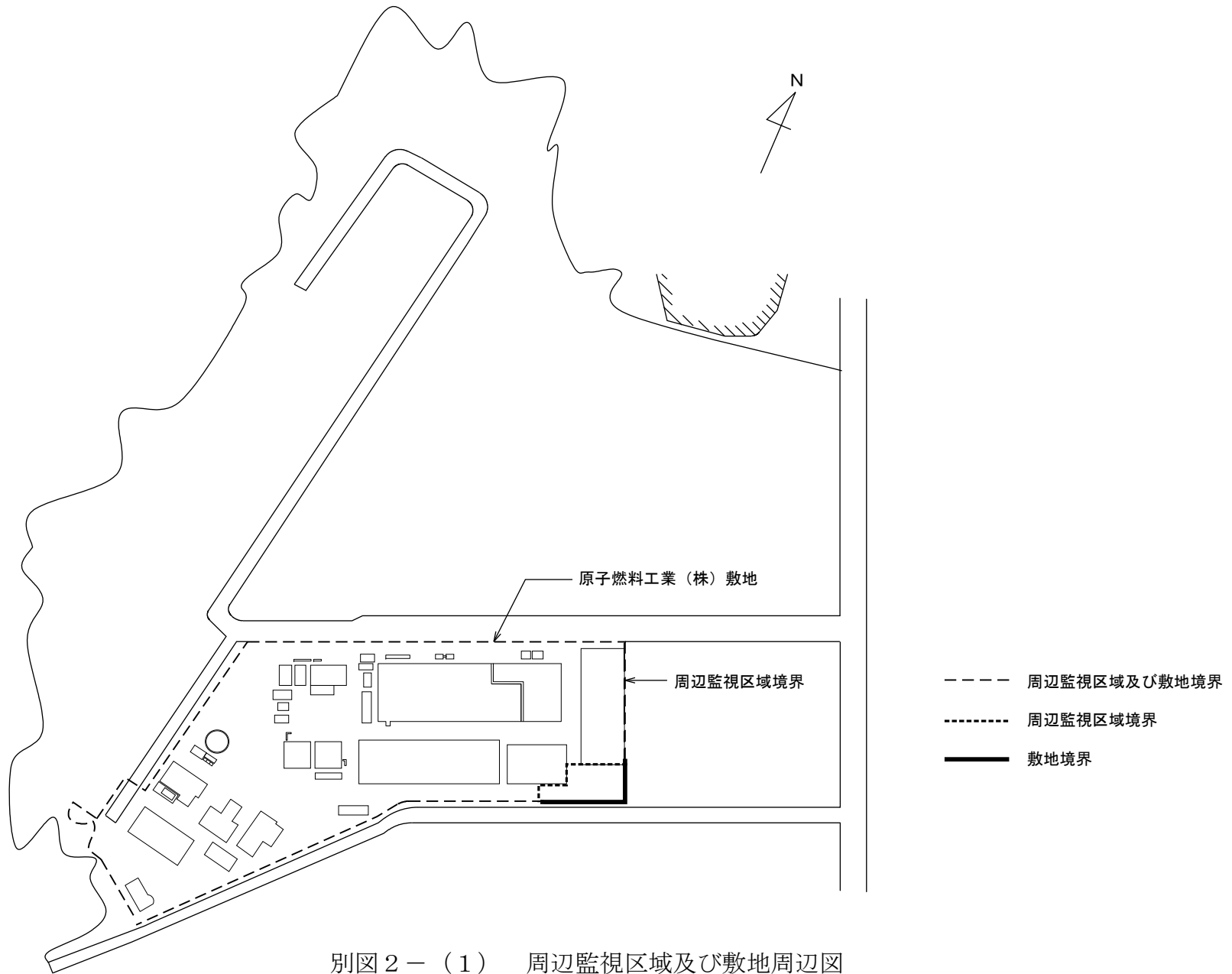
保安規定変更の履歴

1. 認可	昭和47年	9月	1日付け	47原第8244号
2. 変更認可	昭和48年	3月	22日付け	48原第2625号
3. 変更認可	昭和49年	10月	8日付け	49原第8691号
4. 変更認可	昭和51年	2月	14日付け	51安第10号
5. 変更認可	昭和52年	10月	5日付け	52安(核規)第1794号
6. 変更認可	昭和53年	1月	30日付け	53安(核規)第9号
7. 変更認可	昭和53年	12月	14日付け	53安(核規)第313号
8. 変更認可	昭和54年	4月	9日付け	54安(核規)第53号
9. 変更認可	昭和58年	4月	15日付け	58安(核規)第170号
10. 変更認可	昭和59年	1月	20日付け	58安(核規)第940号
11. 変更認可	昭和60年	1月	25日付け	59安(核規)第800号
12. 変更認可	昭和62年	9月	11日付け	62安(核規)第587号
13. 変更認可	平成元年	3月	30日付け	元安(核規)第100号
14. 変更認可	平成元年	12月	1日付け	元安(核規)第887号
15. 変更認可	平成2年	7月	9日付け	2安(核規)第359号
16. 変更認可	平成4年	4月	7日付け	4安(核規)第155号
17. 変更認可	平成4年	6月	8日付け	4安(核規)第279号
18. 変更認可	平成5年	1月	12日付け	4安(核規)第821号
19. 変更認可	平成5年	7月	12日付け	5安(核規)第344号
20. 変更認可	平成5年	9月	16日付け	5安(核規)第539号
21. 変更認可	平成6年	3月	23日付け	6安(核規)第70号
22. 変更認可	平成8年	1月	23日付け	7安(核規)第938号
23. 変更認可	平成8年	3月	21日付け	8安(核規)第100号
24. 変更認可	平成8年	8月	16日付け	8安(核規)第651号
25. 変更認可	平成9年	7月	4日付け	9安(核規)第369号
26. 変更認可	平成9年	7月	29日付け	9安(核規)第448号
27. 変更認可	平成10年	8月	25日付け	10安(核規)第659号
28. 変更認可	平成11年	6月	2日付け	11安(核規)第469号
29. 変更認可	平成11年	9月	13日付け	11安(核規)第760号
30. 変更認可	平成12年	11月	17日付け	12安(核規)第892号
31. 変更認可	平成13年	3月	30日付け	平成13・03・21原第35号
32. 変更認可	平成13年	7月	30日付け	平成13・06・19原第14号
33. 変更認可	平成13年	12月	19日付け	平成13・10・31原第45号
34. 変更認可	平成15年	8月	22日付け	平成14・12・19原第6号
35. 変更認可	平成15年	10月	27日付け	平成15・09・24原第10号
36. 変更認可	平成16年	4月	27日付け	平成16・04・09原第36号
37. 変更認可	平成16年	5月	31日付け	平成15・12・26原第13号
38. 変更認可	平成16年	8月	31日付け	平成16・08・02原第10号
39. 変更認可	平成17年	1月	25日付け	平成16・12・03原第3号
40. 変更認可	平成17年	3月	31日付け	平成17・03・07原第22号
41. 変更認可	平成17年	11月	17日付け	平成17・10・18原第10号
42. 変更認可	平成18年	1月	6日付け	平成17・12・05原第18号
43. 変更認可	平成18年	3月	8日付け	平成18・02・14原第4号
44. 変更認可	平成18年	5月	22日付け	平成18・05・15原第43号
45. 変更認可	平成18年	12月	11日付け	平成18・11・01原第6号
46. 変更認可	平成20年	3月	10日付け	平成19・05・09原第2号
47. 変更認可	平成20年	7月	7日付け	平成20・05・30原第12号
48. 変更認可	平成20年	8月	22日付け	平成20・07・11原第4号
49. 変更認可	平成20年	11月	4日付け	平成20・10・20原第3号
50. 変更認可	平成21年	2月	24日付け	平成21・01・30原第3号
51. 変更認可	平成21年	3月	30日付け	平成21・03・02原第9号
52. 変更認可	平成22年	5月	31日付け	平成22・04・28原第5号
53. 変更認可	平成23年	9月	27日付け	平成23・08・03原第13号
54. 変更認可	平成25年	5月	13日付け	原管研収第130315001号
55. 変更認可	平成26年	2月	28日付け	原管研発第1402282号
56. 変更認可	平成28年	3月	31日付け	原規規発第16033130号
57. 変更認可	平成28年	3月	31日付け	原規規発第16033135号
58. 変更認可	平成28年	6月	10日付け	原規規発第1606107号
59. 変更認可	平成30年	1月	15日付け	原規規発第1801151号
60. 変更認可	令和元年	6月	11日付け	原規規発第1906111号
61. 変更認可	令和3年	1月	29日付け	原規規発第2101294号
62. 変更認可	令和3年	3月	16日付け	原規規発第2103163号
* 63. 変更認可	令和5年	月	日付け	原規規発第23号



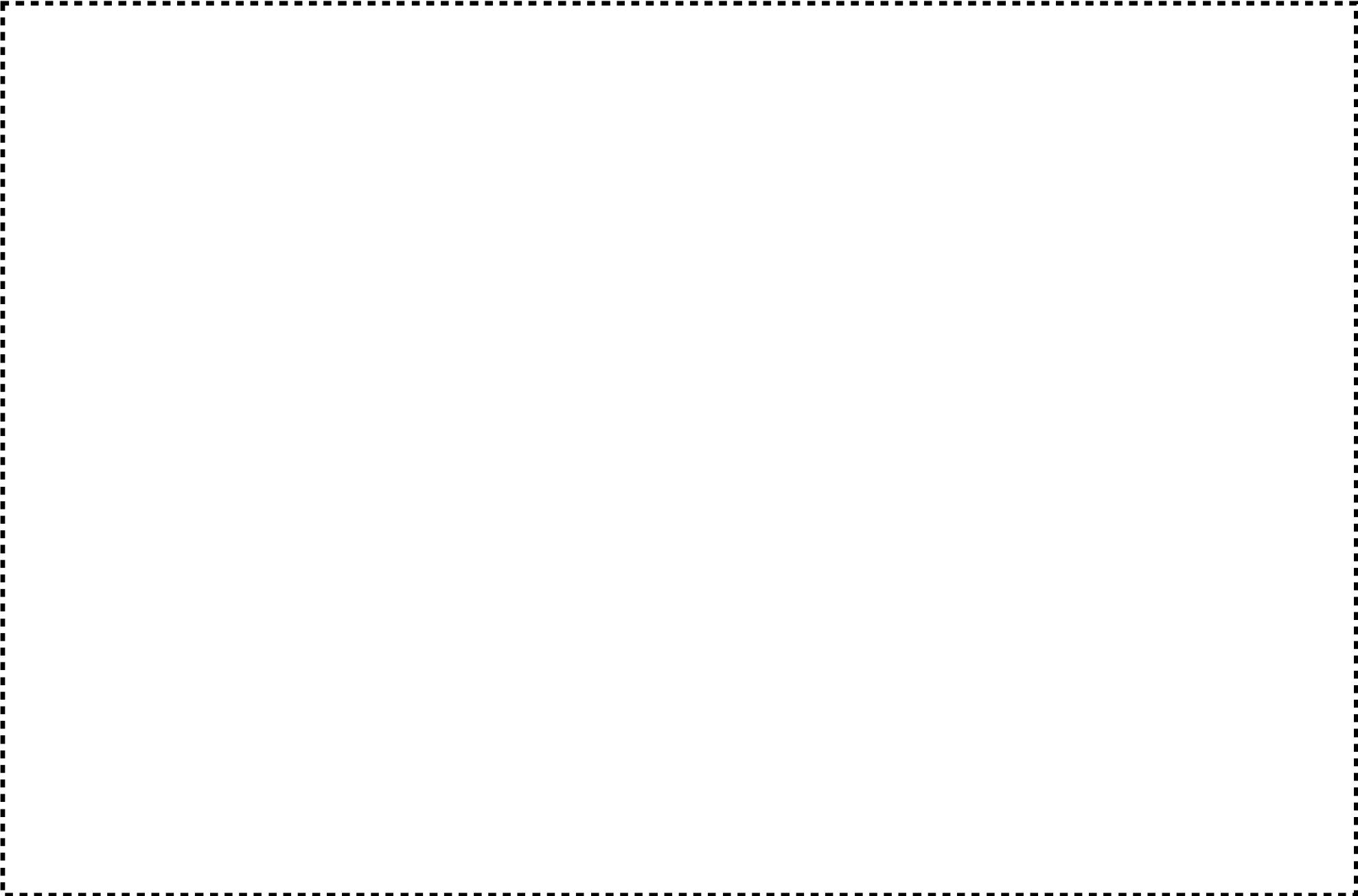
----- : 本規定の適用範囲外

別図1 保安管理組織



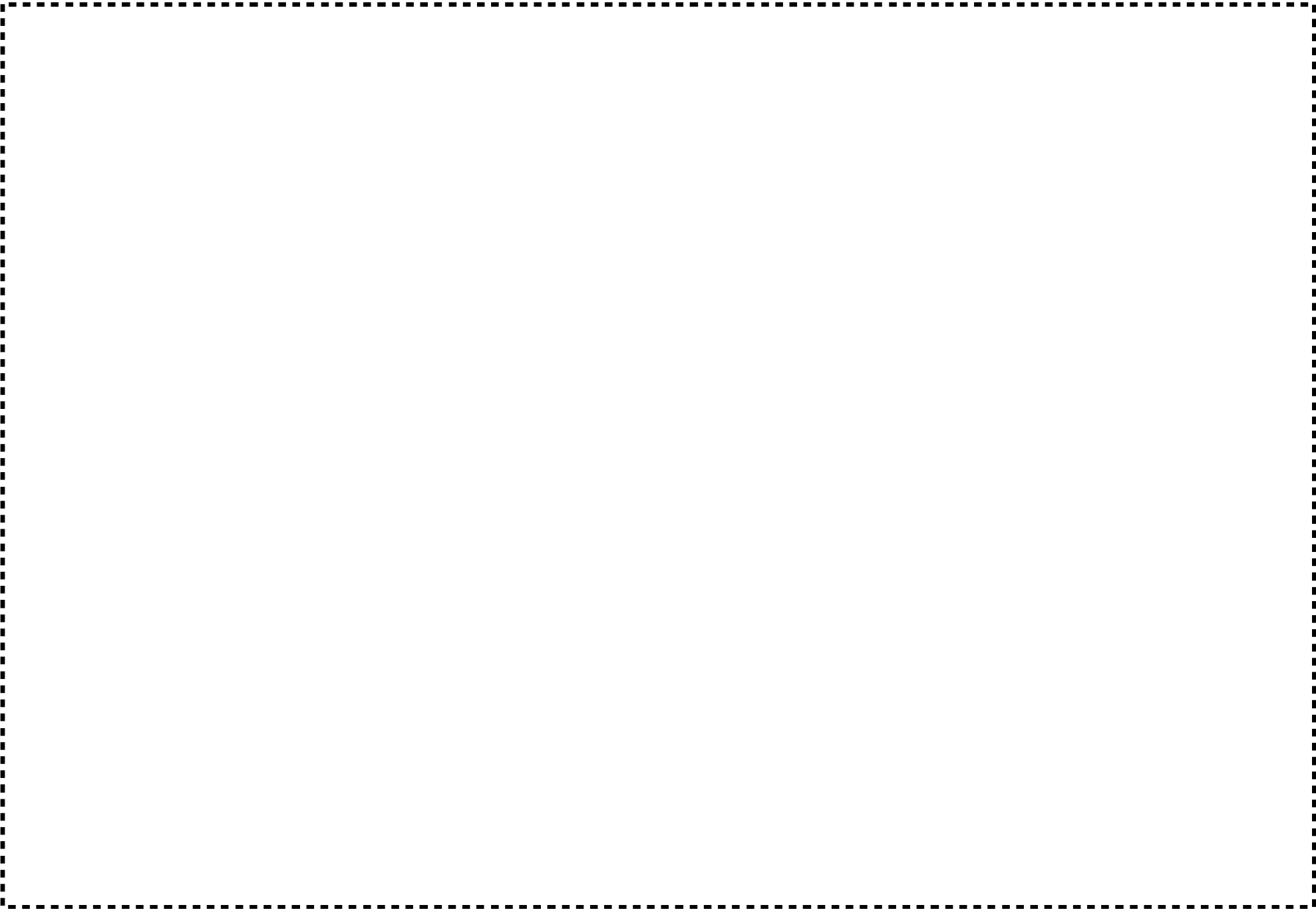
別図 2 - (1) 周辺監視区域及び敷地周辺図



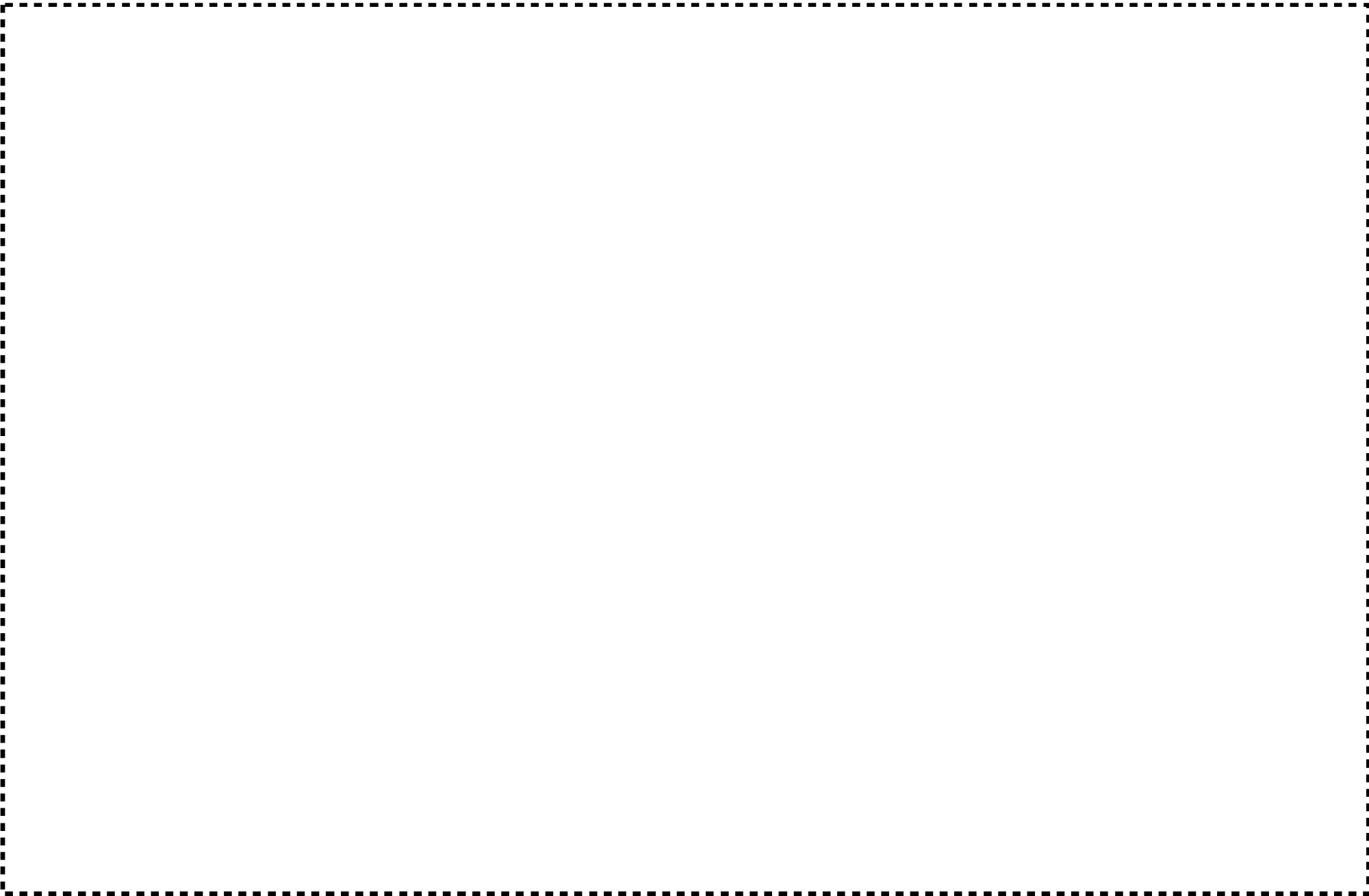


別図 2 - ( 3 ) 第 2 加工棟の管理区域及び保全区域図

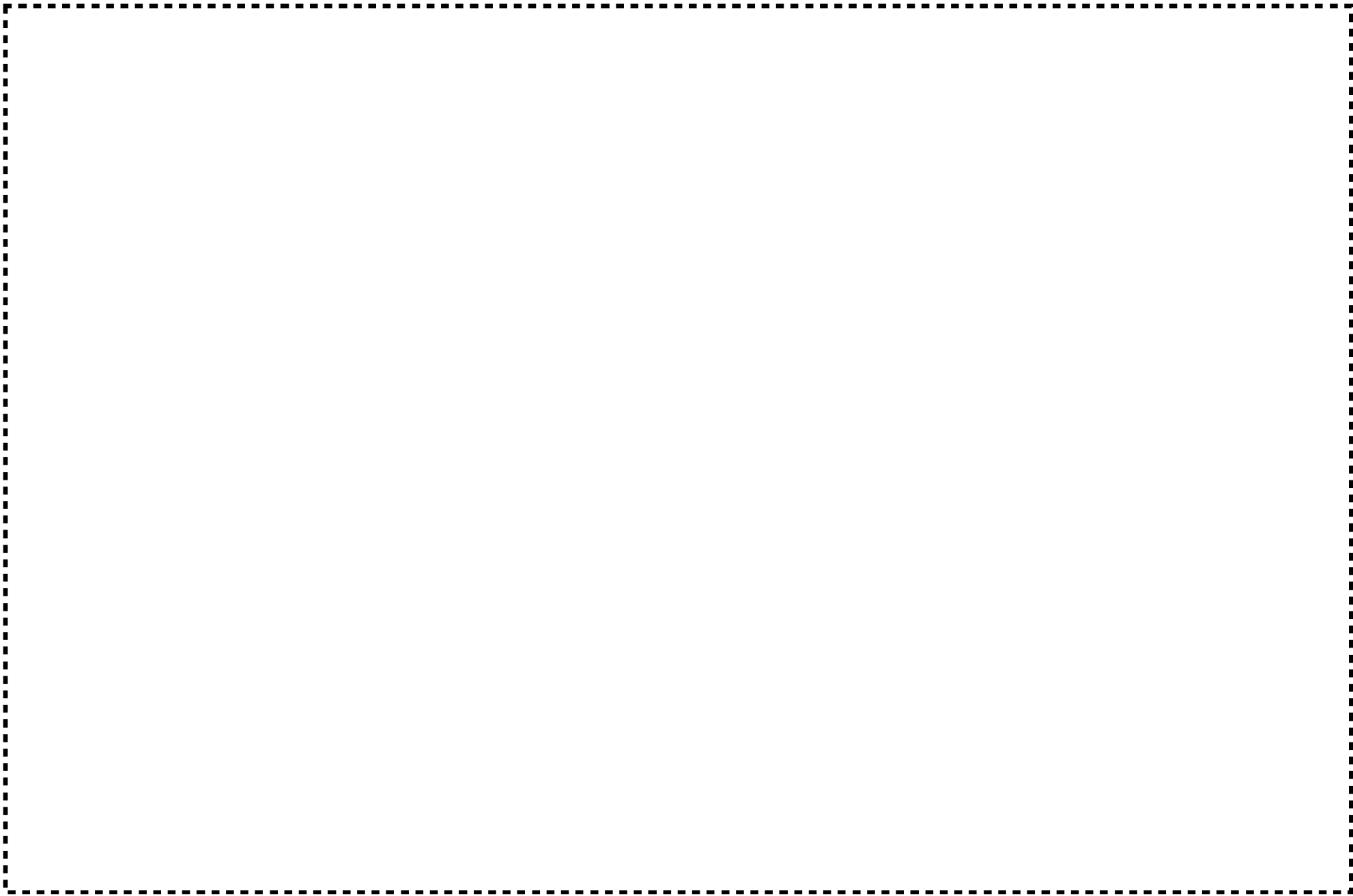




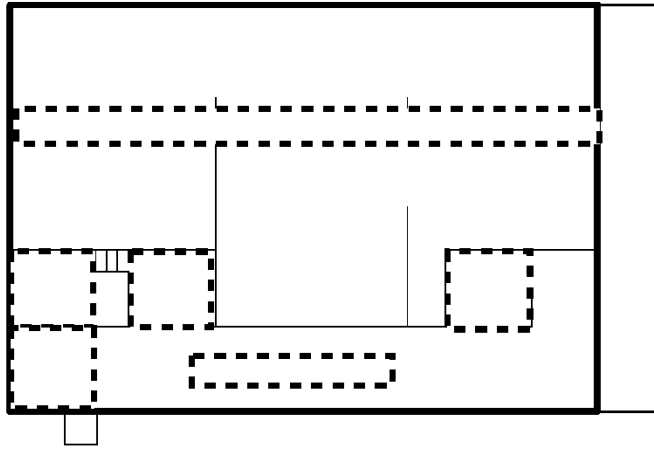
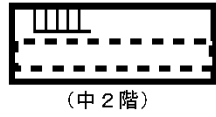
別図 2 - (4) 第 1 加工棟の管理区域及び保全区域図



別図 2 - (5) 第 1 廃棄物貯蔵棟の管理区域及び保全区域図



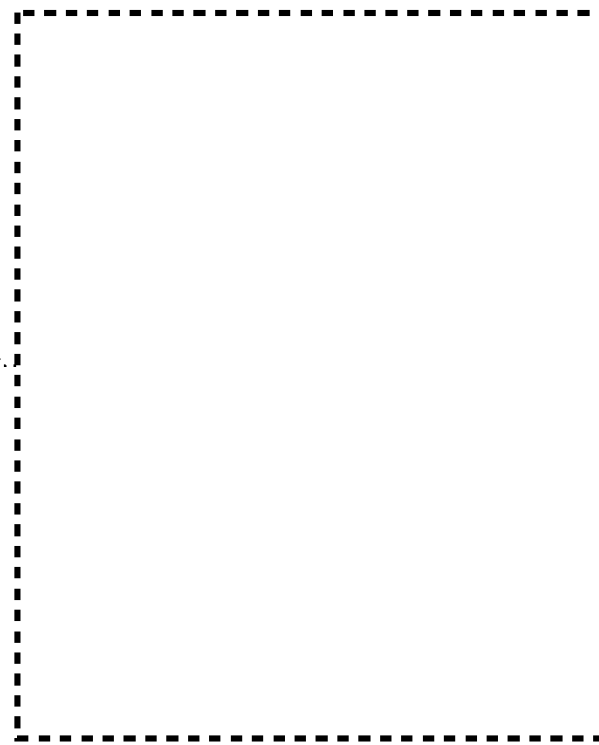
別図 2 - ( 6 ) 第 3 廃棄物貯蔵棟及び第 5 廃棄物貯蔵棟の管理区域



第1加工棟

3階

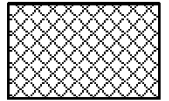
2階 西



第1廃棄物貯蔵棟

第3廃棄物貯蔵棟

第5廃棄物貯蔵棟



96



	200 Lドラム缶 当たりのウラン量 注4)	保管廃棄能力 (200 Lドラム缶換算)	
第1加工棟			(合計) 約6020本
第1廃棄物貯蔵棟			(合計) 約1750本
第3廃棄物貯蔵棟		約3400本	(合計) 約11170本
第5廃棄物貯蔵棟		約100本	

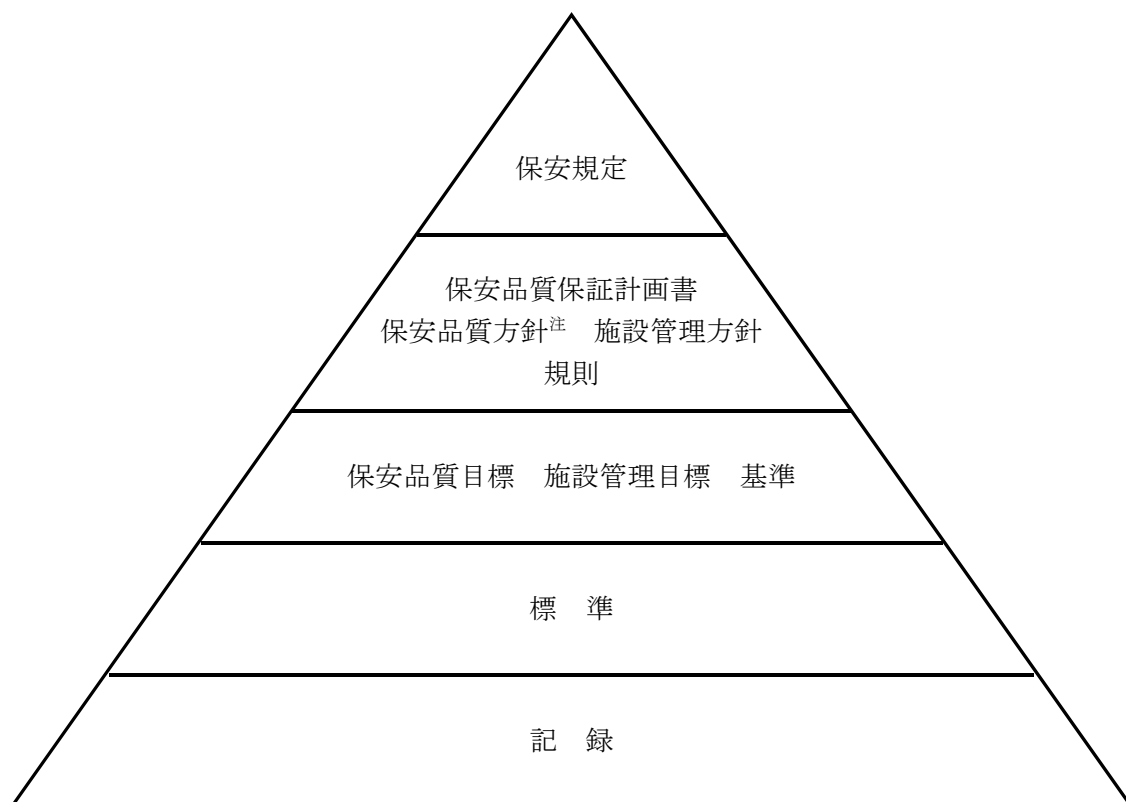
注1) 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物約300本を含む。

注2) 再生濃縮ウランを含んだ放射性固体廃棄物約30本を含む。

注3) ドラム缶その他の金属製容器を運搬するに当たっては、運搬設備（フォークリフト、ドラムポータ、チェンブロック）を使用する。

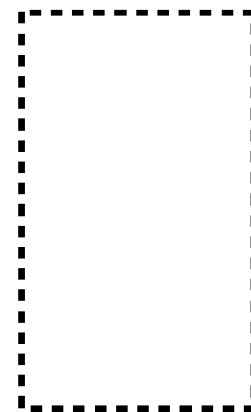
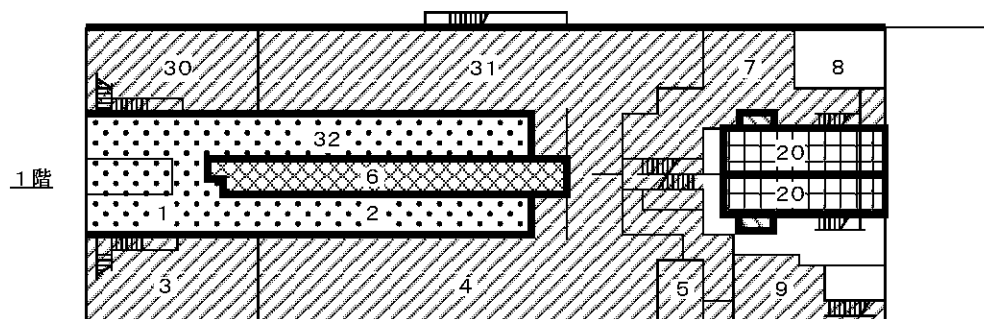
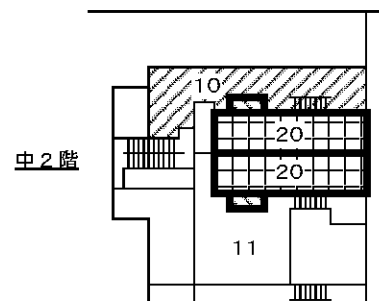
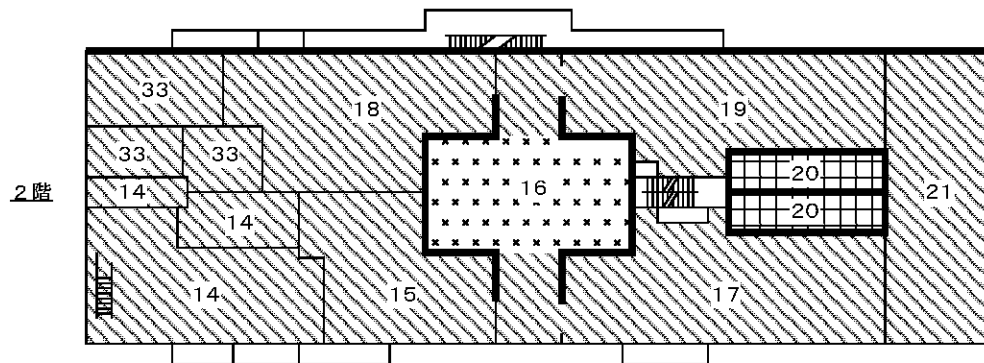
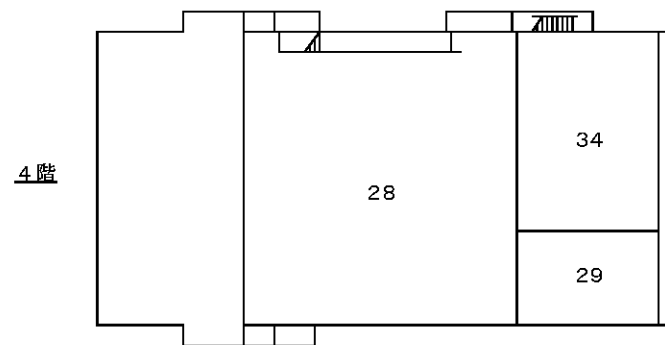
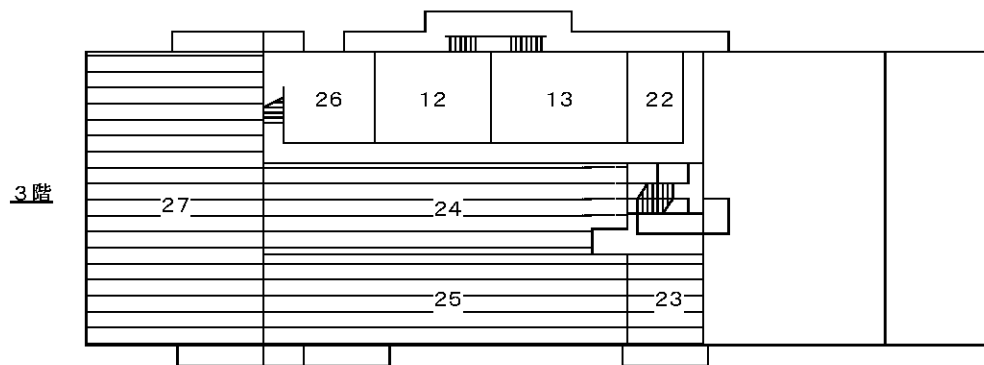
注4) 保管廃棄する放射性固体廃棄物に含まれるウラン量については、放射線測定装置を用いた測定等によりその量を確認する。

別図3 放射性廃棄物の保管廃棄設備



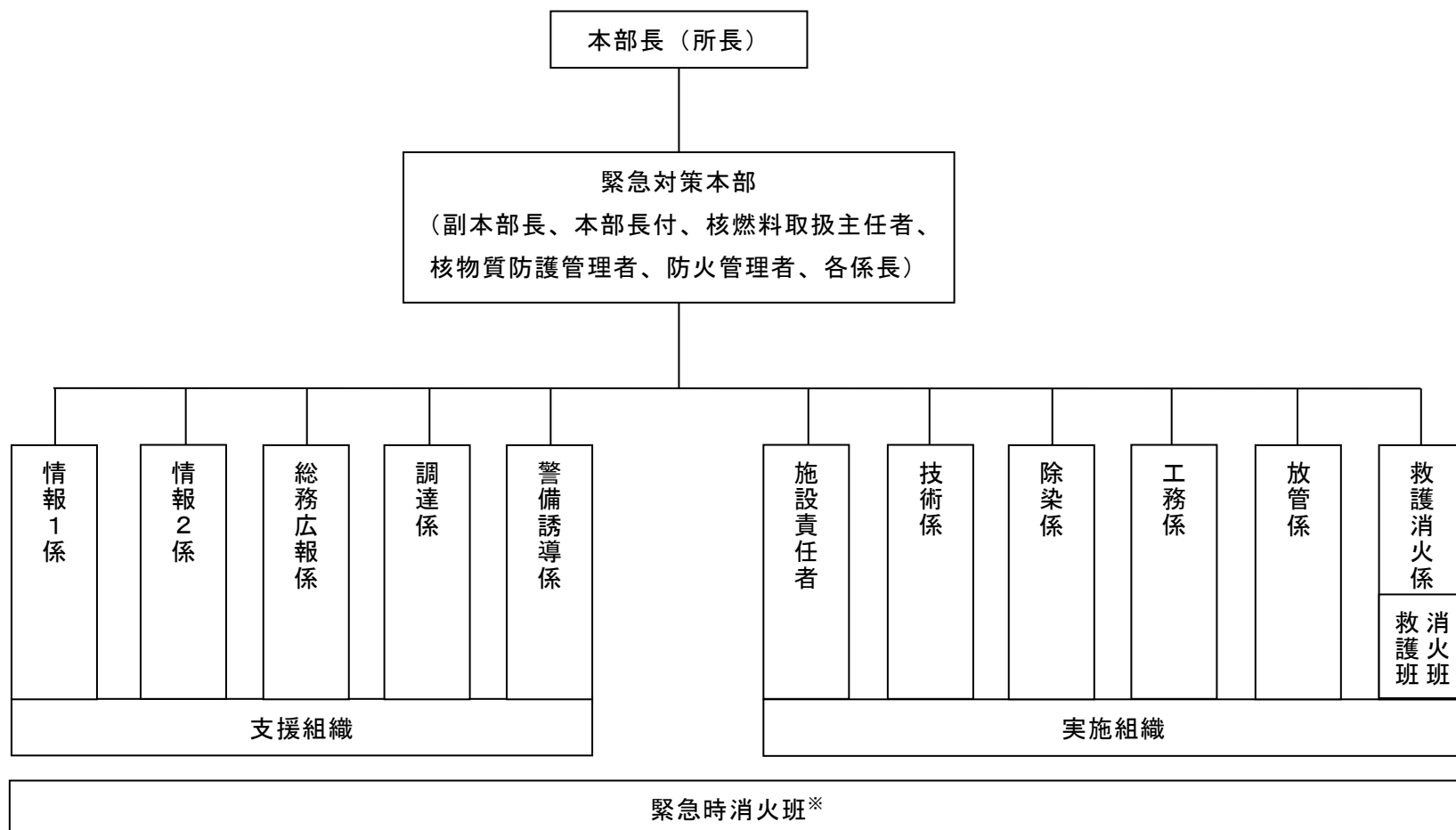
注 安全文化の育成及び維持に関する事項を含む。

別図4 保安活動関連文書階層図



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 10
- 11
- 12
- 13
- 14
- 15
- 16
- 17
- 18
- 19
- 20
- 21
- 22
- 23
- 24
- 25
- 26
- 27
- 28
- 29
- 30
- 31
- 32
- 33
- 34

別図5 の臨界安全管理の領域



※：所長及び核燃料取扱主任者を除く事業所防災組織要員のうち、夜間・休日の初期消火等のために早期に参集できることを考慮して選定した者。事業所防災組織の要員参集後は、本部長の指示の下、それまでの活動内容を継続する、又は実施組織に引き継ぐとともに所属する事業所防災組織の活動に移行する。

別図6 事業所防災組織

別表1 保安教育項目（第23条関係）

保安教育項目		教育時間（注1）		
		放射線業務従事者		その他の 従業員等
		加工施設の操作員	その他の者	
関係法令及び保安 規定に関すること （注2）	原子炉等規制法及び関係法令	2時間以上	2時間以上	2時間以上
	加工施設保安規定及び下部規定、 許認可申請書			
臨界に関すること	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	（注4）
	臨界防止			対象外
施設の構造、性能 及び操作に関する こと	加工施設及び設備の構造及び性能	1.5時間以上	1.5時間以上	対象外
	加工施設の操作及び管理	1時間以上	（注3）	
放射線管理に関す ること	基礎知識	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上
	被ばく防止・低減			
核燃料物質等の取 扱いに関すること	核燃料物質等の取扱い、貯蔵及び 廃棄の方法	2時間以上	2時間以上	対象外
非常の場合に採る べき処置に関する こと	原子力防災	0.5時間以上	0.5時間以上	0.5時間以上
	緊急時に係るその他の事項			
品質保証に関する こと	品質保証に係る事項	1時間以上	1時間以上	1時間以上

（注1）継続して教育を受け、十分な知識を有すると認められる者については、関係法令及び保安規定に関するこ  
とを除き、教育時間を変更することができる。

（注2）関係法令及び保安規定の遵守に関することを含む。

（注3）加工施設・設備の補修、改造等の工事、又は試験、運転等の取扱い（核燃料物質等を取り扱う場合は除く）  
を行う場合は、関連する施設・設備に関して教育するものとする。

なお、必要な教育が実施されていれば、教育時間は任意でよいものとする。

（注4）教育時間は任意でよいものとする。



別表 1 の 2 緊急作業についての教育・訓練（第 23 条関係）

分類	項目	時間
学科教育（注 1）	緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育含む。）	3 時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2 時間以上
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1 時間以上
	関係法令	0.5 時間以上
実技訓練（注 2）	緊急作業の方法	3 時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い	3 時間以上

（注 1）要員として選定する前及び教育実施後に変更が生じた場合に随時、実施する。

（注 2）要員として選定する前及び毎年度 1 回以上、実施する。

別表 2 核燃料物質等を取り扱う加工施設（第 27 条、第 62 条の 6 第 7 項関係）

核燃料物質等を取り扱う加工施設
(1) 成形施設
(2) 被覆施設
(3) 組立施設
(4) 核燃料物質の貯蔵施設
(5) 放射性廃棄物の廃棄施設
(6) 放射線管理施設
(7) その他加工設備の附属施設

別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）

(1) 核的制限値を有する加工設備

施設名称		設置場所	設備名称	管理責任者	
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1混合室	粉末投入台※	燃料製造部長
			第2-1混合室	焙焼炉 No.1 グローブボックス No.1※	
			第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置※	
			第2-1ペレット室	センタレス研削設備 No.1 研磨屑乾燥機※	
			第2-1ペレット室	計量設備架台 No.3※	
			第2-1混合室	焙焼炉 No.1 焙焼炉※	
			第2-1混合室	計量設備架台 No.1※	
			第2-1ペレット室	ペレット搬送設備 No.2※	
			第2-1ペレット室	運搬台車 No.2※	
			第2-2ペレット室		
			第2-1混合室		
			第2-2混合室		
			第2ライン	第2-2混合室	
	第2-2混合室	粉末混合機 No.2-1 粉末混合機			
	第2-2混合室	供給瓶 No.2-1 供給瓶			
	第2-2ペレット室	計量設備架台 No.7			
	第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No.2-1 研磨屑回収装置			
	第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱機			
	第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 研磨屑乾燥機			
	第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 破碎装置			
	第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 粉末取扱フード			
	第2-2混合室	計量設備架台 No.4			
	第2-1ペレット室	焙焼炉 No.2-1 運搬台車			
	第2-2ペレット室				
	第2-1混合室				
	第2-2混合室				
	第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2 ペレット移載装置 ペレット検査台部			

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き）

(1) 核的制限値を有する加工設備（続き）

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No.1	品質保証部長

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
被覆施設	第2加工棟	第2-1燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.1	燃料製造部長
		第2-2燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.2	
		第2-2燃料棒加工室	ペレット一時保管台	
		第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送（B）部	品質保証部長
		第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 石定盤部	
		第2-1燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移送（C）部	
		第2-2燃料棒加工室	ペレット検査装置 No.5	
		第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No.9	

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
被覆施設	第2加工棟	第2-2燃料棒加工室	計量設備架台 No.10	燃料製造部長
		第2-1燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2	
組立施設		第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 石定盤部	品質保証部長
		第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送（D）部	
		第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送（E）部	

別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き）

(1) 核的制限値を有する加工設備（続き）

施設名称		設置場所	設備名称	管理責任者	
核燃料物質の貯蔵施設	貯蔵	第2加工棟	原料保管設備D型No.1	燃料製造部長	
			原料搬送設備No.2 粉末缶受台		
			原料保管設備E型No.1		
			原料保管設備E型原料搬送設備 粉末搬送機No.4		
			粉末缶搬送コンベアNo.1		
			粉末缶搬送コンベアNo.2		
			輸送容器搬送コンベアNo.1-1		
			輸送容器搬送コンベアNo.1-2（注1）		
			輸送容器搬送コンベアNo.2-1		
			輸送容器搬送コンベアNo.2-2（注1）		
			粉末缶移載装置No.1-1		
			粉末缶移載装置No.1-2		
			粉末缶移載装置No.2-1		
			粉末缶移載装置No.2-2		
			ペレット保管ラックB型No.1		
			ペレット保管ラックE型リフター		
			開発試料保管棚		燃料製造部長
	分析試料保管棚	品質保証部長			
	一時保管			スクラップ保管ラックD型No.1※	燃料製造部長
				スクラップ保管ラックD型No.2-1	
スクラップ保管ラックE型No.2-1					
その他加工設備の附属施設			ペレット一時保管台No.1※		
			第2開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	燃料製造部長
			第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フード	
			第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フードNo.1	
			第2開発室	燃料開発設備 試料調整用フードNo.2	
			第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード	
			第2開発室	燃料開発設備 プレス	
			第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	
			第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	
			第2分析室	分析設備 粉末取扱フードNo.1	品質保証部長
			第2分析室	分析設備 粉末取扱フードNo.2	
			第2分析室	分析設備 粉末取扱フードNo.3	
			第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバNo.1	
第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバNo.2				
第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバNo.3				

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

（注1）建物外扉付近（1箇所）及びコンベアカバーの出入り扉付近（1箇所）に設置している「開放厳禁」の表示灯の点灯状況により操作員に注意を促しながら、建物外扉とコンベアカバーの出入り扉を同時開放しない、かつ、建物外扉とコンベアカバーのシャッターを同時開放しない管理を行う。

別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き）

(2) 熱的制限値を有する加工設備

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット室	連続焼結炉 No.1※	燃料製造部長
		第2-2ペレット室	連続焼結炉 No.2-1	

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

(3) 閉じ込め機能を有する設備

一 放射性気体廃棄物の廃棄設備

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅰ（部屋排気系統） 排風機（301-F）	設備管理部長
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅱ（部屋排気系統） 排風機（302-F）	
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅲ（部屋排気系統） 排風機（303-F）	
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅳ（部屋排気系統） 排風機（304-F）	
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅴ（局所排気系統） 排風機（305-F）	
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅵ（局所排気系統） 排風機（306-F）	
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅶ（部屋排気系統） 排風機（307-F）	
		第2排風機室	気体廃棄設備 No.1 系統Ⅷ（局所排気系統） 排風機（308-F）	
	第1廃棄物貯蔵棟	W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統1（部屋排気系統） No.1 排風機	
		W1-1排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統2（局所排気系統） No.2 排風機	
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統） No.3 排風機	
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統） No.4 排風機	
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統） No.5 排風機	
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統） No.6 排風機	
		W1-2排風機室	気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統） No.6 排風機	

二 放射性液体廃棄物の廃棄設備

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.1	燃料製造部長
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.2	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.3	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 凝集沈殿槽 No.4	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.1	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.2	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.3	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心分離機 No.4	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.1	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 遠心ろ過機 No.2	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.1	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 ろ過水槽 No.2	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.1	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.2	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.3	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 処理水槽 No.4	
		第2-1ペレット室	第1廃液処理設備 配管	

別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き）

(3) 閉じ込め機能を有する設備（続き）

二 放射性液体廃棄物の廃棄設備（続き）

施設名称	設置場所	設備名称	管理責任者			
放射性廃棄物の廃棄施設	第2加工棟	第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽	環境安全部長		
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 集水槽 No. 2			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 凝集槽			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 1			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No. 1			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 沈殿槽 No. 2			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 タンク No. 2			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 加圧脱水機			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 スラッジ乾燥機			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 1			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 ろ過装置 No. 2			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 受水槽 No. 1			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備 配管			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 1			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 2			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 3			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 貯留槽 No. 4			
		第2廃棄物処理室	第2廃液処理設備貯留設備 配管			
	第2分析室	第2分析室	分析廃液処理設備 反応槽	品質保証部長		
		第2分析室	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽			
		第2分析室	分析廃液処理設備 スラッジ乾燥機			
		第2分析室	分析廃液処理設備 配管			
		第2開発室	第2開発室		開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽	燃料製造部長
			第2開発室		開発室廃液処理設備 遠心分離機	
			第2開発室		開発室廃液処理設備 貯槽	
			第2開発室		開発室廃液処理設備 配管	
	第1廃棄物貯蔵棟	W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 蒸発乾固装置	燃料製造部長		
		W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 凝集沈殿槽			
W1廃棄物処理室		W1廃液処理設備 タンク No. 1				
W1廃棄物処理室		W1廃液処理設備 タンク No. 2				
W1廃棄物処理室		W1廃液処理設備 タンク No. 3				
W1廃棄物処理室		W1廃液処理設備 ろ過機				
W1廃棄物処理室		W1廃液処理設備 圧搾脱水機				
W1廃棄物処理室		W1廃液処理設備 スラッジ乾燥機				
W1廃棄物処理室		W1廃液処理設備 受水槽				
W1廃棄物処理室		W1廃液処理設備 貯留槽 No. 1				
W1廃棄物処理室		W1廃液処理設備 貯留槽 No. 2				
W1廃棄物処理室		W1廃液処理設備 貯留槽 No. 3				
W1廃棄物処理室	W1廃液処理設備 配管					

別表3 保安上特に管理を必要とする設備（第31条関係）（続き）

(4) 非常用電源設備

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
その他加工設備 の附属施設	発電機・ポンプ棟	発電機室	非常用電源設備 No.1 非常用発電機	設備管理部長
	屋外		非常用電源設備 No.2 非常用発電機	
			非常用電源設備A 非常用発電機	

(5) 監視用放射線測定器

施設名称	設置場所		設備名称	管理責任者
放射線管理施設	第2加工棟	第2フィルタ室	ダストモニタ（排気用モニタ）	環境安全部長
			ダストモニタ（換気用モニタ）	
		第2放射線管理室	放射線監視盤（ダストモニタ）	
	第1廃棄物貯蔵棟	W1廃棄物処理室	ダストモニタ（排気用モニタ）	
		W1出入管理室	放射線監視盤（ダストモニタ）	
	第1加工棟	第1-1輸送物保管室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	
		第1-1輸送物搬出入室		
	第2加工棟	第2粉末受入室	ガンマ線エリアモニタ 検出器	
		第2ペレット保管室		
		第2-1混合室		
		第2-1ペレット室		
		第2-1燃料棒加工室		
		第2-2混合室		
		第2-2ペレット室		
		第2-2燃料棒加工室		
第2分析室				
第2開発室				
第2燃料棒保管室				
第2-1組立室				
第2集合体保管室				
第2-1燃料棒検査室				
第2輸送容器保管室				
第2梱包室				
第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管室	ガンマ線エリアモニタ 検出器		
第2加工棟	第2出入管理室	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）		
屋外		モニタリングポスト No.1		
屋外		モニタリングポスト No.2		
第2加工棟	第2出入管理室	放射線監視盤（モニタリングポスト）		



別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第1加工棟	第1-1輸送物保管区域	1	粉末輸送容器、ペレット輸送容器、集合体輸送容器の安全機能 輸送容器数	—	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体（いずれも輸送容器に収納）	—	—	第1-1輸送物保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟	第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域※	1	幾何学的形状制限 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	H/U≤1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	<p>第1-3貯蔵容器保管区域 貯蔵容器:粉末・ペレット貯蔵容器I型 保管領域広さ:6.3m×11m以内 貯蔵容器の段数:3段</p> <p>粉末・ペレット貯蔵容器I型 外径:48cm以上 高さ:83cm以上 粉末保管容器(保管容器F型)数:3個以下</p> <p>粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30cm以下 高さ:22cm以下 質量:1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型)</p> <p>中性子吸収板 幅:18cm以上 厚さ:0.1cm以上 材質:ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1wt%以上)</p>	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt; *1 &lt;事業所内からの搬入&gt; (a) 搬出入装置、第1-1貯蔵容器保管設備、原料保管設備D型及びE型、スクラップ保管ラックD型及びE型からの搬入 — (注1) (b) 上記を除く設備からの搬入 *2</p> <p>・粉末保管容器は粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納して取り扱う。 ・粉末・ペレット貯蔵容器の段数は附属設備(鋼製パレット、ストッパ)を用いて1段で管理する。</p>

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値 (第33条関係) (続き)

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第1-3貯蔵棟 第2加工棟	粉末・ペレット貯蔵容器I型※	120個	幾何学的形状制限 (粉末保管容器数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	H/U≤1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	<p>粉末・ペレット貯蔵容器I型 外径:48cm以上 高さ:83cm以上 粉末保管容器(保管容器F型)数:3個以下</p> <p>粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30cm以下 高さ:22cm以下 質量:1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型)</p> <p>中性子吸収板 幅:18cm以上 厚さ:0.1cm以上 材質:ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1wt%以上)</p>	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
成形施設 第1ライン 第2加工棟	第2-1混合室	粉末集塵機（粉末混合機）※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	直径：24.2 cm以下	—
	第2-1混合室	粉末投入台※	1台	幾何学的形状制限（容積制限） 水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0（粉末投入台内）	幾何学的形状（容積）：800 L以下 （質量：123 kgU235以下）	投入部ではH/U≤1.0に管理されたウランを取り扱う。 （注2）
	第2-1混合室	粉末混合機 No.1※	1台	幾何学的形状制限（容積制限） 水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0（粉末混合機内）	幾何学的形状（容積）：800 L以下 （質量：123 kgU235以下）	—（注2）
	第2-1混合室	大型供給瓶※	1台	幾何学的形状制限（容積制限） 水密構造 投入インターロック	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0（供給瓶内）	幾何学的形状（容積）：800 L以下 （質量：123 kgU235以下）	—（注2）
	第2-1混合室	粉末取出し台※	1台	幾何学的形状制限（容積制限） 水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0（粉末取出し台内）	幾何学的形状（容積）：800 L以下 （質量：123 kgU235以下）	—（注2）
	第2-1混合室	粉末缶リフター※ 粉末缶受台※	1台 1台	幾何学的形状制限（パレット数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0（粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末缶リフターと粉末缶受台の粉末保管パレット数：1個以下 1パレット当たりの粉末保管容器（保管容器F型）個数：4個以下  粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下/粉末保管容器（保管容器F型）	粉末缶リフター及び粉末缶受台においてそれぞれ粉末保管容器（保管容器F型）4個以下を積載した粉末保管パレット1個で取り扱う。
	第2-1混合室	焙焼炉 No.1 グローブボックス No.1※	1台	質量制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランパレット	—	質量：0.65 kgU235以下	管理機器（秤量器）により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の合計を14.7 kg以下で取り扱う。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1混合室 (粉末投入台～粉末混合機間)※	1台	(枝管の取扱い)	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	—	—
			第2-1混合室 (大型供給瓶～プレス No.1間)※	1台	(枝管の取扱い)	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	—	—
			第2-1混合室 (大型供給瓶～粉末取出し台間)※	1台	(枝管の取扱い)	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	—	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1ペレット室 粉末供給機※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	直径：24.2 cm以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1ペレット室 粉末集塵機(プレス)※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	直径：24.2 cm以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1ペレット室 プレスNo.1※	1台	形状寸法制限 高さ制限 棒	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法		
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値	
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ペレット搬送コンベア ぺレット抜取検査装置部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
			第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ペレット搬送コンベア 抜取ペレット移載部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
			第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ペレット搬送コンベア ぺレット搬送コンベア部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
			第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ペレット搬送コンベア 圧粉ペレット移載部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
			第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ポート段積装置ポート搬送部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
			第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ポート段積装置段積部※	1台	形状寸法制限 高さ制限棒	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
			第2-1ペレット室	ペレット搬送設備No.1ポート段積装置移載部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法		
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値	
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1ペレット室	連続焼結炉No.1※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成形施設	第1ライン 第2加工棟	第2-1 ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.1 解 体装置 解体 部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 ペレット 室	ペレット搬送 設備 No.1 解 体装置 空ボ ート搬送部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成形施設	第1ライン 第2加工棟	第2-1 ペレット 室	センタレス研 削設備 No.1 ペレット供給 機※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
		第2-1 ペレット 室	センタレス研 削設備 No.1 センタレス研 削部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑の回収のため、センタレス研削盤の運転期間は6時間以内とする。</li> <li>・センタレス研削盤の運転期間は、ペレット供給機の運転開始を起点とし、途中のペレット供給機の運転停止にかかわらず、酸化ウラン研磨屑の回収のためのペレット供給機の運転停止を終点とする。研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑を回収した後、改めてペレット供給機の運転開始を運転期間の起点とする。</li> <li>・担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより、センタレス研削盤の運転期間を確認し、記録する。</li> </ul> （注3）（注4）
		第2-1 ペレット 室	センタレス研 削設備 No.1 ペレット洗浄 部※	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラ ン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成形施設	第1ライン 第2加工棟	第2-1 ペレット乾燥室	ペレット乾燥機No.1※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1-2ペレット移載装置 ペレット搬送部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1-2ペレット移載装置 ペレット移載部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1-2ペレット移載装置 ペレット抜取検査部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1-2波板搬送装置 外観検査装置部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1-2波板搬送装置 波板搬入、搬出部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1-2波板搬送装置 波板移載部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備No.1-2波板搬送装置 波板移載装置部※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1ペレット室 センタレス研削設備 No.1 研磨屑回収装置※	1台	幾何学的形状制限 (容積制限)	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	幾何学的形状(容積) : 19 L以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>核的制限値として質量制限を設けている運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を超える酸化ウラン研磨屑が研磨屑回収装置に流入することを防止するため、研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑の回収は、センタレス研削盤の運転期間が6時間以内に行う。</li> <li>ペレット供給機の運転開始前及び運転中に、研磨屑回収装置が所定の回転数(1,500 rpm以上)を維持していることを確認する。</li> <li>研磨屑回収装置の停止時には、ペレット供給機の運転を停止し、酸化ウラン研磨屑の研磨屑回収装置への流入がない状態とする。</li> <li>作業シフト交代前には研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑を回収することとし、センタレス研削盤の運転は、作業シフトをまたがない。</li> <li>担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより、研磨屑回収装置の回転数を確認し、記録する。 (注3) (注4)</li> </ul>
			第2-1ペレット室 センタレス研削設備 No.1 研磨屑乾燥機※	1台	質量制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	質量 : 0.75 kgU235 以下	研磨屑回収装置から回収した研磨屑回収釜 1 個(センタレス研削盤の運転期間は6時間以内)で酸化ウラン研磨屑を乾燥する。
			第2-1ペレット室 計量設備架台 No.3※	1台	質量制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	質量 : 0.75 kgU235 以下	本装置では粉末保管容器(保管容器F型)1個(17 kg 酸化ウラン相当)で取り扱う。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。



別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1 混合室	焙焼炉 No.1 焙焼炉※	1台	質量制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	質量：0.65 kgU235以下	管理機器（秤量器）により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の合計を 14.7 kg 以下に管理する。
			第2-1 混合室	計量設備架台 No.1※	1台	質量制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	質量：0.65 kgU235以下	本装置では粉末保管容器（保管容器F型）1個（14.7 kg 酸化ウラン相当）又はペレット保管容器（保管容器G型）1個（14.7 kg 酸化ウラン相当）で取り扱う。
			第2-1 ペレット室	ペレット搬送設備 No.2※	1台	形状寸法制限	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置の計量部ではペレット保管容器（保管容器G型）1段（高さ 8 cm 以下）で取り扱う。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法		
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値	
成形施設	第1ライン	第2加工棟	第2-1ペレット室	運搬台車No.1※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	<p>・本運搬台車の移動する通路を定め、保管容器G型1段で取り扱う。</p> <p>・別図5に示す第2-2領域内の全ての運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状態で第2-2ペレット室の操車場に集積して配置しておく。酸化ウランを運搬する場合には、本運搬台車以外の運搬台車が使用されていないことを確認した上で、本運搬台車のみ使用できる管理とする。本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内の酸化ウランを装荷する位置まで移動させた後に、酸化ウランを装荷して運搬することとする。</p> <p>・上記の管理について、本運搬台車を使用する前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。</p> <p>（注5）</p>
		第2-1混合室		運搬台車No.2※	1台	質量制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	質量：0.75 kgU235以下	

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法		
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値			
成形施設	第2ライン 第2加工棟	第2-2 混合室	粉末混合機 No.2-1粉末混合機	1台	質量制限 水密構造 質量インターロック	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内及び粉末混合機内)	質量: 50 kgU235 以下 (粉末投入機で取り扱う粉末保管容器 (保管容器F型) 1個分 (1.1 kgU235 以下) を含む)	管理機器 (秤量器) により事前計量した単位保管容器の酸化ウランの合計を 1,130 kg 以下に管理するとともに監視機構 (投入バルブとロードセルのインターロック機構) により連続監視、確認する。	
		第2-2 混合室	粉末缶搬送機 No.2-1粉末缶昇降リフト 粉末缶搬送機 No.2-1粉末缶移載機	1台 1台	幾何学的形状制限 (パレット数) 粉末保管容器 (保管容器F型) の水密構造	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器 (保管容器F型) 内)	粉末缶昇降リフトと粉末缶移載機の粉末保管パレット数: 6 個以下 (粉末缶移載機で取り扱う粉末保管容器 (保管容器F型) 1 個を含めた粉末保管容器 (保管容器F型) 24 個以下) 1 パレット当たりの粉末保管容器 (保管容器F型) 個数: 4 個以下  粉末保管容器 (保管容器F型) 直径: 30 cm 以下 高さ: 22 cm 以下 質量: 1.1 kgU235 以下 / 粉末保管容器 (保管容器F型)	本装置ではパレット 2 個 (粉末保管容器 (保管容器F型) 8 個) 以下で取り扱う。	
		第2-2 混合室	粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容器	1台	幾何学的形状制限 (容積制限) 粉末搬送容器の水密構造	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末搬送容器内)	幾何学的形状 (容積): 50 L 以下	—	
		第2-2 混合室	供給瓶 No.2-1 供給瓶	1台	本体の質量制限 粉末取出配管の形状寸法 本体の水密構造 質量インターロック	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (供給瓶本体)	供給瓶本体 質量: 50 kgU235 以下 粉末取出配管 直径: 20 cm 以下 長さ: 100 cm 以下	粉末混合機で管理した単位で酸化ウランを移送し 1,130 kg 以下に管理するとともに監視機構 (投入バルブとロードセルのインターロック機構) により連続監視、確認する。	
		第2-2 混合室	プレス No.2-1	1台	形状寸法制限 高さ制限棒	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	厚さ: 5.0 cm 以下	—	
		第2-2 ペレット室	連続焼結炉 No.2-1	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	高さ: 12 cm 以下 幅: 31 cm 以下	—	

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成形施設	第2ライン 第2加工棟	第2-2 ペレット 室	焼結炉搬送機 No.2-1圧粉ペ レット搬送装 置 圧粉ペレ ット搬送部	1台	形状寸法 制限 高さ制限 棒	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
		第2-2 ペレット 室	焼結炉搬送機 No.2-1圧粉ペ レット搬送装 置 圧粉ペレ ット採取部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
		第2-2 ペレット 室	焼結炉搬送機 No.2-1圧粉ペ レット搬送装 置 圧粉ペレ ット移載部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
		第2-2 ペレット 室	焼結炉搬送機 No.2-1ポート 搬送装置 ポ ート搬送装置 部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成形施設	第2ライン 第2加工棟	第2-2 ペレット 室	焼結炉搬送機 No.2-1ポート 搬送装置 段 積装置部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	高さ：12 cm 以下 幅：31 cm 以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法		
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値	
成形施設	第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	有軌道搬送装置	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	—
			第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート置台部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	—
			第2-2ペレット室	焼結ボート置台 焼結ボート解体部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	高さ：12 cm以下 幅：31 cm以下	—
			第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1ペレット移載部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
			第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1SUSトレイ搬送部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
			第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-1SUSトレイ保管台部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法		
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値	
成形施設	第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	計量設備架台 No.7	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置ではペレット1段（高さ約1 cm）又はペレット保管容器（保管容器G型）1段（高さ8 cm以下）で取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成形施設	第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1ペレット供給機	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
			第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1センタレス研削盤	1台	形状寸法制限 研削個数超過防止 インターロック	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑の回収のため、センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数(61000個以下)に達するまでとする。</li> <li>・センタレス研削盤の運転期間は、ペレット供給機の運転開始を起点とし、途中のペレット供給機の運転停止にかかわらず、酸化ウラン研磨屑の回収のためのペレット供給機の運転停止を終点とする。</li> <li>・研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑を回収した後、改めてペレット供給機の運転開始を運転期間の起点とする。</li> <li>・担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより、センタレス研削盤の運転期間を確認し、記録する。</li> </ul> (注3) (注6)
			第2-2ペレット室	センタレス研削装置 No. 2-1研磨屑回収装置	1台	幾何学的形状制限 (容積制限) 回転数低下時研削停止インターロック	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランスラッジ	—	幾何学的形状(容積)：19 L 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・核的制限値として質量制限を設けている運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を超える酸化ウラン研磨屑が研磨屑回収装置に流入することを防止するため、研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑の回収は、センタレス研削盤の運転期間が所定のペレット研削個数(61000個以下)に達するまでに行う。</li> <li>・ペレット供給機の運転開始前及び運転中に、研磨屑回収装置が所定の回転数(1,500 rpm 以上)を維持していることを確認する。</li> <li>・研磨屑回収装置の停止時には、ペレット供給機の運転を停止し、酸化ウラン研磨屑の研磨屑回収装置への流入がない状態とする。</li> <li>・作業シフト交代前には研磨屑回収装置の酸化ウラン研磨屑を回収することとし、センタレス研削盤の運転は、作業シフトをまたがない。</li> <li>・担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより、研磨屑回収装置の回転数を確認し、記録する。</li> </ul> (注3) (注6)

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法		
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値	
成形施設	第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	センタレス研削装置No.2-1 研削液タンク	1台	幾何学的形状制限（容積制限）	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランスラッジ	—	幾何学的形状（容積）：19 L 以下	—
			第2-2ペレット室	センタレス研削装置No.2-1 配管	1式	（枝管の取扱い）	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランスラッジ	—	—	—
			第2-2ペレット室	センタレス研削装置No.2-1 ペレット乾燥機	1台	（枝管の取扱い）	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	—	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成形施設	第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2ペレット移載装置 ペレット検査台部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置ではペレット1段（高さ約1 cm）又はペレット保管容器（保管容器G型）1段（高さ8 cm以下）で取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
成形施設	第2ライン	第2加工棟	第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2ペレット移載装置 ペレット移載部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
			第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2ペレット移載装置 ペレット採取部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
			第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No.1部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
			第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2ペレット搬送装置 波板搬送コンベア No.2部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
			第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2ペレット搬送装置 目視検査部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
			第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2波板移載装置 入庫前コンベア部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
			第2-2ペレット室	ペレット搬送設備 No.2-2波板移載装置 波板移載部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—



別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
成形施設	第2ライン 第2加工棟	第2-2混合室 焙焼炉No.2-1 焙焼炉	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-2混合室 粉末取扱機	1台	質量制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	質量：0.75 kgU235以下	管理機器（秤量器）により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の合計を17 kg以下に管理する。
		第2-2混合室 研磨屑乾燥機	1台	質量制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランスラッジ	—	質量：0.75 kgU235以下	研磨屑回収装置から回収した研磨屑回収釜1個（センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数（61000個以下）に達するまで）で酸化ウラン研磨屑を乾燥する。
						酸化ウランペレット	—	（厚さ：9.8 cm以下）	
		第2-2混合室 破碎装置	1台	質量制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	質量：0.65 kgU235以下	管理機器（秤量器）により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の合計を14.7 kg以下に管理する。
		第2-2混合室 粉末取扱フード	1台	質量制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	質量：0.75 kgU235以下	本装置の粉末取扱フード及び計量部では管理機器（秤量器）により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の取扱いの合計を17 kg以下に管理する。
		第2-2混合室 計量設備架台No.4	1台	質量制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット	—	質量：0.65 kgU235以下	本装置では粉末保管容器（保管容器F型）1個（14.7 kg 酸化ウラン相当）又はペレット保管容器（保管容器G型）1個（14.7 kg 酸化ウラン相当）で取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット検査室	ペレット検査台 No.1	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置のペレット検査台No.1及びペレット検査台 No.1 計量部ではペレット1段（高さ約1 cm）又はペレット保管容器（保管容器G型）1段（高さ8 cm以下）で取り扱うとともに高さが9.8 cm以下であることを管理機器（高さ制限枠）により確認する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
成形施設	第2ライン	第2加工棟 第2-1ペレット室 第2-2ペレット室 第2-1混合室 第2-2混合室	焙焼炉 No.2-1 運搬台車	1台	質量制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランスラッジ	—	質量：0.75 kgU235以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>本運搬台車の移動する通路を定め、研磨屑回収装置から回収した研磨屑回収釜1個（センタレス研削盤の運転期間は所定のペレット研削個数（61000個以下）に達するまで）で酸化ウラン研磨屑を取り扱う。</li> <li>別図5に示す第2-2領域内の全ての運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状態で第2-2ペレット室の操車場に集積して配置しておく。酸化ウランを運搬する場合には、第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることを確認した上で、本運搬台車を使用できる管理とする。本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内の酸化ウランを装荷する位置まで移動させた後に、酸化ウランを装荷して運搬することとする。</li> <li>上記の管理について、研磨屑回収装置から研磨屑乾燥機まで本運搬台車を使用する前に、担当操作員及び研磨運転管理者は、ダブルチェックにより確認し、記録する。</li> </ul> （注5）

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット検査室	スクラップ保管ラックF型運搬台車	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本運搬台車の移動する通路を定め、ペレット保管容器（保管容器G型）1段で取り扱う。</li> <li>・別図5に示す第2-2領域内の全ての運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状態で第2-2ペレット室の操車場に集積して配置しておく。酸化ウランを運搬する場合には、第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることを確認した上で、本運搬台車を使用できる管理とする。本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内の酸化ウランを装荷する位置まで移動させた後に、酸化ウランを装荷して運搬することとする。</li> <li>・上記の管理について、本運搬台車を使用する前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。</li> </ul> （注5）
		第2-1ペレット室								

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
成形施設	第2加工棟	第2-1ペレット検査室	ペレット運搬台車No.3	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本運搬台車の移動する通路を定め、ペレット保管容器（保管容器G型）1段で取り扱う。</li> <li>・別図5に示す第2-2領域内の全ての運搬台車は、酸化ウランを装荷しない状態で第2-2ペレット室の操車場に集積して配置しておく。酸化ウランを運搬する場合には、第2-2領域内で使用される運搬台車が2台以下であることを確認した上で、本運搬台車を使用できる管理とする。本運搬台車を第2-2ペレット室の操車場から工程内の酸化ウランを装荷する位置まで移動させた後に、酸化ウランを装荷して運搬することとする。</li> <li>・上記の管理について、本運搬台車を使用する前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。</li> </ul> （注5）
		第2-1ペレット室								

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱置台部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
		第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット保管箱搬送部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
		第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 波板移載部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.1 ペレット編成挿入部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット 燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
被覆施設	第2加工棟	第2-2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット保管箱搬送部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm 以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
被覆施設	第2加工棟	第2-2 燃料棒加工室	ペレット編成挿入機 No.2-1 ペレット編成挿入部	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット 燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
被覆施設	第2加工棟	第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ置台	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒装荷部 上下方向段数：1段 装荷部高さ：40 cm以下 横方向：無限個 装荷部の幅：40 cm以下 面間距離：30.5 cm以上 長さ方向：無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数：18列以下 トレイ段数：5段以下 トレイ上下方向ピッチ：3.0 cm以上	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
被覆施設	第2加工棟	第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 真空加熱炉部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒装荷部 上下方向段数：1段 装荷部高さ：40 cm以下 横方向：無限個 装荷部の幅：40 cm以下 面間距離：30.5 cm以上 長さ方向：無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数：18列以下 トレイ段数：5段以下 トレイ上下方向ピッチ：3.0 cm以上	—
		第2-1燃料棒加工室	燃料棒トレイ		形状寸法制限(燃料棒数)					

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
被覆施設	第2加工棟	第2-1燃料棒加工室	脱ガス設備 No.1 運搬台車	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒装荷部 上下方向段数：1段 装荷部高さ：40 cm以下 横方向：無限個 装荷部の幅：40 cm以下 面間距離：30.5 cm以上 長さ方向：無限長さ 燃料棒トレイ 燃料棒列数：18列以下 トレイ段数：5段以下 トレイ上下方向ピッチ：3.0 cm以上	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-1部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 燃料棒搬送 No.1-2部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-1部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒加工室	第二端栓溶接設備 No.1 第二端栓溶接 No.1-2部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
被覆施設 第2加工棟	第2-1	燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒移載 (1)部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
	第2-1	燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 被覆管コン ベア部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
	第2-1	燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 除染コンベ ア部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
	第2-1	燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.1 燃料棒トレ イ移載部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
	第2-1	燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.2 燃料棒移載装 置(A)	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
	第2-1	燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.3 燃料棒移載装 置(2)	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
	第2-1	燃料棒加工室 第2-2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 被覆管コン ベア No.8-1部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
	第2-1	燃料棒加工室 第2-2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-1部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
	第2-1	燃料棒加工室 第2-2 燃料棒加工室	燃料棒搬送設備 No.8 燃料棒移載 No.8-2部	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
	第2-1	燃料棒加工室 第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.9	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
被覆施設 第2加工棟	第2-1	燃料棒加工室	ペレット検査台 No.2	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt%以下の 濃縮ウラン	酸化ウ ランペレ ット	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置ではペレット1段（高さ約1 cm）又はペレット保管容器（保管容器G型）1段（高さ8 cm以下）で取り扱うとともに高さが9.8 cm以下であることを管理機器（高さ制限棒）により確認する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒検査室	X線透過試験機 No.1	1台	形状寸法 制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1 トレイ挿入部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒検査室	ヘリウムリーク試験機 No.1 ヘリウムリーク試験部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.4 ストックコンベア（1）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.4 燃料棒移載（3）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒移載（4）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台（1）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒置台（2）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア（1）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.5 燃料棒コンベア（2）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—



別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移 載（5）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 ストック コンベア（2）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒検査室	燃料棒搬送設備 No.6 燃料棒移 載（6）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—
		第2-1 燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移 送（B）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 石定盤部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置では燃料棒1段（高さ約1 cm）で取り扱うとともに高さが9.8 cm以下であることを管理機器（高さ制限棒）により確認する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒検査室	燃料棒検査台 No.1 燃料棒移 送（C）部	1台	形状寸法 制限	濃縮度5 wt%以下 の濃縮ウ ラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
被覆施設	第2加工棟	第2-1 燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.1	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト 燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	本装置では燃料棒 1 段（高さ約 1 cm）又はペレット保管容器（保管容器 G 型）1 段（高さ 8 cm 以下）で取り扱うとともに高さが 9.8 cm 以下であることを管理機器（高さ制限棒）により確認する。
		第2-2 燃料棒加工室	燃料棒解体装置 No.2	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト 燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	本装置では燃料棒 1 段（高さ約 1 cm）又はペレット保管容器 1 段（高さ 8 cm 以下）で取り扱うとともに高さが 9.8 cm 以下であることを管理機器（高さ制限棒）により確認する。
		第2-2 燃料棒加工室	ペレット一時保 管台	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	本装置では、ペレット保管容器 1 段（高さ 8 cm 以下）で取り扱う。
		第2-2 燃料棒加工室	ペレット検査装 置 No.5	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	本装置ではペレット 1 段（高さ約 1 cm）又はペレット保管容器 1 段（高さ 8 cm 以下）で取り扱う。
		第2-2 燃料棒加工室	計量設備架台 No.9	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	本装置ではペレット 1 段（高さ約 1 cm）又はペレット保管容器 1 段（高さ 8 cm 以下）で取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
被覆施設	第2加工棟	第2-2 燃料棒加工室	計量設備架台 No.10	1台	形状寸法 制限	濃縮度 5 wt% 以下 の濃縮ウ ラン	酸化ウラ ンペレッ ト	—	厚さ：9.8 cm 以下	本装置ではペレット保管容器 2 段以下で取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	
組立施設 第2加工棟	第2-1組立室	組立機 No.1 燃料棒挿入装置 (1)	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm 以下	—
	第2-1組立室	組立機 No.1 組立定盤部	1台	体数制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	燃料棒 燃料集合体	—	燃料集合体数：1 体以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	
組立施設 第2加工棟	第2-1組立室	組立機 No.1 スウェーピング部	1台	体数制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	燃料棒 燃料集合体	—	燃料集合体数：1 体以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法									
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値								
組立施設 第2加工棟	第2-1組立室	燃料集合体取扱機 No.1	1台	体数制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	燃料集合体	—	燃料集合体数：1 体以下	—									
										第2-1組立室	縦型定盤 No.1	1台	体数制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	燃料集合体	—	燃料集合体数：1 体以下	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
組立施設	第2加工棟	第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 石定盤部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置では燃料棒1段（高さ約1cm）で取り扱う。
		第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送（D）部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置では燃料棒保管容器（保管容器H型）1段（燃料棒1段（高さ約1cm））で取り扱う。
		第2-1組立室	立会検査定盤 No.1 燃料棒移送（E）部	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置では燃料棒1段（高さ約1cm）で取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
組立施設	第2加工棟	第2-1組立室	2ton 天井クレーン No.1	1台	体数制限クレーン2個の近接防止構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料集合体	—	燃料集合体数：1体以下	—（注7）
		第2集合体保管室								
組立施設	第2加工棟	第2梱包室	2.8ton 天井クレーン	1台	体数制限クレーン2個の近接防止構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料集合体	—	燃料集合体数：1体以下	—（注7）
		第2集合体保管室								

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
組立施設	第2加工棟	第2-1組立室 第2-1燃料棒検査室 第2燃料棒保管室 第2部品室 第2梱包室 第2輸送容器保管室	燃料棒運搬台車 No.1	1台	（枝管の取扱い）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	—	本装置では燃料棒1本（高さ約1cm）を超える装荷は行わない。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備D型 No.1 粉末保管パレット	1台	幾何学的形状制限（棚配列） 幾何学的形状制限（粉末保管容器（保管容器F型）数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管パレット 1 個を収納する棚の配列（パレット 1 個を搬送する原料搬送設備（原料搬送設備 No.2 粉末スタッククレーン、原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア、原料搬送設備 No.2 粉末缶受台、原料搬送設備 No.2 粉末缶台車）を含む） 列方向：2 列以下 面間距離：106 cm 以上 上下方向：8 段以下 中心間距離：44 cm 以上 横方向：無限個 中心間距離：96 cm 以上 1 パレット当たりの粉末保管容器（保管容器F型）個数：4 個以下 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下 / 粉末保管容器（保管容器F型）	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt; *1</p> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt; (a) 輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶移載装置 No.1-2、粉末缶搬送コンベア No.1、輸送容器搬送コンベア No.2-1、輸送容器搬送コンベア No.2-2、粉末缶移載装置 No.2-1、粉末缶移載装置 No.2-2、粉末缶搬送コンベア No.2、第1-1 輸送物保管区域、第1-3 貯蔵容器保管設備 第1-3 貯蔵容器保管区域、原料保管設備E型 No.1、スクラップ保管ラックD型 No.1、スクラップ保管ラックD型 No.2-1 及びスクラップ保管ラックE型 No.2-1 からの搬入 —（注1） (b) 上記を除く設備からの搬入 ・事前計量により酸化ウラン質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認する。 ・作業記録若しくは水素分析の結果により H/U≤1.0 であることを確認する。</p>
		原料搬送設備 No.2 粉末缶受台	1台	幾何学的形状制限（パレット数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管パレット 1 個を搬送する。 パレット上に粉末保管容器（保管容器F型）4 個以下を載せて取り扱う。	

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料搬送設備 No.2 粉末スタックレーン	1台	幾何学的形状制限（パレット数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	$H/U \leq 1.0$ （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管パレット1個を搬送する。	—
		原料搬送設備 No.2 粉末缶コンベア	2台	幾何学的形状制限（パレット数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	$H/U \leq 1.0$ （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管パレット1個を搬送する。	—
		原料搬送設備 No.2 粉末缶台車	1台	幾何学的形状制限（パレット数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	$H/U \leq 1.0$ （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管パレット1個を搬送する。	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備 E型 No.1	1台	幾何学的形状制限（棚配列）	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管パレット1個を収納する棚の配列	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt; *1</p> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt; (a) 輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶移載装置 No.1-2、粉末缶搬送コンベア No.1、輸送容器搬送コンベア No.2-1、輸送容器搬送コンベア No.2-2、粉末缶移載装置 No.2-1、粉末缶移載装置 No.2-2、粉末缶搬送コンベア No.2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備 D型 No.1、スクラップ保管ラック D型 No.1、スクラップ保管ラック D型 No.2-1 及びスクラップ保管ラック E型 No.2-1 からの搬入</p> <p>—（注1）</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前計量により酸化ウラン質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認する。</li> <li>・作業記録若しくは水素分析の結果により H/U≤1.0 であることを確認する。</li> </ul>
		粉末保管パレット	幾何学的形状制限（粉末保管容器（保管容器F型）数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造				<p>（保管容器F型）内）</p> <p>列方向：2列以下 面間距離：104 cm 以上 棚1列の奥行：80 cm 以下 上下方向：9段以下 中心間距離：40 cm 以上 設備の高さ：455 cm 以下 横方向：無限個 中心間距離：96 cm 以上 1パレット当たりの粉末保管容器（保管容器F型）個数：4個以下 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下 / 粉末保管容器（保管容器F型）</p>		
		原料保管設備 E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.4	1台	幾何学的形状制限（パレット数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管パレット1個を搬送する。	パレット上に粉末保管容器（保管容器F型）4個以下を載せて取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	原料保管設備 E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.1	1台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット 1個を搬送する。	—
		原料保管設備 E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.2	1台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット 1個を搬送する。	—
		原料保管設備 E型原料搬送設備 粉末搬送機 No.3	1台	幾何学的形状制限(パレット数) 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管パレット 1個を搬送する。	—
	第2加工棟	保管容器F型	13000個	幾何学的形状制限 質量制限 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30cm以下 高さ:22cm以下 質量:1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型)	—
	第1加工棟								
	第2加工棟	保管容器F型 (中性子吸収板I型内蔵型)	1800個	幾何学的形状制限 質量制限 粉末保管容器(保管容器F型)の水密構造 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U≤1.0 (粉末保管容器(保管容器F型)内)	粉末保管容器(保管容器F型) 直径:30cm以下 高さ:22cm以下 質量:1.1kgU235以下/粉末保管容器(保管容器F型)  中性子吸収板 幅:18cm以上 厚さ:0.1cm以上 材質:ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1wt%以上)	—
	第1-3貯蔵棟								
第1加工棟									



別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶搬送コンベア No. 1	1台	幾何学的形状制限（コンベア配列） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管容器（保管容器F型）を搬送するコンベアの配列：1段×列数：2列以下 （粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-2）の粉末保管容器（保管容器F型）それぞれ1個を含む） 列の面間距離：10 cm以上 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下/粉末保管容器（保管容器F型）	<事業所外からの搬入> * 1 <事業所内からの搬入> (a) 輸送容器搬送コンベア No. 1-1、輸送容器搬送コンベア No. 1-2、粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型 No. 1、原料保管設備E型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 2-1及びスクラップ保管ラックE型 No. 2-1からの搬入 —（注1） (b) 上記を除く設備からの搬入 * 2

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶搬送コンベア No. 2	1台	幾何学的形状制限（コンベア配列） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管容器（保管容器F型）を搬送するコンベアの配列：1段×列数：2列以下 （粉末缶移載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2）の粉末保管容器（保管容器F型）それぞれ1個を含む） 列の面間距離：10 cm以上 粉末保管容器（保管容器F型） 直径：30 cm以下 高さ：22 cm以下 質量：1.1 kgU235以下/粉末保管容器（保管容器F型）	<事業所外からの搬入> * 1 <事業所内からの搬入> (a) 輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、粉末缶移載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型 No. 1、原料保管設備E型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 2-1及びスクラップ保管ラックE型 No. 2-1からの搬入 —（注1） (b) 上記を除く設備からの搬入 * 2

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベア No. 1-1	1台	幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型内)	粉末輸送容器数: 2 個以下 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数: 2 個以下	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入元の計量結果により濃縮度 5 wt% 以下の酸化ウラン質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認する。</li> <li>・搬入元の水素分析の結果により H/U ≤ 1.0 であることを確認する。</li> </ul> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt;</p> <p>(a) 粉末缶搬送コンベア No. 1 及び粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-2、第 1-1 輸送物保管区域、第 1-3 貯蔵容器保管設備 第 1-3 貯蔵容器保管区域、原料保管設備 D 型 No. 1、原料保管設備 E 型 No. 1、スクラップ保管ラック D 型 No. 1、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 及びスクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 からの搬入</p> <p>— (注 1)</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <p style="text-align: center;">* 2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粉末保管容器（保管容器 F 型）は、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型に収納して取り扱う。</li> <li>・輸送容器搬送コンベア No. 1-1 と輸送容器搬送コンベア No. 1-2 での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の取扱いの合計を 2 個以下に制限する。</li> </ul>

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベア No. 1-2	1台	幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 （粉末保管容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型内）	粉末輸送容器数: 2 個以下 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数: 2 個以下	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入元の計量結果により濃縮度 5 wt% 以下の酸化ウラン質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認する。</li> <li>・搬入元の水素分析の結果により H/U ≤ 1.0 であることを確認する。</li> </ul> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt;</p> <p>(a) 粉末缶搬送コンベア No. 1 及び粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-2、第 1-1 輸送物保管区域、第 1-3 貯蔵容器保管設備 第 1-3 貯蔵容器保管区域、原料保管設備 D 型 No. 1、原料保管設備 E 型 No. 1、スクラップ保管ラック D 型 No. 1、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 及びスクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 からの搬入</p> <p>— (注 1)</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <p>* 2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粉末保管容器（保管容器 F 型）は、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型に収納して取り扱う。</li> <li>・輸送容器搬送コンベア No. 1-1 と輸送容器搬送コンベア No. 1-2 での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の取扱いの合計を 2 個以下に制限する。</li> </ul>

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベア No. 2-1	1台	幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型内)	粉末輸送容器数: 2 個以下 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数: 2 個以下	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入元の計量結果により濃縮度 5 wt% 以下の酸化ウラン質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認する。</li> <li>・搬入元の水素分析の結果により H/U ≤ 1.0 であることを確認する。</li> </ul> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt;</p> <p>(a) 粉末缶搬送コンベア No. 2、粉末缶移載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2、第 1-1 輸送物保管区域、第 1-3 貯蔵容器保管設備 第 1-3 貯蔵容器保管区域、原料保管設備 D 型 No. 1、原料保管設備 E 型 No. 1、スクラップ保管ラック D 型 No. 1、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 及びスクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 からの搬入</p> <p>— (注 1)</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <p style="text-align: center;">* 2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粉末保管容器（保管容器 F 型）は、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型に収納して取り扱う。</li> <li>・輸送容器搬送コンベア No. 2-1 と輸送容器搬送コンベア No. 2-2 での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の取扱いの合計を 2 個以下に制限する。</li> </ul>

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	輸送容器搬送コンベア No. 2-2	1台	幾何学的形状制限（輸送容器数又は貯蔵容器数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型 酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末輸送容器数: 2 個以下 又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型数: 2 個以下	<p>&lt; 事業所外からの搬入 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入元の計量結果により濃縮度 5 wt% 以下の酸化ウラン質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認する。</li> <li>・搬入元の水素分析の結果により H/U ≤ 1.0 であることを確認する。</li> </ul> <p>&lt; 事業所内からの搬入 &gt;</p> <p>(a) 粉末缶搬送コンベア No. 2、粉末缶移載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2、第 1-1 輸送物保管区域、第 1-3 貯蔵容器保管設備 第 1-3 貯蔵容器保管区域、原料保管設備 D 型 No. 1、原料保管設備 E 型 No. 1、スクラップ保管ラック D 型 No. 1、スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 及びスクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 からの搬入</p> <p>— (注 1)</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <p style="text-align: center;">* 2</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粉末保管容器（保管容器 F 型）は、粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型に収納して取り扱う。</li> <li>・輸送容器搬送コンベア No. 2-1 と輸送容器搬送コンベア No. 2-2 での粉末輸送容器又は粉末・ペレット貯蔵容器 I 型の取扱いの合計を 2 個以下に制限する。</li> </ul>

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 1-1	1台	幾何学的形状制限（粉末保管容器（保管容器F型）数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管容器（保管容器F型）1個を移載する。	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt; * 1</p> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt; （a）粉末缶搬送コンベア No. 1、輸送容器搬送コンベア No. 1-1、輸送容器搬送コンベア No. 1-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型 No. 1、原料保管設備E型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 2-1 及びスクラップ保管ラックE型 No. 2-1 からの搬入 —（注1）</p> <p>（b）上記を除く設備からの搬入 * 2</p> <p>・粉末保管容器（保管容器F型）を1個ずつ取り扱う。</p>

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 1-2	1台	幾何学的形状制限（粉末保管容器（保管容器F型）数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管容器（保管容器F型）1個を移載する。	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt; * 1</p> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt; （a）粉末缶搬送コンベア No. 1、輸送容器搬送コンベア No. 1-1、輸送容器搬送コンベア No. 1-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型 No. 1、原料保管設備E型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 2-1 及びスクラップ保管ラックE型 No. 2-1 からの搬入 —（注1）</p> <p>（b）上記を除く設備からの搬入 * 2</p> <p>・粉末保管容器（保管容器F型）を1個ずつ取り扱う。</p>

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 2-1	1台	幾何学的形状制限（粉末保管容器（保管容器F型）数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管容器（保管容器F型）1個を移載する。	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt; * 1</p> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt; (a) 粉末缶搬送コンベア No. 2、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型 No. 1、原料保管設備E型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 2-1 及びスクラップ保管ラックE型 No. 2-1 からの搬入 —（注1） (b) 上記を除く設備からの搬入 * 2</p> <p>・粉末保管容器（保管容器F型）を1個ずつ取り扱う。</p>
		（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	粉末缶移載装置 No. 2-2	1台	幾何学的形状制限（粉末保管容器（保管容器F型）数） 粉末保管容器（保管容器F型）の水密構造	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 （粉末保管容器（保管容器F型）内）	粉末保管容器（保管容器F型）1個を移載する。	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt; * 1</p> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt; (a) 粉末缶搬送コンベア No. 2、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、第1-1輸送物保管区域、第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域、原料保管設備D型 No. 1、原料保管設備E型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 1、スクラップ保管ラックD型 No. 2-1 及びスクラップ保管ラックE型 No. 2-1 からの搬入 —（注1） (b) 上記を除く設備からの搬入 * 2</p> <p>・粉末保管容器（保管容器F型）を1個ずつ取り扱う。</p>
		（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）	（この行は表の罫線が破れているため、内容は上記と重複する）

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックB型 No.1	1台	形状寸法制限（棚配列）	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	<p>ペレット保管パレット 1 個を収納する棚の配列</p> <p>（パレット 1 個を搬送するペレット搬送設備 No.3（ペレット搬送設備 No.3 ペレットスタッククレーン、ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車、ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.1、ペレット搬送設備 No.3 ペレット保管箱台車 No.2）及びペレット搬送設備 No.4（ペレット搬送設備 No.4 ペレットリフター、ペレット搬送設備 No.4 ペレット保管箱受台）を含む）</p> <p>列方向：2 列以下</p> <p>面間距離：93 cm 以上</p> <p>上下方向：10 段以下</p> <p>中心間距離：32 cm 以上</p> <p>ただし、</p> <p>第1段：床面から 44 cm 以上</p> <p>第2段：第1段から 49 cm 以上</p> <p>第5段：第4段から 39 cm 以上</p> <p>横方向：無限個</p> <p>中心間距離：63 cm 以上</p> <p>1 パレット当たりのペレット保管容器（保管容器G型）個数：4 個以下</p> <p>ペレット保管容器（保管容器G型）</p> <p>幅：23 cm 以下</p> <p>長さ：27.5 cm 以下</p> <p>高さ：8 cm 以下</p> <p>パレット上での配置範囲</p> <p>長さ：62 cm 以下</p> <p>幅：57 cm 以下</p> <p>ペレット層数：7 層以下/ペレット保管容器（保管容器G型）</p> <p>ペレットトレイ</p> <p>厚さ：0.07 cm 以上</p> <p>材質：ステンレス鋼</p> <p>中性子吸収板</p> <p>吸収板長さ：63 cm 以上</p> <p>吸収板幅：61 cm 以上</p> <p>吸収板厚さ：0.5 cm 以上</p> <p>吸収板配列：第4段から上方に 20～28 cm の間に設置する。</p> <p>材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率 1.0 wt%以上）</p>
		ペレット保管パレット		形状寸法制限（ペレット保管容器（保管容器G型）数） 中性子吸収板の吸収効果				



別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット搬送設備No.3 ペレットスタッカクレーン	1台	形状寸法制限（パレット数）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—
		ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車	1台	形状寸法制限（パレット数）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—
		ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.1	1台	形状寸法制限（パレット数）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—
		ペレット搬送設備No.3 ペレット保管箱台車No.2	1台	形状寸法制限（パレット数）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—
		ペレット搬送設備No.4 ペレットリフター	1台	形状寸法制限（パレット数）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を搬送する。	—
		ペレット搬送設備No.4 ペレット保管箱受台	1台	形状寸法制限（パレット数）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管パレット1個を取り扱う。	—
	第2加工棟	保管容器G型	2438個	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器（保管容器G型） 幅：23 cm以下 長さ：27.5 cm以下 高さ：8 cm以下 ペレット層数：7層以下（ペレット保管ラックB型No.1に収納する場合）	—
第1加工棟									

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックE型 No. 2-1	1台	形状寸法制限（棚配列） 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器を収納する棚の配列 列方向：1列 棚のペレット保管容器列数：2列以下 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器の間距離：46 cm以上 棚収納部1段当たりの容器段数：2段以下 棚収納部高さ：9.4 cm以下 ペレット保管容器 縦：34 cm以下 横：34 cm以下 中性子吸収板 吸収板厚さ：0.5 cm以上 吸収板配列：各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼 （ホウ素の含有率 1.0 wt%以上）	—
		ペレット保管ラックE型リフト	1台	形状寸法制限	濃縮度 5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	本装置ではペレット保管容器2段以下で取り扱う。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型No.1	1台	形状寸法制限（棚配列） 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒保管容器（保管容器H型）を収納する棚の配列 （燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する燃料棒搬送設備 No.7（燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒スタッカクレーン、燃料棒搬送設備 No.7 燃料棒トレイコンベア）を含む） 列方向：2列 列間距離：400 cm 以上 横方向：無限個 燃料棒保管容器（保管容器H型） 中心間距離：48 cm 以上 上下方向：24段以下 燃料棒保管容器（保管容器H型） 中心間距離：11.8 cm 以上 燃料棒保管容器（保管容器H型） 幅：37 cm 以下 燃料棒配列：25本以下/燃料棒保管容器（保管容器H型） 中性子吸収板 吸収板幅：40 cm 以上 吸収板長さ：400 cm 以上 吸収板厚さ：0.18 cm 以上 吸収板配列：燃料棒保管容器（保管容器H型）上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼 （ホウ素の含有率1.0 wt%以上）	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒保管ラックB型No.2	1台	形状寸法制限（棚配列） 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒保管容器（保管容器H型）を収納する棚の配列 （燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する燃料棒搬送設備No.7（燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッククレーン、燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア）を含む） 列方向：2列 列間距離：400 cm以上 横方向：無限個 燃料棒保管容器（保管容器H型） 中心間距離：48 cm以上 上下方向：24段以下 燃料棒保管容器（保管容器H型） 中心間距離：11.8 cm以上 燃料棒保管容器（保管容器H型） 幅：37 cm以下 燃料棒配列：25本以下/燃料棒保管容器（保管容器H型） 中性子吸収板 吸収板幅：40 cm以上 吸収板長さ：400 cm以上 吸収板厚さ：0.18 cm以上 吸収板配列：燃料棒保管容器（保管容器H型）上下方向2段に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼 （ホウ素の含有率1.0 wt%以上）	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料棒搬送設備No.7 燃料棒スタッククレーン	1台	形状寸法制限（容器数）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する。	—
		燃料棒搬送設備No.7 燃料棒トレイコンベア	1台	形状寸法制限（容器数）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒保管容器（保管容器H型）1個を搬送する。	—
		保管容器H型	718個	形状寸法制限（燃料棒数）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料棒	—	燃料棒保管容器（保管容器H型） 幅：37 cm以下 燃料棒配列：25本以下/ 燃料棒保管容器（保管容器H型）	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	燃料集合体保管ラックC型No.1	1台	形状寸法制限（保管用缶配列）中性子吸取板の吸取効果	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料集合体	—	燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 （燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む） 列方向及び横方向：無限個 保管用缶中心間距離：33.5 cm以上 上下方向：1個 保管用缶 縦 内寸：24.7 cm以下 横 内寸：24.7 cm以下 厚さ：0.1 cm以上 高さ：380 cm以上 材料：ホウ素入りステンレス鋼 （ホウ素の含有率 1.0 wt%以上）	—
		燃料集合体保管ラックC型No.2	1台	形状寸法制限（保管用缶配列）中性子吸取板の吸取効果	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料集合体	—	燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 （燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む） 列方向及び横方向：無限個 保管用缶中心間距離：33.5 cm以上 上下方向：1個 保管用缶 縦 内寸：24.7 cm以下 横 内寸：24.7 cm以下 厚さ：0.1 cm以上 高さ：380 cm以上 材料：ホウ素入りステンレス鋼 （ホウ素の含有率 1.0 wt%以上）	—
		燃料集合体保管ラックD型No.1	1台	形状寸法制限（保管用缶配列）中性子吸取板の吸取効果	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	燃料集合体	—	燃料集合体1体を収納する保管用缶の配列 （燃料集合体1体を搬送する天井クレーンを含む） 列方向：2列 横方向：無限個 保管用缶中心間距離：27.5 cm以上 各列に6個に1個の割合で保管用缶を使用不可とし、使用不可とする位置を1列目と2列目で3個ずらす。 上下方向：1個 保管用缶 縦 内寸：23.3 cm以下 横 内寸：23.3 cm以下 厚さ：0.5 cm以上 高さ：380 cm以上 材料：ホウ素入りステンレス鋼 （ホウ素の含有率 1.0 wt%以上）	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラック D 型 No.1※	1台	幾何学的形状制限（棚配列） 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 （粉末保管容器（保管容器 F 型）内）	粉末保管容器（保管容器 F 型）を収納する棚の配列 列方向：1 列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器（保管容器 F 型）の間距離：30.5 cm 以上 粉末保管容器（保管容器 F 型） 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下/粉末保管容器（保管容器 F 型）	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt; * 1</p> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt;</p> <p>(a) 輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶移載装置 No.1-2、粉末缶搬送コンベア No.1、輸送容器搬送コンベア No.2-1、輸送容器搬送コンベア No.2-2、粉末缶移載装置 No.2-1、粉末缶移載装置 No.2-2、粉末缶搬送コンベア No.2、第1-1 輸送物保管区域、第1-3 貯蔵容器保管設備 第1-3 貯蔵容器保管区域、原料保管設備 D 型 No.1 及び原料保管設備 E 型 No.1、スクラップ保管ラック E 型 No.2-1 からの搬入</p> <p>— (注1)</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前計量により酸化ウラン質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認する。</li> <li>・作業記録若しくは水素分析の結果により H/U ≤ 1.0 であることを確認する。</li> </ul>

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラック D 型 No. 2-1	1 台	幾何学的形状制限（棚配列） 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	H/U ≤ 1.0 (粉末保管容器 (保管容器 F 型) 内)	<p>粉末保管容器（保管容器 F 型）を収納する棚の配列 列方向：1 列 横方向：無限個 上下方向：無限個 粉末保管容器（保管容器 F 型）の間隔距離：30.5 cm 以上 粉末保管容器（保管容器 F 型） 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU<sub>235</sub> 以下/粉末保管容器 (保管容器 F 型)</p>
<p>&lt;事業所外からの搬入&gt; * 1 &lt;事業所内からの搬入&gt; (a) 輸送容器搬送コンベア No. 1-1、輸送容器搬送コンベア No. 1-2、粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-2、粉末缶搬送コンベア No. 1、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、粉末缶移載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2、粉末缶搬送コンベア No. 2、第 1-1 輸送物保管区域、第 1-3 貯蔵容器保管設備 第 1-3 貯蔵容器保管区域、原料保管設備 D 型 No. 1、原料保管設備 E 型 No. 1 及びスクラップ保管ラック E 型 No. 2-1 からの搬入 — (注 1) (b) 上記を除く設備からの搬入 ・事前計量により酸化ウラン質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認する。 ・作業記録若しくは水素分析の結果により H/U ≤ 1.0 であることを確認する。</p>								

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラック E 型 No. 2-1	1 台	幾何学的形状制限（棚配列） 粉末保管容器（保管容器 F 型）の水密構造 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度 5 wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	$H/U \leq 1.0$ （粉末保管容器（保管容器 F 型）内）	<p>粉末保管容器（保管容器 F 型）を収納する棚の配列</p> <p>列方向：1 列 横方向：無限個 上下方向：無限個</p> <p>粉末保管容器（保管容器 F 型）の面間距離：10 cm 以上</p> <p>粉末保管容器（保管容器 F 型） 直径：30 cm 以下 高さ：22 cm 以下 質量：1.1 kgU235 以下/粉末保管容器（保管容器 F 型） 吸収板厚さ：0.5 cm 以上 吸収板配列：各棚に 1 枚の吸収板を配置する。</p> <p>材質：ホウ素入りステンレス鋼 （ホウ素の含有率 1.0wt%以上）</p>	<p>&lt;事業所外からの搬入&gt; * 1</p> <p>&lt;事業所内からの搬入&gt;</p> <p>(a) 輸送容器搬送コンベア No. 1-1、輸送容器搬送コンベア No. 1-2、粉末缶移載装置 No. 1-1、粉末缶移載装置 No. 1-2、粉末缶搬送コンベア No. 1、輸送容器搬送コンベア No. 2-1、輸送容器搬送コンベア No. 2-2、粉末缶移載装置 No. 2-1、粉末缶移載装置 No. 2-2、粉末缶搬送コンベア No. 2、第 1-1 輸送物保管区域、第 1-3 貯蔵容器保管設備 第 1-3 貯蔵容器保管区域、原料保管設備 D 型 No. 1、原料保管設備 E 型 No. 1、スクラップ保管ラック D 型 No. 1 及びスクラップ保管ラック D 型 No. 2-1 からの搬入</p> <p>—（注 1）</p> <p>(b) 上記を除く設備からの搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前計量により酸化ウラン質量が単位保管容器当たり 25 kg 以下であることを確認する。</li> <li>・作業記録若しくは水素分析の結果により <math>H/U \leq 1.0</math> であることを確認する。</li> </ul>



別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	スクラップ保管ラックC型 No.1※	1台	形状寸法制限（棚配列）	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器（保管容器G型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器（保管容器G型）の面間距離：30.5 cm以上 棚収納部高さ：9.5 cm以下 ペレット保管容器（保管容器G型） 縦：27.5 cm以下 横：27.5 cm以下	—
		スクラップ保管ラックF型 No.2-1	1台	形状寸法制限（棚配列） 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器（保管容器G型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器（保管容器G型）の面間距離：10 cm以上 棚収納部高さ：9.5 cm以下 ペレット保管容器（保管容器G型） 縦：27.5 cm以下 横：27.5 cm以下 吸収板厚さ：0.5 cm以上 吸収板配列：各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼（ホウ素の含有率1.0 wt%以上）	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット一時保管台 No.1※	1台	形状寸法制限	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	厚さ：9.8 cm以下	焼結ペレット（高さ約1 cm）を1段積みにした焼結ポート5段積み以下で取り扱う。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックC型 No.1※	1台	形状寸法制限(棚配列)	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器（保管容器G型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器（保管容器G型）の面間距離：30.5 cm以上 棚収納部高さ：9.5 cm以下 ペレット保管容器（保管容器G型） 縦：27.5 cm以下 横：27.5 cm以下	—

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	ペレット保管ラックD型 No.2-1	1台	形状寸法制限(棚配列) 中性子吸収板の吸収効果	濃縮度5wt%以下の濃縮ウラン	酸化ウランペレット	—	ペレット保管容器（保管容器G型）を収納する棚の配列 列方向：1列 横方向：無限個 上下方向：無限個 ペレット保管容器（保管容器G型）の面間距離：10 cm以上 棚収納部高さ：9.5 cm以下 ペレット保管容器（保管容器G型） 縦：27.5 cm以下 横：27.5 cm以下 吸収板厚さ：0.5 cm以上 吸収板配列：各棚に1枚の吸収板を配置する。 材質：ホウ素入りステンレス鋼 (ホウ素の含有率1.0 wt%以上)	—

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	開発試料保管棚	1台	質量制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット 金属ウラン	—	質量：0.65 kgU235以下	管理機器（秤量器）により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の開発試料保管棚での合計を左記核的制限値以下に管理する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値	
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	分析試料保管棚	1台	質量制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット 金属ウラン	—	質量：0.65 kgU235以下	管理機器（秤量器）により事前計量した単位保管容器の酸化ウラン質量の分析試料保管棚での合計を左記制限値以下に管理する。


別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	第2-1燃料集合体保管区域	1	集合体輸送容器の安全機能	—	燃料集合体（集合体輸送容器に収納）	—	—	第2-1燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。
		第2-2燃料集合体保管区域	1	集合体輸送容器の安全機能	—	燃料集合体（集合体輸送容器に収納）	—	—	第2-2燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。
		第2-3燃料集合体保管区域	1	集合体輸送容器の安全機能	—	燃料集合体（集合体輸送容器に収納）	—	—	第2-3燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。
		第2-4燃料集合体保管区域	1	集合体輸送容器の安全機能	—	燃料集合体（集合体輸送容器に収納）	—	—	第2-4燃料集合体保管区域は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を貯蔵することで臨界防止する。


別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
核燃料物質の貯蔵施設	第2加工棟	5 ton 天井クレーン	1台	集合体輸送容器の安全機能	—	燃料集合体（集合体輸送容器に収納）、酸化ウランペレット（ペレット輸送容器に収納）	—	—	5 ton 天井クレーンは、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則に基づく輸送物を取り扱うことで臨界防止する。

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所	設備名	設備台数	制限値					運転管理方法	
				項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件	核的制限値		
その他加工設備の附属施設	第2加工棟	第2開発室	燃料開発設備 スクラップ処理装置	1台	質量制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末	—	質量:0.65 kgU235以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2開発室に持ち込むウランの総量（を除く）を左記核的制限値以下に管理する。</li> <li>・上記の管理について、第2開発室にウランを持ち込む前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。</li> <li>・第2開発室に持ち込むウランの総量の内数には、少量の燃料開発又は試験検査で用いられる市販の機器を含める。</li> </ul>
			燃料開発設備 試料調整用フード	1台			酸化ウラン粉末			
			燃料開発設備 試料調整用フード No.1	1台			酸化ウランペレット			
			燃料開発設備 試料調整用フード No.2	1台			酸化ウランペレット			
			燃料開発設備 試料調整用フード No.2	1台			酸化ウラン粉末			
			燃料開発設備 粉末取扱フード	1台			酸化ウラン粉末			
			燃料開発設備 プレス	1台			酸化ウラン粉末			
			燃料開発設備 加熱炉	1台			酸化ウランペレット			
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	1台	酸化ウランペレット								

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

施設名	設置場所		設備名	設備台数	制限値				運転管理方法	
					項目	核燃料物質の種類	核燃料物質の状態	減速条件		核的制限値
その他加工設備の附属施設	第2加工棟	第2分析室	分析設備 粉末取扱ブ	1台	質量制限	濃縮度 5wt% 以下の濃縮ウラン	酸化ウラン粉末 酸化ウランペレット 金属ウラン	—	質量:0.65 kgU235以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2分析室に持ち込むウランの総量（を除く）を左記核的制限値以下に管理する。</li> <li>・上記の管理について、第2分析室にウランを持ち込む前に、担当及び担当以外の操作員は、ダブルチェックにより確認し、記録する。</li> <li>・第2分析室に持ち込むウランの総量の内数には、少量の分析で用いられる市販の機器を含める。</li> </ul>
			ードNo.1	1台						
			分析設備 粉末取扱ブ	1台						
			ードNo.2	1台						
			分析設備 粉末取扱ブ	1台						
			ードNo.3	1台						
分析設備 ドラフトチ	1台									
ャンパNo.1	1台									
分析設備 ドラフトチ	1台									
ャンパNo.2	1台									
分析設備 ドラフトチ	1台									
ャンパNo.3	1台									

別表4 臨界安全管理に係る制限値（第33条関係）（続き）

- \*1 当該設備では、粉末保管容器（保管容器F型）を事業所外から直接搬入しない。
- \*2 当該設備では、粉末保管容器（保管容器F型）を以下に示す事業所内の設備以外の設備から直接搬入しない。
  - ・粉末缶搬送コンベア No.1、輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶移載装置 No.1-2、粉末缶搬送コンベア No.2、輸送容器搬送コンベア No.2-1、輸送容器搬送コンベア No.2-2、粉末缶移載装置 No.2-1、粉末缶移載装置 No.2-2
  - ・第1-1輸送物保管区域
  - ・第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域
  - ・原料保管設備D型 No.1
  - ・原料保管設備E型 No.1
  - ・スクラップ保管ラックD型 No.1、スクラップ保管ラックD型 No.2-1
  - ・スクラップ保管ラックE型 No.2-1

（注1）以下の設備間で相互に移動する粉末保管容器（保管容器F型）は、酸化ウラン重量及びH/Uに係る臨界安全管理を既に行っているため、当該設備における運転管理を要しない。

- ・粉末缶搬送コンベア No.1、輸送容器搬送コンベア No.1-1、輸送容器搬送コンベア No.1-2、粉末缶移載装置 No.1-1、粉末缶移載装置 No.1-2、粉末缶搬送コンベア No.2、輸送容器搬送コンベア No.2-1、輸送容器搬送コンベア No.2-2、粉末缶移載装置 No.2-1、粉末缶移載装置 No.2-2
- ・第1-1輸送物保管区域
- ・第1-3貯蔵容器保管設備 第1-3貯蔵容器保管区域
- ・原料保管設備D型 No.1
- ・原料保管設備E型 No.1
- ・スクラップ保管ラックD型 No.1、スクラップ保管ラックD型 No.2-1
- ・スクラップ保管ラックE型 No.2-1

（注2）容積制限を満足する設備構造であり、核的制限値を超えるウラン量を装荷することはできない。

（注3）工程の前段に位置する核的制限値として容積制限を設けている研磨屑回収装置の研磨屑回収釜（容積約  $1.5 \times 10^4$  L。酸化ウラン研磨屑を含んだ水が存在する範囲の容積であり、研磨屑回収釜の保有水量に相当する。）には、工程の後段に位置する核的制限値として質量制限を設けている運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を超える酸化ウラン研磨屑を収納できるため、セントレス研削盤の運転期間の制限を行うことにより、運搬台車及び研磨屑乾燥機の制限値を管理する。上記により、酸化ウラン研磨屑が研磨屑回収装置の研磨屑回収釜の容積を超えることはない。また、研磨屑回収装置の回転数の維持を行うことにより、研磨屑回収装置の循環水タンクに流入する酸化ウラン研磨屑の回収後の廃液中の核燃料物質濃度を推定臨界下限濃度より十分低く抑える（約  $1 \text{ gU/L} < 11.5 \text{ gU/L}$ ）。

（注4）加工事業変更許可申請書に基づき、最大処理能力 193 tU、研磨工程から発生するスクラップ割合最大 4%から求められる単位時間当たりの最大発生量は  $1.5 \times 10^4$  となる。

（注5）移動に対する考慮として、管理された所定の容器に核燃料物質を収納し、別図5に示す第2-2領域（第2加工棟1階に位置する加工事業変更許可申請書に基づく核的に隔離されている領域）内の他の設備との間に核的に安全な配置を保持するように通路を定めるとともに、運搬台車の同時使用を2台に制限した評価を行った。評価結果に基づき、運搬台車の移動の制限として、設備間を移動する核燃料物質の移動範囲及び取扱量の制限を行うことにより、第2-2領域内の核的に安全な配置を維持できる。

（注6）加工事業変更許可申請書に基づき、最大処理能力 190 tU、研磨工程から発生するスクラップ割合最大 4%から求められる単位時間当たりの最大発生量は  $1.5 \times 10^4$  となる。

（注7）近接防止構造により、2 ton 天井クレーン No.1 及び 2.8 ton 天井クレーンの近接を防止し、取り扱う燃料集合体間で中性子相互作用を生じない。

別表 5 火災及び爆発の防止のための措置（第 35 条関係）

1. 熱的制限値（第 35 条第 1 項関係）

設備名	熱的制限値（℃）	運転管理方法
連続焼結炉No. 1※	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。
連続焼結炉No. 2-1	1850	自動温度制御装置の温度設定値を1850℃以下に設定して運転する。

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

2. 可燃性ガスの爆発防止（第 35 条第 2 項関係）

可燃性ガス漏えい検知器を設置する設備
連続焼結炉No. 1
連続焼結炉No. 2-1
燃料開発設備 加熱炉
燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
焼却設備 焼却炉



別表 6 身体及び身体に着用している物の表面密度（第 45 条関係）

区分	表面密度
アルファ線を放出する放射性物質	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>
アルファ線を放出しない放射性物質	4 Bq/cm <sup>2</sup>

別表7 放射線業務従事者に係る線量限度（第48条、第91条の2関係）

実効線量限度	等価線量限度		
	眼の水晶体	皮膚	妊娠中である女子の腹部表面
100 mSv/5年 (注1) 50 mSv/年 (注2)	100 mSv/5年 (注1) 50 mSv/年 (注2)	500 mSv/年	2 mSv/出産までの期間 (注4)
女子			
5 mSv/3月 (注3)			
妊娠中である女子 内部被ばくで1 mSv/出産 までの期間 (注4)			

別表7の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、放射線業務従事者の実効線量が100 mSv（線量告示第7条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事象のいずれかが発生した場合にあっては250 mSv）、眼の水晶体の等価線量が300 mSv及び皮膚の等価線量が1 Svを超えない範囲において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。

なお、この適用は男子の放射線業務従事者に限定する。

(注1) 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間。

(注2) 4月1日を始期とする1年間。

(注3) 妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を所長及び環境安全部長に書面で申し出た者及び妊娠中の者については適用除外。

(注4) 本人の申し出等により所長及び環境安全部長が妊娠の事実を知ったときから出産までの期間。

別表 8 線量の評価項目及び頻度（第 49 条関係）

項目	区分	評価頻度
外部被ばくによる線量	放射線業務従事者	1回／3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度
内部被ばくによる線量	第 1 種管理区域に立入った放射線業務従事者	1回／3月 その他、環境安全部長が必要と認めた都度

別表9 線量当量等の測定（第52条、第74条、第75条関係）

測定場所	測定項目	測定頻度
第1種管理区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部放射線に係る線量当量</li> <li>・空気中の放射性物質の濃度</li> <li>・表面密度</li> </ul>	1回／週
第2種管理区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部放射線に係る線量当量</li> </ul>	
周辺監視区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部放射線に係る線量当量</li> </ul>	
周辺監視区域外	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境試料中の放射性物質濃度（注1）</li> <li>・空気中の放射性物質の濃度</li> </ul>	1回／3月

（注1） 周辺環境におけるウランの濃度を監視するため、加工施設周辺の河川水、土壌のウラン濃度の測定を行う。

別表 1 0 線量当量等の測定方法（第 52 条関係）

測定項目		測定方法
放射線業務従事者の線量	放射線業務従事者の外部被ばくによる線量	蛍光ガラス線量計、個人線量計（電子式線量計）又は熱蛍光線量計（TLD）による測定
	第 1 種管理区域に立ち入った放射線業務従事者の内部被ばくによる線量	空气中放射性物質濃度からの計算又はバイオアッセイ法（尿中ウラン量測定等）による測定
表面密度	第 1 種管理区域	ろ紙によるふき取り及び低バックグラウンドカウンタ等による測定
空气中の放射性物質の濃度	第 1 種管理区域	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定
		ダストモニタ（換気用モニタ）による測定
	排気口	エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定 ダストモニタ（排気用モニタ）による測定
水中の放射性物質濃度	排水口	排水の採取試料について蒸発乾固及び低バックグラウンドカウンタ等による測定
外部放射線に係る線量当量	管理区域及び周辺監視区域	モニタリングポスト、熱蛍光線量計（TLD）等による測定
風向、風速、降雨量及び大気温度	周辺監視区域	気象観測装置による測定

別表 1 1 放射線測定器類 (第 53 条関係)

設置場所	測定器名	数量	点検・校正責任者
第 1 加工棟	サーベイメータ	1式	環境安全部長
	低バックグラウンドカウンタ	1式	
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	
	個人線量計 (電子式線量計)	1式	
第 1 - 3 貯蔵棟	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	
第 2 加工棟	サーベイメータ	1式	
	ハンドフットクロスモニタ	1式	
	低バックグラウンドカウンタ	1式	
	ガンマ線エリアモニタ (注)	1式	
	エアスニファ	1式	
	ダストモニタ (注)	1式	
	物品搬出モニタ	1式	
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	
	放射線測定装置	1式	
個人線量計 (電子式線量計)	1式		
第 1 廃棄物貯蔵棟	サーベイメータ	1式	
	ハンドフットクロスモニタ	1式	
	低バックグラウンドカウンタ	1式	
	エアスニファ	1式	
	ダストモニタ (注)	1式	
	物品搬出モニタ	1式	
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	
	個人線量計 (電子式線量計)	1式	
屋外	モニタリングポスト (注)	2式	
	熱蛍光線量計 (TLD)	1式	
	可搬式ダストサンブラ	1式	
	サーベイメータ	1式	
	気象観測装置	1式	

(注) 第 31 条に定める監視用放射線測定器

別表 1 2 物品移動に係る限度値（第 54 条、第 55 条関係）

項目	限度値
表面の放射性物質の密度	アルファ線を放出する放射性物質 0.4 Bq/cm <sup>2</sup> アルファ線を放出しない放射性物質 4 Bq/cm <sup>2</sup>
表面における線量当量率	2 mSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は 10 mSv/h
表面から 1 m における線量当量率	100 μSv/h 原子力規制委員会の運搬に係る特別措置の承認を受けた場合は除く。

別表 1 3 削除



別表 1 4 核燃料物質の受入仕様（第 68 条関係）

1. 核燃料物質の受入仕様（再生濃縮ウランを除く。）

放射性物質区分	核種	含有量（上限値）
		濃縮度 5 % 以下の濃縮ウラン、天然ウラン及び劣化ウラン
ウラン同位体	U 2 3 2	0.1 ppb（Uベース）
	U（ $\alpha$ ）	$1.44 \times 10^5$ Bq/gU
核分裂生成物	T c 9 9	10 ppb（Uベース）

2. 再生濃縮ウランの受入仕様

放射性物質区分	核種	含有量（上限値）
ウラン同位体	U 2 3 2	10 ppb（Uベース）
	U（ $\alpha$ ）	$3.3 \times 10^5$ Bq/gU
超ウラン元素	N p 2 3 7	$1 \times 10^{-1}$ Bq/gU
	P u（ $\alpha$ ）	$1 \times 10^{-1}$ Bq/gU
	P u（ $\beta$ ）	3 Bq/gU
核分裂生成物	T c 9 9	10 Bq/gU
	R u 1 0 6	10 Bq/gU
	S b 1 2 5	2 Bq/gU

別表 1 5 核燃料物質の最大貯蔵能力（第 70 条関係）

(1) 第 1 加工棟

施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力
	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、燃料棒、燃料集合体 47.6 ton-U (注 7) (注 8) (注 9) (注 10) (注 2 7) (注 2 8) (注 2 9)

(2) 第 1 - 3 貯蔵棟

施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力
	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ 5.9 ton-U (注 1 1) (注 1 2)

※第 1 - 3 貯蔵棟の $\square$ と設置する第 1 - 3 貯蔵容器保管設備 第 1 - 3 貯蔵容器保管区域は、後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

別表 1 5 核燃料物質の最大貯蔵能力（第 70 条関係）（続き）

(3) 第 2 加工棟

施設	核燃料物質の種類	最大貯蔵能力
	濃縮度 5 wt%以下の濃縮ウラン、天然ウラン、劣化ウラン	酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 37 ton-U
		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 41.2 ton-U（注 2）
		酸化ウランペレット 0.85 ton-U
		酸化ウランペレット 0.45 ton-U（注 1）
		酸化ウランペレット 0.35 ton-U
		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 0.3 ton-U
		酸化ウランペレット 0.45 ton-U（注 1）
		酸化ウラン粉末又はそのスクラップ 0.84 ton-U（注 1）
		酸化ウランペレット 38 ton-U（注 3）
		酸化ウランペレット 3.4 ton-U （注 1 3）（注 1 4） （注 2 7）（注 2 8）（注 2 9）
		燃料棒 41 ton-U（注 4）
		燃料集合体 149 ton-U（注 5）
		燃料集合体 15.3 ton-U（注 1） （注 1 5）（注 1 6）（注 1 7） （注 1 8）（注 1 9）（注 2 0） （注 2 7）（注 2 8）（注 2 9）
		燃料集合体 19.2 ton-U （注 2 1）（注 2 2）（注 2 3） （注 2 4）（注 2 5）（注 2 6） （注 2 7）（注 2 8）（注 2 9）
		酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット又はそのスクラップ、金属ウラン（注 6） 0.083 ton-U 0.022 ton-U（注 1）

別表 1 5 核燃料物質の最大貯蔵能力（第 70 条関係）（続き）

(注 1)

(注 2)

(注 3)

(注 4)

(注 5)

(注 6)

(注 7)

(注 8)

(注 9)

(注 1 0)

(注 1 1)

(注 1 2)

(注 1 3)

(注 1 4)

(注 1 5)

(注 1 6)

(注 1 7)

(注 1 8)

(注 1 9)

(注 2 0)

(注 2 1)

(注 2 2)

(注 2 3)

別表 1 5 核燃料物質の最大貯蔵能力（第 70 条関係）（続き）

(注 2 4

(注 2 5

(注 2 6

(注 2 7

(注 2 8

(注 2 9

ただし、再生濃縮ウランの受入仕様値は別表 14 のとおりとする。

別表 1 6 周辺監視区域の外側の境界における空気中又は水中の放射性物質の濃度限度及び管理目標値（第 74 条、第 75 条、第 98 条関係）

項目	限度	管理目標値
空気中の 3 月間についての平均値	$1 \times 10^{-8}$ Bq/cm <sup>3</sup>	$1.5 \times 10^{-9}$ Bq/cm <sup>3</sup>
水中の 3 月間についての平均値	$2 \times 10^{-2}$ Bq/cm <sup>3</sup>	$8 \times 10^{-3}$ Bq/cm <sup>3</sup>

別表 1 7 放射性廃棄物の測定項目及び測定頻度（第 74 条、第 75 条関係）

測定項目	測定頻度
排水口における排水中の放射性物質濃度	放出の都度
排気口における排気中の放射性物質濃度	1 回／日（連続）

別表 18 保安に関する記録（第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係）

1. 加工規則第 7 条に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
1. 加工施設の施設管理に係る記録			
イ 使用前確認の結果	確認の都度	環境安全部長	(注 1)
ロ 加工規則第 7 条の 4 第 1 項第 4 号の規定による施設管理の実施状況及びその担当者の氏名 (注 4)	施設管理の実施の都度	(注 4) に示す担当部長	(注 2)
ハ 加工規則第 7 条の 4 第 1 項第 5 号の規定による施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	設備を所管する担当部長	(注 3)
2. 放射線管理記録			
イ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の平均濃度			
1 日間の平均濃度	毎日 1 回	環境安全部長	10 年間
3 月間の平均濃度	3 月ごと 1 回	環境安全部長	10 年間
ロ 管理区域及び周辺監視区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量	毎週 1 回	環境安全部長	10 年間
並びに管理区域における空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度	毎週 1 回	環境安全部長	10 年間
及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	環境安全部長	10 年間

(注 1) 同一事項に関する次の確認のときまでの期間。

(注 2) 施設管理を実施した加工施設の解体又は廃棄をした後 5 年が経過するまでの期間。

(注 3) 評価を実施した加工施設の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改訂までの期間。

(注 4) 施設管理の実施状況の記録は、以下のとおりとする。(括弧内は保管責任者を示す。)

- (1) 設工認申請書 (環境安全部長)
- (2) 補修等の工事を実施した記録 (設備管理部長)
- (3) 巡視の結果の記録 (設備を所管する担当部長)
- (4) 定期点検等の年間計画及び実績 (設備を所管する担当部長)
- (5) 使用前事業者検査の計画及び実績、定期事業者検査の年間計及び実績 (設備を所管する担当部長)



別表 18 保安に関する記録（第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係）（続き）

1. 加工規則第 7 条に基づく記録（続き）

記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
ハ 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を熊取事業所長及び環境安全部長に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量並びに妊娠中の女子にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	毎年度 1 回  ただし、女子にあつては 3 ヶ月毎に 1 回  また、妊娠中の女子にあつては 1 ヶ月毎に 1 回	環境安全部長	（注 5）
ニ 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 mSv を超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会 が定める 5 年 間において毎年 度 1 回	環境安全部長	（注 5）
ホ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	環境安全部長	（注 5）
ヘ 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	環境安全部長	（注 5）
ト 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	燃料製造部長	1 年間
チ 廃棄施設に保管廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	保管廃棄の都度	燃料製造部長	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間
リ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	燃料製造部長	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間

（注 5）「その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が 5 年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間」とする。

別表 18 保安に関する記録（第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係）（続き）

1. 加工規則第 7 条に基づく記録（続き）

記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
3. 操作記録			
イ 保安上特に管理を必要とする設備への核燃料物質の種類別の挿入量	挿入の都度 （連続式にあつては連続して）	設備を所管する担当部長	1 年間
ロ 保安上特に管理を必要とする設備における温度の値（注 6）	連続して	設備を所管する担当部長	1 年間
ハ 加工施設の操作開始及び操作停止の時刻	開始及び停止の都度	設備を所管する担当部長	1 年間
ニ 警報装置から発せられた警報の内容	その都度	設備を所管する担当部長	1 年間
ホ 保安上特に管理を必要とする設備の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻	操作の開始及び交代の都度 （注 7）	設備を所管する担当部長	1 年間
4. 加工施設の事故記録			
イ 事故の発生及び復旧の日時	その都度	環境安全部長	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間
ハ 事故の原因	その都度	環境安全部長	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間
ニ 事故後の処置	その都度	環境安全部長	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間

（注 6）熱的制限値を有する加工設備の温度とする。

（注 7）排風機のように、加工設備以外の設備であつて連続運転している設備、又は、非常用発電機のように、加工設備以外の設備であつて自動的に起動する設備については、操作員が直接操作を行った場合のみを記録する。

別表 18 保安に関する記録（第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係）（続き）

1. 加工規則第 7 条に基づく記録（続き）

記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
5. 気象記録 イ 風向及び風速	連続して	環境安全部長	10 年間
ロ 降雨量	連続して	環境安全部長	10 年間
ハ 大気温度	連続して	環境安全部長	10 年間
6. 保安教育の記録 イ 保安教育の実施計画	策定の都度	環境安全部長	3 年間
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	環境安全部長	3 年間
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	環境安全部長	3 年間
7. 品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注 8） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長 （第 10 条第 2 項及び第 13 条に係る記録）	当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間
8. 定期評価の結果 イ (1) 加工施設における保安活動の実施の状況の評価の結果  (2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価の結果	評価の都度  評価の都度	環境安全部長  燃料製造部長	加工規則第 7 条第 7 項に準じた期間

（注 8）品質管理基準規則第 4 条第 3 項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。

- (1) 保安委員会の記録（第 10 条第 2 項）
- (2) 教育・訓練の記録（第 10 条の 3、第 23 条第 3 項(3)、第 23 条第 4 項(2)及び第 24 条）
- (3) 設計・開発の要求事項、結果に係る情報、レビュー、検証、妥当性確認及び変更の管理の記録（第 12 条の 2、第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 5、第 12 条の 6 及び第 12 条の 7）
- (4) 保全活動管理指標に関する結果の記録（第 62 条の 5）
- (5) 法令に基づく手続きの要否の結果の記録（第 62 条の 6 第 6 項）
- (6) 保全の結果、確認・評価、有効性評価（第 62 条の 7 第 3 項、第 62 条の 8、第 62 条の 10）
- (7) 補修・改造後の機能確認試験の記録（第 63 条及び第 64 条）
- (8) 調達物品等の供給者の評価と当該評価の結果に基づき講じた処置の記録（第 12 条の 8）
- (9) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性の確認結果の記録（第 11 条、第 11 条の 3 及び第 12 条の 12）
- (10) トレーサビリティの記録（第 12 条の 14）
- (11) 組織外の所有物に関する記録（第 12 条の 15）
- (12) 計量標準の記録（第 12 条の 17、第 13 条の 3 及び第 59 条の 5）
- (13) 校正での異常時の影響評価と処置の記録（第 12 条の 17、第 13 条の 3 及び第 59 条の 5）
- (14) 保安内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録（第 13 条）
- (15) 不適合の処置の結果の記録（第 14 条）
- (16) 是正処置等及び未然防止処置の結果の記録（第 15 条及び第 15 条の 2）

別表 18 保安に関する記録（第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係）（続き）

2. 加工規則第 3 条の 4 の 3 及び第 3 条の 1 1 に基づく記録

記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
1. 使用前事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	当該使用前事業者検査に係る加工施設の存続する期間
2. 定期事業者検査の結果 (1) 検査年月日 (2) 検査の対象 (3) 検査の方法 (4) 検査の結果 (5) 検査を行った者の氏名 (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容 (7) 検査の実施に係る組織 (8) 検査の実施に係る工程管理 (9) 検査において役務を供給した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項 (10) 検査記録の管理に関する事項 (11) 検査に係る教育訓練に関する事項	検査の都度	設備を所管する担当部長	その加工施設が廃棄された後 5 年が経過するまでの期間

別表 18 保安に関する記録（第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係）（続き）

3. その他保安に係る記録

記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
(1)管理区域の設定、解除の状況	設定、解除の都度	環境安全部長	同一事項に関する次の設定又は変更のときまでの期間
(2)第 98 条第 1 項第 4 号、第 1 項第 5 号に該当する場合には、その日時、状況及びそれに際して採った処置	その都度	環境安全部長	加工規則第 7 条第 7 項に定める期間
(3)核燃料安全委員会の議事録	開催の都度	保安・防災グループ長	5 年間

別表 18 保安に関する記録（第 13 条の 3、第 59 条の 2、第 59 条の 3、第 73 条、第 97 条関係）（続き）

4. 整備規則<sup>(注9)</sup> 附則（経過措置）第 7 条に基づき加工規則第 7 条第 1 項に定める期間を読み替えて従前の別表 18 を準用し保存する記録

記録事項	記録すべき場合	保管責任者	保存期間
1. 加工施設の検査記録 イ 使用前検査の結果 ロ 施設定期検査の結果 ハ 旧加工規則第 7 条の 4 の 2 の規定による検査の結果	検査の都度 検査の都度 検査の都度	環境安全部長 環境安全部長 設備を所管する担当部長	(注 1 0) (注 1 1) (注 1 2)
4. 保守記録 イ 加工施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名 ロ 加工施設の修理の状況及びその担当者の氏名	毎日 1 回 修理の都度	設備を所管する担当部長 設備管理部長	1 年間 1 年間
8. 旧加工規則第 7 条の 2 の 2 の品質保証計画に関するの文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録（注 1 3） （他の号に掲げるものを除く。）	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	各部長、品質・安全管理室長	当該文書又は記録の作成又は変更後 5 年が経過するまでの期間
9. 旧加工規則第 7 条の 8 の 2 の規定による加工施設の定期的な評価の結果 ロ 経年変化に関する技術的な評価の結果 ハ 前記ロの技術的な評価に基づき加工施設の保全のために実施すべき措置に関する 10 年間の計画	評価の都度 計画策定の都度	設備管理部長 設備管理部長	加工規則第 7 条第 7 項に準じた期間 加工規則第 7 条第 7 項に準じた期間

(注 9) 原子力規制委員会規則第 1 2 号 令和 2 年 3 月 17 日 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究等原子炉施設等に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和 2 年 4 月 1 日施行）

(注 1 0) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の使用前確認のときまでの期間。

(注 1 1) 同一事項に関する加工規則の施行後最初の定期事業者検査のときまでの期間。

(注 1 2) 検査終了後 5 年が経過するまでの期間。

(注 1 3) 旧加工規則第 7 条の 2 の 2 の品質保証計画に関するの文書及び品質保証計画に従った計画、実施、評価及び改善状況の記録には、以下を含む。

- (1) 保安委員会の記録
- (2) 教育・訓練の記録
- (3) 設計・開発の要求事項、レビュー及び検証の記録
- (4) 改造施設及び設備の要求事項に対する妥当性確認、又は補修・改造後の機能確認試験の記録
- (5) 設計変更及びそのレビューの記録
- (6) 供給者の評価と必要とされた処置の記録
- (7) 組織外の所有物に関する記録
- (8) 計量標準の記録
- (9) 校正での異常時の影響評価と処置の記録
- (10) 内部監査結果及び監査時に発見された事項の改善内容の確認結果の記録
- (11) 不適合の処置の結果の記録
- (12) 是正処置結果及び予防処置結果の記録

別表 19 保安規定条項と規則、基準の関係（第4条の2、第10条の2、第11条、第19条、第21条関係）

区分	保安規定記載条項	関連条項	文書名	文書番号
QMS	第4条の3	第4条、第4条の2、第7条の2、第11条の4、第12条の13、第12条の14	保安品質保証計画書	保社-1001
規則	第4条	第5条、第5条の2、第7条の3～第7条の5、第16条～第20条	保安活動に関する組織、責任及び権限規則	保社-2001
	第4条	第7条の6、第8条～第10条、第12条の18、第12条の19、第13条の2、第14条の2、第14条の3	マネジメントレビュー実施規則	保社-2002
	第4条	第7条の3～第7条の5	品質・安全管理室長の指導、調整規則	保社-2003
	第4条の2、第6条	第5条、第5条の2、第7条、第62条の2	保安品質方針及び保安品質目標並びに施設管理方針及び施設管理目標の運用規則	保社-2004
	第4条の2	第4条の4	保安に係わる社長承認文書の作成、審査、承認規則	保社-2005
	—	第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条の4、第7条の5、第9条、第10条、第12条の9、第15条	安全文化醸成実施規則	保社-2006
基準	第4条の4	第4条の2、第4条の5、第10条、第13条、第97条	保安に係わる文書管理基準（品質・安全管理室）	安管-200003
	第4条の4	第4条の2	保安文書管理基準	基保-025
	第12条	第12条の2～第12条の7、第12条の12	設計管理基準	基保-021
	第12条の8	第3条、第12条の9、第12条の10、第12条の16	調達管理基準	基保-022
	第13条	—	保安内部監査基準	安管-200002
	第14条～第15条の3	第12条の18、第12条の19、第13条の2、第62条の9	評価・改善基準	基保-023
	第21条	第7条の6、第22条	核燃料安全委員会基準	基保-004
	第23条	第10条の3、第24条	教育訓練基準	基保-007
	第11条、第25条、第26条、第66条、第67条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第12条の15、第27条、第28条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第37条、第56条、第69条、第70条	加工施設の操作基準（燃料製造部）	基保-003
			加工施設の操作基準（設備管理部）	基保-026
			加工施設の操作基準（環境安全部）	基保-028
			加工施設の操作基準（品質保証部）	基保-032
	第25条、第26条	第33条	臨界安全管理基準	基保-037
	第25条、第26条	第32条、第34条、第36条、第37条	異常時の措置基準	基保-012
	第11条、第38条、第39条、第71条、第72条	第10条の2、第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第40条～第45条、第47条～第55条、第74条、第75条、第75条の2	放射線管理基準	基保-001
	第38条、第39条	第45条の2、第46条、第46条の2	周辺監視区域管理基準	基保-035
	第11条、第38条、第39条、第66条、第67条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第56条、第57条、第68条	核燃料物質等運搬基準	基保-008
	第11条、第58条、第59条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第12条の17、第13条の3、第30条の3、第32条、第34条、第46条の2、第53条、第59条の2～第59条の5、第62条の2～第65条、第85条	補修及び改造基準	基保-018
	第11条、第71条、第72条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第72条の2、第73条、第74条	放射性廃棄物管理基準	基保-009
	第11条、第24条、第81条、第82条	第11条の2、第11条の3、第12条の11、第12条の12、第17条、第83条～第93条、第98条	非常時の措置基準	基保-006
	第11条、第94条、第95条	第96条	定期評価基準	基保-024
第4条の5、第97条	第4条の2、第13条の3、第59条の2、第59条の3	記録管理基準	基保-016	
第24条、第25条、第26条	第30条の3、第30条の4	設計想定事象等対処活動基準	基保-039	

別表 2 0 緊急対策本部、実施組織及び支援組織の任務（第 84 条関係）

組織		任務
本部長		緊急対策本部を統括し、事業所防災組織を指揮する。
緊急 対策 本部	副本部長	緊急対策本部の統括について、本部長を補佐する。本部長が不在の時には、その職務を代行する。
	本部長付	緊急対策本部の統括について、本部長及び副本部長を補佐する。
	核燃料取扱主任者	緊急対策本部の運営全般について、本部長に意見を具申する。
	核物質防護管理者	特定核燃料物質の防護の観点から、助言を行う。
	防火管理者	消火活動、防火活動について、助言を行う。
	各係長	本部長の指示に基づき、各係の活動を統括し、本部長へ活動結果の報告等を行う。
実施 組織	施設責任者	加工施設等の点検及び点検に際して必要な措置を行い、得られた結果を本部長及び工務係に報告する。
	技術係	非常事態における事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を行う。
	放管係	事故現場等の必要箇所の放射線量、汚染の程度を測定するとともに、防護活動全般について放射線防護上必要な測定を行い、被ばく管理・汚染管理を行う。また、警備誘導係と協力して非常時の管理区域、非常立入禁止区域、制限区域を設定・管理を行う。
	工務係	構内諸施設、建物、資材、事故現場に対する防護措置（電源切断、ガス置換並びに遮断等）及び物品持出し、復旧時の施設設備の整備・点検・応急措置を行う。
	除染係	汚染区域のウラン回収及び除染並びに負傷者・救助者等の除染を行う。
	救護消火係	救護班は負傷者の応急処置、看護を行うとともに、適切な医療機関への移送を担当する。 第 1 種管理区域での要救助者の救助に当たってはできる限り従業員が行うものとし、やむを得ず外部（消防署等）の援助を受ける場合は、必要な情報を伝達するとともに可能な限り当該援助者の被ばく並びに身体汚染を防止する措置を採る。 被ばく又は身体汚染した負傷者を医療機関へ搬送する場合は、除染係及び放管係の協力の下、除染及び二次汚染防止等の措置を講じた上で、放管係担当者が同行する。 消火班は消火活動等を行う。
支援 組織	情報 1 係	非常事態が発生した場合における当該事象に関する各種情報の整理、社内他部門との情報連絡及び国・自治体等社外関係機関への通報・連絡を行う。
	情報 2 係	非常事態が発生した場合は、当該事象に関する各種情報の整理、社内他部門との情報連絡を行い、情報 1 係を支援する。 原災法事象に進展するおそれのある場合を含めて、原災法に対応する場合は、熊取オフサイトセンターへ出向き、関係機関と情報交換・相互協力を行う。
	総務広報係	非常事態が発生した場合における当該事象に関する事業所内への周知、要員の呼集、広報及び他の係に属さない事項を行うとともに総務広報係長は外部機関への連絡責任者となる。
	調達係	非常事態の発生又は拡大防止のために必要な資機材の調達及び輸送を行う。
	警備誘導係	外来者を含む施設からの退避者の誘導、公設消防等への助言・誘導、負傷者の救出等への支援を行う。また、放管係と協力して非常時の管理区域、非常立入禁止区域、制限区域の縄張り、表示、構内通路の遮断等及び監視警戒を行うとともに出入管理を行う。



別表 2 1 非常時用資機材 (第 85 条関係)

分類	資機材の種類	資機材の名称	数量の考え方 (注1)	数量	保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者	
放射線障害防護用器具	汚染防護服	汚染防護服	A	各 36 組以上 計 72 組以上	事務棟、敷地内	外観・員数 1 回/年	環境安全部長	
	呼吸用ボンベマスク	呼吸用ボンベマスク	A	各 2 式以上 計 15 式	事務棟、第 2 加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
	フィルタ付 防護マスク	半面マスク	半面マスク	A	各 36 式以上 計 72 式以上	事務棟、敷地内	外観・員数 1 回/年	環境安全部長
		全面マスク	全面マスク	A	各 36 式以上 計 72 式以上	事務棟、敷地内	外観・員数 1 回/年	環境安全部長
非常用通信機器 (注2)	緊急時優先電話 (専用電話回線)	所外通信連絡設備 緊急時優先電話 (専用電話回線) (注 1 0)	C	1 台	保安棟	員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
	ファクシミリ	所外通信連絡設備 ファクシミリ (注 1 0)	B	各 1 台 計 3 台	事務棟、保安棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
	携帯電話等	所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ) に付属する所内携帯電話機 (PHS) (注 3) (注 1 0))	C	7 台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
		所内通信連絡設備 (固定電話機) (注 4) (注 1 0)	C	25 台	事務棟、保安棟、第 2 加工棟	員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
		所内通信連絡設備 (無線機) (注 5) (注 1 0)	C	12 台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
		所外通信連絡設備 一般回線 (注 6) (注 1 0)	C	1 式	事業所内全域	員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
		所外通信連絡設備 携帯電話 (注 7) (注 1 0)	C	1 式	緊急対策本部員	員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
		所外通信連絡設備 I P 電話 (注 1 0)	C	3 台	事務棟 (緊急対策本部)	員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
	衛星電話	所外通信連絡設備 衛星携帯電話 (注 1 0)	B	各 2 台 計 4 台	保安棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
	携帯型無線 (消防専用回線)	所外通信連絡設備 携帯型無線 (消防専用回線) (注 1 0)	C	1 台	保安棟	外観・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
	緊急呼出装置	緊急呼出装置	C	1 台	保安棟	外観・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
	事業所内放送設備	所内通信連絡設備 (放送設備 (アンプ) に付属するマイク (注 9) (注 1 0))	C	1 式	保安棟、第 1 加工棟、第 2 加工棟、事務棟 (緊急対策本部)	外観・動作 1 回/6 月	設備管理部長	
	計測器等 (注2)	排気筒モニタリング設備 その他の排気モニタ 固定式測定器	ダストモニタ (排気用モニタ) (注 1 0)	C	2 台	第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟	動作 1 回/6 月	環境安全部長
ガンマ線測定用サーベイメータ		ガンマ線測定用サーベイメータ	B	各 2 台 計 4 台	事務棟、保安棟	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
中性子線測定用サーベイメータ		中性子線測定用サーベイメータ	B	各 1 台 計 2 台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
空間放射線積算線量計		熱蛍光線量計 (TLD)	C	4 個	事務棟	員数 1 回/年	環境安全部長	
同上リーダ		熱蛍光線量計 (TLD) リーダ	C	1 台	第 1 加工棟	動作 1 回/6 月	環境安全部長	
表面汚染密度測定用サーベイメータ		表面汚染密度測定用サーベイメータ	C	2 台	保安棟	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
可搬式ダスト測定 関連機器		サンブラ	可搬式ダストサンブラ	B	各 2 台 計 4 台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長
		測定器	表面汚染密度測定用サーベイメータ	C	2 台	事務棟	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長
可搬式の放射性ヨウ素測定 関連機器		サンブラ (可搬式ダスト測定関連機器のサンブラ兼用)	可搬式ヨウ素サンブラ	B	各 1 台 計 2 台	保安棟、事務棟	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長
		測定器	表面汚染密度測定用サーベイメータ	C	1 台	事務棟	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長
個人用外部被ばく線量測定器		個人線量計 (電子式線量計)	A	各 10 個以上 計 40 個以上	事務棟、第 2 加工棟、第 1 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	

別表 2 1 非常時用資機材 (第 85 条関係) (続き)

分類	資機材の種類		資機材の名称	数量の 考え方 (注1)	数量		保管場所	点検内容 点検頻度	管理責任者
消火用資機材 (注2)	防火衣	簡易防火衣	簡易防火衣	B	各 6 式	計 12 式	保安棟、第 2 加工棟	外観・員数 1 回/年	環境安全部長
		耐熱防護服	耐熱防護服	B	各 2 式	計 4 式	保安棟、第 2 加工棟	外観・員数 1 回/年	環境安全部長
	粉末消火器		粉末消火器	C	1 式		敷地内	外観・員数 1 回/6 月	設備管理部長
			消火設備 消火器 (注 1 0)	C	1 式		第 1 加工棟、第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟、第 3 廃棄物貯蔵棟、第 5 廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟	外観・員数 1 回/6 月	設備管理部長
	屋外消火栓		屋外消火栓	C	3 台		敷地内	外観・員数・動作 1 回/6 月	設備管理部長
			消火設備 屋外消火栓 (注 1 0)	C	6 台		敷地内	外観・員数・動作 1 回/6 月	設備管理部長
	屋内消火栓		消火設備 屋内消火栓 (注 1 0)	C	13 台		第 2 加工棟	外観・員数・動作 1 回/6 月	設備管理部長
	可搬消防ポンプ		消火設備 可搬消防ポンプ (注 1 0)	B	各 1 台	計 2 台	第 2 加工棟、敷地内	外観・員数・動作 1 回/6 月	設備管理部長
	消火栓ポンプ		消火栓ポンプ	C	1 台		敷地内	外観・員数・動作 1 回/6 月	設備管理部長
			消火設備 屋外消火栓に付属する消火栓ポンプ (注 1 0)	C	1 台		発電機・ポンプ棟	外観・員数・動作 1 回/6 月	設備管理部長
	消火栓水槽		消火設備 屋外消火栓に付属する消火栓水槽 (注 1 0)	C	1 基		発電機・ポンプ棟	外観・員数 1 回/年	設備管理部長
			消火設備 可搬消防ポンプに付属する消火栓水槽 (注 1 0)	C	1 基		敷地内	外観・員数 1 回/年	設備管理部長
	貯水槽		消火設備 可搬消防ポンプに付属する貯水槽 (注 1 0)	C	2 基		敷地内	外観・員数 1 回/年	設備管理部長
	その他資機材	ヨウ化カリウム製剤		ヨウ化カリウム製剤	A	1,000 錠		事務棟、保安棟	員数 1 回/年
担架		担架	B	各 1 台	計 5 台	保安棟、第 2 加工棟、第 1 加工棟、発電機・ポンプ棟、敷地内	外観・員数 1 回/年	環境安全部長	
除染用具		除染用具	B	各 1 式	計 3 式	事務棟、第 2 加工棟	員数 1 回/年	環境安全部長	
被ばく者輸送のために使用可能な車両		被ばく者輸送のために使用可能な車両	C	1 台		敷地内	外観・員数・動作 1 回/6 月	環境安全部長	
可搬式発電機			可搬型エンジン駆動照明に付属するエンジン駆動発電機 (注 1 0)	B	各 1 台	計 2 台	保安棟、第 2 加工棟	外観・動作 1 回/6 月	設備管理部長
			可搬式 2800 VA ガソリン発電機 (注 1 0)	B	各 1 台	計 3 台	事務棟、保安棟、第 1 加工棟	外観・動作 1 回/6 月	設備管理部長
照明具類 (注 2)		投光器	可搬型照明 可搬型エンジン駆動照明 (注 1 0)	B	各 1 台	計 2 台	保安棟、第 2 加工棟	外観・動作 1 回/6 月	設備管理部長
		携帯用照明	携帯用照明	A	30 台以上		事務棟、保安棟	外観・動作 1 回/6 月	設備管理部長
			可搬型照明 ヘッドライト (注 1 0)	A	20 個		部品検査設備棟	外観・動作 1 回/6 月	設備管理部長
			可搬型照明 手動発電ライト (注 1 0)	A	2 個		部品検査設備棟	外観・動作 1 回/6 月	設備管理部長
			可搬型照明 可搬型ライト (注 1 0)	A	10 個		部品検査設備棟	外観・動作 1 回/6 月	設備管理部長
		可搬型照明 懐中電灯 (注 1 0)	A	20 個		事業所内各所 (事務棟、保安棟、第 1 加工棟、第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟)	外観・動作 1 回/6 月	設備管理部長	
外扉等の目張り用資機材		外扉等の目張り用資機材	B	各 1 式	計 2 式	保安棟、第 2 加工棟	外観・員数 1 回/年	設備管理部長	
建物、設備損傷時の養生用資機材		建物、設備損傷時の養生用資機材	B	各 1 式	計 2 式	保安棟、第 2 加工棟	外観・員数 1 回/年	設備管理部長	
飛散ウラン回収用資機材		飛散ウラン回収用資機材	B	各 1 式	計 2 式	保安棟、第 2 加工棟	外観・員数 1 回/年	燃料製造部長	

## 別表 2 1 非常時用資機材（第 85 条関係）（続き）

（注 1）資機材数量の考え方

A：使用する要員又は必要とする数量に加え、消耗等を考慮して予備を必要とするもので、代替の保管数量を分散して配備するもの  
例：汚染防護服

B：使用する要員又は必要とする数量に対し、予備を必要としないもので、代替の保管数量を分散して配備するもの  
例：可搬消防ポンプ、衛星電話

C：要員に付与又は設備に固定され、他の資機材で代替可能であるため、予備を必要としないもの  
例：排気筒モニタ（可搬式ダスト測定関連機器（可搬式ダストサンプラ、汚染密度測定用サーベイメータ）で代替可能）

（注 2）外部電源が必要なものに関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵する構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。

（注 3）所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））に付属する所内携帯電話機（PHS）は、事務棟（緊急対策本部）に設置する。所内携帯電話機（PHS）は、所内通信連絡設備（電話交換機）1 台に接続した所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。

（注 4）所内通信連絡設備（固定電話機）は、事務棟に 1 台、保安棟に 1 台、第 2 加工棟に 23 台設置する。所内通信連絡設備（固定電話機）は、所内通信連絡設備（電話交換機）1 台を介して、相互間の通信連絡を行うことが可能とする。

（注 5）所内通信連絡設備（無線機）は、相互間での通信連絡を行うことが可能とする。

（注 6）所外通信連絡設備 一般回線は、所内通信連絡設備（電話交換機）1 台を介して外部と通信連絡を行う。

（注 7）所外通信連絡設備 携帯電話は、緊急対策本部員が 1 台以上保持する。

（注 8）所外通信連絡設備 社内網の利用は、所内通信連絡設備（電話交換機）1 台を介し、社内他地区の電話交換機を使用して外部と通信連絡を行う。

（注 9）所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクは、第 1 加工棟、第 2 加工棟、保安棟、事務棟（緊急対策本部）に設置する。いずれのマイクによっても、所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続した事業所内全域の所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））から事業所内建物における放送が可能とする。

（注 10）設計基準において想定される事象に対する設計（加工施設の技術基準に関する規則の要求事項）を踏まえた加工施設とする。

添付 1 設計想定事象の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第 30 条の 3 関係）

## 1. 設計想定事象の発生時（内部火災）

区分	規定する事項
要員の配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境安全部長は、火災発生時の初期消火活動を確実にするため、防火のための組織編成、夜間・休日を含む体制の整備を行い、火災発生時における初期消火活動に必要な初期消火活動要員の配置を行う。夜間及び休日の体制は、重大事故に至るおそれがある事故発生時又は大規模損壊発生時に備えた夜間及び休日の体制と同一の体制とする。</li> </ol>
教育・訓練の実施	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、内部火災発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。</li> </ol>
資機材の配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境安全部長は、消火活動に必要な防火衣、フィルタ付防護マスク、投光器等の資機材を分散配置し、アクセスルートを確認する。</li> <li>2 設備管理部長は、加工施設の建物に設置する火災感知設備である自動火災報知設備を、消防法に基づき設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</li> <li>3 設備管理部長は、消防法に基づき、建築規模が大きく複層階建である第2加工棟には屋内消火栓を、第1加工棟には屋外消火栓を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出するものとする。</li> <li>4 設備管理部長は、第2加工棟屋上には受変電設備を設置するため、変圧器等の火災に備えて泡消火剤（油火災用）を配置する。</li> <li>5 設備管理部長は、加工施設には2台の可搬消防ポンプを備える。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</li> <li>6 設備管理部長は、消防法に規定する数を十分上回るように消火器を配置するとともに、設置場所で想定される火災に対応した種類を設置する。消防法の規定に基づき、有資格者による機器点検（6カ月に1回）及び総合点検（1年に1回）を行い、3年ごとに点検記録を所轄消防に提出する。</li> <li>7 設備管理部長は、消火器には安全栓を設け、封印を施すことで誤操作を防止する。</li> <li>8 設備管理部長は、消防法に基づいた能力以上の放水能力を有した屋内消火栓及び屋外消火栓を加工施設の建物の内外に複数設置し、加工施設の建物の各室に放水可能な配置とし、接続ホースを備える。</li> <li>9 設備管理部長は、消火水として使用できる水を保有した地下式の貯水槽を含む消火用の水源を加工施設の敷地内に複数設け、可搬消防ポンプによる消火活動も可能とする。</li> <li>10 燃料製造部長は、火災による損傷及び火災への水消火その他の溢水による水の侵入を防止するため、設備・機器の本体を金属製容器による水密構造とする。これにより、減速条件は火災による影響を受けるおそれはないが、火災源となり得る可燃物を少なくする。</li> <li>11 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の5倍以上の粉末消火器を配置する。</li> </ol>

1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）

区分	規定する事項
<p>資機材の配備 (続き)</p>	<p>12 燃料製造部長は、ウラン取扱い時に水の侵入を防止するため、開口部を閉止し水密を維持する構造（レバーロックカプラ型の閉じ込めキャップ又は水密バルブの閉じ込め弁）とし、閉じ込めキャップを取りつけ投入口の漏水検知により閉じ込め弁を閉止する、水密構造を開放しないようウランを搬送する粉末搬送容器の接続時のみ閉じ込め弁が開く構造とする等、設備・機器の設置場所及び個々の設備・機器の特徴を踏まえて対策を多重化する。</p> <p>13 設備管理部長は、第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び発電機・ポンプ棟において、電源に接続する一般設備については、分電盤を金属製とするとともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき配線用遮断器を設ける。</p> <p>14 設備管理部長は、第1加工棟に設置する屋外消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第1加工棟の各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。また、第2加工棟に設置する屋内消火栓による消火活動が円滑に行えるよう、建物外から第2加工棟の屋内消火栓へのアクセスルート及び屋内消火栓から各室へのアクセスルートを2つ以上確保する。</p> <p>15 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、消火器を使用した初期消火活動を行えるよう、避難通路を消火活動のための火災源に近づくことができるアクセスルートとする。</p> <p>16 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</p> <p>17 設備管理部長は、第2加工棟において、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画に設置する設工認対象以外の設備については、安全機能を有する施設のある工程室のケーブルラックは不燃性の金属製、電線管等は不燃性の金属製又は難燃性プラスチック製とし、ケーブルへの延焼を防止する。</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、当該設備・機器周辺の火災への水消火を含む溢水による被水を防止するため、囲い式フードは作業上視認性を確保する必要がある面以外を金属製とし、作業上視認性を確保する必要がある面については可動式の金属製の防水カバーを設置するとともに、作業時以外は防水カバーを閉じる。</p>
<p>手順書の整備</p>	<p>1 環境安全部長は、火災防護、消火活動に係る体制の整備等に関し、火災防護計画を策定し、火災の発生防止、火災の感知及び報知、消火並びに火災の影響軽減を実施するために必要な手順、機器及び体制を定める。</p> <p>2 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、加工施設の建物に可燃物を持ち込む場合は、設備・機器の操作、保守に必要なもののみを持ち込み、使用する分を除き金属製容器に収納する管理を行う。</p> <p>3 環境安全部長は、初期消火活動を確実にするため、防火のための組織を編成し、定期的な訓練を実施する。</p> <p>4 設備管理部長は、加工施設の建物内で火災が発生した場合、建物内の火災の延焼を防止するため、建物内の耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離した火災防護上の区画として火災区域を設定する。さらに、核燃料物質等の性状、取扱量等を考慮して火災区域を細分化して、火災防護上の区画として火災区画を設定することにより、当該火災区画外への延焼を防止する。</p>

1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）

区分	規定する事項
<p>手順書の整備 (続き)</p>	<p>5 品質保証部長及び燃料製造部長は、空気混入を防止するために火災を生じる連続焼結炉の出入口、排気口においては、可燃物を配置しない管理を行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</p> <p>6 品質保証部長及び燃料製造部長は、ウラン粉末は不燃材であるステンレス鋼製の容器（粉末保管容器）に収容した状態で保管、運搬等の取扱いを行う。さらに、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域内においては、直接的に安全機能を有さない設備・機器についても、安全機能を有する設備・機器への波及的影響を考慮して、同様の対策を実施する。</p> <p>7 燃料製造部長は、可燃性ガスを使用する設備・機器を設置する火災区域内で火災が発生した際に、手動で供給電源を遮断することにより、熱源を停止し、フェールセーフ機能を作動させ、爆発の発生を防止する。</p> <p>8 設備管理部長は、消防法に基づく法令点検で消火器の使用期限を確認し、使用期限が近付いているものは更新し、劣化等による破損を防止する管理を行う。</p> <p>9 燃料製造部長は、油圧ユニットの作動油タンク、油圧ホースの周辺には可燃物を設置しない管理を行う。</p> <p>10 燃料製造部長は、オイルパン内に油が確認された場合は拭き取り等を行う。</p> <p>11 設備管理部長は、油圧ホースは適切な時期に交換することとし、劣化による破裂、油の噴出を防止する。</p> <p>12 燃料製造部長は、加工施設内で使用する危険物について、消防法に基づく屋内貯蔵所又は少量危険物貯蔵所にて保管し、必要量のみを取り出して加工施設の建物に持ち込み、転倒防止対策を講じた金属製の保管庫に施錠保管し、その保管量の管理を行う。</p> <p>13 燃料製造部長は、加工施設以外の建物も含め、少量のジルカロイの加工くずが発生するが（約 100 g/日/作業場所）、金属火災の可能性のある場所には、火災に備えて消火に十分な二酸化炭素消火器、金属消火器及び乾燥砂（消火用）を配置する。</p> <p>14 燃料製造部長は、発生したジルカロイの加工くずについて、作業場所にて金属容器に一時的に保管した後、敷地内の専用の保管場所にて水没させて保管する管理を行う。</p> <p>15 燃料製造部長は、第1種管理区域内で発生する使用済みの廃油を第5廃棄物貯蔵棟（消防法に基づく耐火性を有する危険物屋内貯蔵所）に保管する。保管に当たっては、汚染の広がりを防止するとともに廃油が発火したとしても第5廃棄物貯蔵棟内に延焼するおそれがないよう、液体が漏れ又はこぼれにくく、かつ、浸透しにくい金属製容器（液体用ドラム缶）に廃油を収納し、不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を行う。</p> <p>16 設備管理部長は、所内地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合は、アンモニア分解ガス又はプロパンガスの緊急遮断弁の自動閉止に加え、更に緊急遮断弁のガス供給側にある手動閉止弁を閉止する。</p>

1. 設計想定事象の発生時（内部火災）（続き）

区分	規定する事項
<p>手順書の整備 (続き)</p>	<p>17 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、粉末搬送配管と閉じ込めキャップの接続取換え時に火災が発生した場合は、水消火による水の侵入を防止するため、粉末混合機接続部に閉じ込めキャップを取りつけ、所長は、その報告を受けて火災への水消火実施可否を判断する。※</p> <p>18 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の粉末混合機において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。※</p> <p>19 燃料製造部長は、第2加工棟第2-1混合室の大型供給瓶において、火災時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁を閉じる。※</p> <p>20 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の粉末混合機において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は投入操作を停止し、閉じ込め弁及び投入口の蓋を閉じる。</p> <p>21 燃料製造部長は、第2加工棟第2-2混合室の供給瓶において、火災時の水消火による水の侵入を防止するため、火災発生時は搬送操作を停止し、閉じ込め弁及び接続部の蓋を閉じる。</p> <p>22 燃料製造部長は、所管する可燃性物質（油類）の取扱量や保管場所を管理し、管理区域内では火気の使用を可能な限り制限して管理する。</p> <p>23 設備管理部長は、火災が発生した場合、火災区画内に設置する自動火災報知設備により火災を感知し、環境安全部長は、火災を発見した者に粉末消火器による初期消火を実施させることにより拡大を防止する。</p> <p>24 環境安全部長は、火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器を用いた消火が困難な場合は、所長の指示に基づき、初期消火活動のため参集の通報連絡を受けた要員に水消火設備（屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプ）を用いた水による消火活動を実施させる。活動の流れ（粉末混合機等を設置する火災区画への放水実施可否の判断基準を含む。）は、重大事故に至るおそれがある事故発生時の拡大防止対策と同一とする。</p> <p>25 燃料製造部長は、第2加工棟の第2開発室において、少量の燃料開発又は試験検査で用いる市販の機器について、極少量の水素ガス等を使用するため、当該機器から工程室内に水素ガス等が漏えい、滞留しないよう、当該機器の開口部にはイグナイターを設置し、水素ガス等を燃焼させてから排出する。当該機器は、水素ガス等の漏えい時に工程室内に滞留しないよう、換気を行う第1種管理区域に設置する。なお、水素ガス漏えい検知器、制御盤、感震計及び緊急遮断弁は、加熱炉及び小型雰囲気可変炉と兼用する。</p> <p>26 燃料製造部長は、焼却炉内の温度が異常に上昇しないよう、焼却物の投入量を制限するとともに焼却対象物に異常燃焼を起こす物質が混入していないことを事前に確認する管理を行う。</p> <p>27 燃料製造部長は、可燃性ガス漏えい時に工程室内に滞留しないよう、気体廃棄設備の排風機により平均6回/時以上の換気を行う第1種管理区域において可燃性ガスを取り扱う設備・機器を使用する。</p>

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。



## 2. 設計想定事象の発生時（外部火災）

区分	規定する事項
要員の配置	1 環境安全部長は、外部火災発生時に必要な要員を配置する。
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、外部火災発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。
資機材の配備	1 環境安全部長及び設備管理部長は、外部火災発生時に必要な資機材を配備する。
手順書の整備	<p>1 設備管理部長は、敷地内に消火栓等を設置するとともに、環境安全部長は、延焼防止に必要な対策活動を実施するための手順、機器及び体制を含めた火災防護に関する計画を定め、内部火災発生時と同様の措置を講じる。</p> <p>2 環境安全部長は、竹林は火災延焼経路において下り傾斜であり、また防護対象施設は鉄筋コンクリート造の耐火構造又は不燃材料で造る建物であるため延焼の可能性は低いですが、離隔距離を維持できるよう延焼の可能性のある森林境界と加工施設の間の敷地内の草木を伐採し、管理する。</p> <p>3 所長は、万一、森林火災が発生し、防護対象施設に火災が接近した場合であっても、外壁温度の上昇はほとんどないが、火災の拡大を防止するため、初期消火活動要員が駆けつけて防護対象施設に予備的放水を行い、延焼防止策を講じさせる。</p> <p>4 燃料製造部長及び設備管理部長は、敷地内における危険物及び高圧ガスの取扱いとして、各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量から減じた分を敷地外から供給し、敷地内において各危険物及び高圧ガス貯蔵施設の最大貯蔵数量を超えた取扱いがないように管理する。</p> <p>5 燃料製造部長及び設備管理部長は、敷地内に入構する車両に対して、運搬する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた運搬ルート及び駐車場所を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</p> <p>6 設備管理部長は、ばい煙が加工施設に流入するおそれが生じた場合には、給気設備を停止し、流入を防止する措置を講じる。</p> <p>7 燃料製造部長及び設備管理部長は、敷地内の危険物施設及び高圧ガス貯蔵施設に対して、貯蔵する危険物量及び高圧ガス量の制限を行うとともに、添1図1に示す定めた配置を遵守することにより、想定火災源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険距離以上に、想定爆発源に対して防護対象施設からの離隔距離を危険限界距離以上に維持する。</p>

### 3. 設計想定事象の発生時（内部溢水）

区分	規定する事項
要員の配置	1 環境安全部長は、内部溢水発生時に必要な要員を配置する。
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、内部溢水発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。
資機材の配備	<p>1 設備管理部長は、内部溢水発生時に必要な資機材を配備する。</p> <p>2 設備管理部長は、溢水時の閉じ込めの機能の確保のため、気体廃棄設備の排風機のモータ部及び制御盤に対し、被水し水の侵入のおそれがある配管側に遮水板を設置し、また、気体廃棄設備のフィルタユニット及びフィルタユニット（設備排気用）を鋼製のケースに収納するとともに、火災時の消火水等が侵入しない対策を講じる。</p> <p>3 設備管理部長は、第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟において、電源に接続する設備は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、また、導通部が各溢水防護区画の没水水位より高くなる高さに配置し、シール等の被水対策により水の侵入による電気火災の発生を防止する措置を講じる。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟において、被水のおそれのあるウランを取り扱う設備・機器の電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じることにより、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
手順書の整備	<p>1 設備管理部長は、溢水量抑制のため、耐震重要度分類第1類に求められる地震力を超えない程度の地震加速度（震度5弱以上）を検知した時点で、地上又は地下に設置された受水槽から第2加工棟の設備・機器への給水ポンプを手動にて停止し、また第1廃棄物貯蔵棟の設備・機器への上水配管の手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、第2加工棟に対しては地震発生から各系統の給水ポンプの電源遮断まで、第1廃棄物貯蔵棟においては手動遮断弁（屋外）を閉止するまでの所要時間とし、15分以内とする。</p> <p>2 燃料製造部長は、蒸気発生装置の稼働時には操作員が監視し、蒸気漏えいが発生した場合には、直ちに蒸気発生装置のヒータ電源遮断及び配管の弁の閉止を行う。</p> <p>3 設備管理部長は、第1廃棄物貯蔵棟において、気体廃棄設備No.2に対して、焼却炉の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁（冷却水）を手動で閉止する措置を講じる。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟において、連続焼結炉No.2-1に対して、連続焼結炉No.2-1の循環冷却水が被水源となる場合には、緊急遮断弁（冷却水）を手動で閉止する措置を講じる。</p> <p>5 設備管理部長は、防護対象設備のある第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟について、溢水経路を考慮し、溢水防護区画を設定する。第1種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、閉じ込めの観点からウランが存在する溢水防護区画内の溢水が第1種管理区域外へ流出することを防止する。第2種管理区域の溢水防護区画については、ウランを取り扱う設備・機器の没水及び気体廃棄設備の没水、被水の観点での防護を設置するとともに、第1種管理区域内へ流出することを防止する。</p> <p>6 設備管理部長は、溢水量抑制のため、系統における単一の配管の破損を検知した時点で、操作員が駆け付けて漏水箇所を特定し、手動遮断弁を閉止する。漏水箇所の隔離時間は、溢水発生から手動遮断弁を閉止するまでの所要時間とし、35分以内とする。</p>

#### 4. 設計想定事象の発生時（地震）

区分	規定する事項
要員の配置	1 環境安全部長は、地震発生時に必要な要員を配置する。
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、地震発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。
資機材の配備	1 燃料製造部長は、地震発生時に必要な資機材を配備する。
手順書の整備	<p>1 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、発生した地震の震度に応じて各部又は工務係若しくは施設責任者が行う、加工施設の点検を行う手順を定める。</p> <p>2 燃料製造部長は、ドラム缶を段積みして保管する場合は、最上段のドラム缶をパレット及び金属治具により固縛する方法によって、地震の影響でドラム缶が落下、転倒しないように対策を講じる。さらにパレットを連結させて転倒耐力を高める対策を講じる。また、ドラム缶の蓋をリングバンドで固定し、ドラム缶内の収納物はプラスチック袋に収納し、固体廃棄物が漏えいしない措置を講じる。一段積みする場合においても、ラッシングベルト等により複数本まとめて固縛する方法によって、転倒を防止する対策を講じる。</p> <p>3 設備管理部長は、消火器の設置に当たっては、転倒防止策を講じる。</p> <p>4 燃料製造部長は、輸送容器の輸送物保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第3類相当の固定措置を講じる。</p> <p>5 燃料製造部長は、輸送容器の燃料集合体保管区域での貯蔵に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の固定措置を講じる。</p> <p>6 燃料製造部長は、ドラム缶その他の金属製容器の保管廃棄に当たっては、耐震重要度分類第1類相当の転倒防止策を講じる。</p> <p>7 燃料製造部長は、粉末・ペレット貯蔵容器I型の設置に当たっては、固縛して設置し、1.0Gの水平地震力に対して転倒を防止する。取扱い時においても、最大高さ約1m以下とすることによって、落下、転倒しても、粉末・ペレット貯蔵容器I型に収納した閉じ込め機能を有する粉末保管容器が損傷することを防止する。※</p>

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

5. 設計想定事象の発生時（竜巻）

区分	規定する事項
要員の配置	<p>1 環境安全部長は、竜巻襲来が想定される段階での連絡体制として、連絡要員は1名以上、対策要員は2名以上を事業所に配置する。また、複数工程での対策を想定する場合は、各工程に1名以上の対策要員を配置する。</p>
教育・訓練の実施	<p>1 環境安全部長は、該当する要員に対して、竜巻襲来が想定される段階で採る措置に関する教育・訓練を定期的実施する。</p>
資機材の配備	<p>1 環境安全部長は、敷地内で防護対象施設に影響を与える飛来物となり得る資機材が飛来物とならないよう固定固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固定固縛を行う。</p> <p>2 品質保証部長及び燃料製造部長は、ウランを含む設備・機器が建物外へ飛散することがないように必要に応じて固縛するための資機材を配備し、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固縛を行う。</p> <p>3 燃料製造部長は、飛来物から間接的な影響を受けるとしてドラム缶を固縛し、ドラム缶の固縛は、専用の治具によりドラム缶の蓋を抑え、蓋が開きにくい措置を講じる。</p> <p>4 設備管理部長は、第2加工棟の3階及び4階は、F3 竜巻による風荷重又は飛来物により損傷するおそれがあることから、3階及び4階に設置しているダクトを通じた風の吹き込みにより、下層階に設置されているウランを含む設備・機器、貯蔵容器の飛散を防止するため、1階及び2階の火災区域と3階及び4階の火災区域の境界をまたがるダクトに防火ダンパーを設け、手動で閉止する措置を講じる。</p>
手順書の整備	<p>1 環境安全部長は、竜巻発生時の防護対策は、迅速に対応する必要があるため、注意喚起として事前準備を実施する。大阪府に対し竜巻に関する気象情報及び雷注意報が発表された場合に、燃料製造部長に以下の注意喚起としての対応を実施させるか又は自ら実施する。発表後においても、環境安全部長は、気象状況の監視体制を維持し、気象状況の推移に応じて、注意喚起としての対応の実施の継続又は解除を行う。</p> <p>(1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応開始を指示する。</p> <p>(2) 対策要員は、核燃料物質を取り扱っている工程を確認し、以降の竜巻防護対策が30分以内に完了するよう要員配置の確認及び作業を制限する。</p> <p>(3) 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中以外の固縛していないドラム缶及び金属製容器は、治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定することによって飛散防止の処置を講じる。</p> <p>(4) 環境安全部長は、大型車両含む構内車両の有無を確認して運転員に退避経路を連絡し、車両から離れないよう指示するとともに連絡先を確認する。</p>

5. 設計想定事象の発生時（竜巻）（続き）

区分	規定する事項
<p>手順書の整備 （続き）</p>	<p>2 環境安全部長は、加工施設から30 kmの範囲内で竜巻発生確度ナウキャスト発生確度1、かつ雷ナウキャスト活動度3が発表され、降水ナウキャストにより降水強度50 mm/h以上が予測された場合に、品質保証部長及び燃料製造部長に以下の警戒態勢としての対応を実施させるか又は自ら実施する。発表後においても、環境安全部長は、気象状況の監視体制を維持し、気象状況の推移に応じて、警戒態勢としての対応の実施の継続又は解除を行う。</p> <p>(1) 連絡要員は、直ちに所内放送等によって対応の開始を指示する。</p> <p>(2) 連絡を受けた対策要員は、核燃料物質等を取り扱っている工程について確認し、以下の対策を30分以内に実施する。対策が完了した工程は、以後の作業を中止する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 燃料製造部長は、輸送物、廃棄物の構内運搬を中止する。</li> <li>二 燃料製造部長は、作業を停止し、フード内での取扱い中の粉末は全て混合装置に投入し、投入口バルブを閉止する。</li> <li>三 燃料製造部長は、連続焼結炉のヒーター電源を遮断し、可燃性ガスの窒素ガス切替実施を行う。</li> <li>四 品質保証部長及び燃料製造部長は、試験開発、分析工程において、全ての作業を停止し、作業により取り扱っていたウランを密封容器に収納して、試料保管棚にて保管する。</li> <li>五 燃料製造部長は、廃棄物保管工程について、取扱い中のドラム缶及び金属製容器は、作業を中止して治具又はラッシングベルトにより、固縛又は必要に応じて固定する。</li> <li>六 環境安全部長は、大型車両含む構内車両はその有無を確認し、飛来物として安全機能を有する施設に到達するおそれのない駐車場又は敷地外に退避する措置を講じる。</li> <li>七 環境安全部長は、加工施設の北側に隣接する事業所内で本加工施設に影響を及ぼすおそれのある区域にある大型車両（トラックウィング車）はその有無を確認し、その区域外に退避する措置を講じる。</li> </ul> <p>3 燃料製造部長は、竜巻によって影響を受ける廃棄物貯蔵室内の廃棄物ドラム缶について、2段又は3段積みの場合には、鋼製のパレットに積載して専用治具によって固縛し、さらに、パレット間をボルトにて連結し保管する。また、平積みの場合には、ラッシングベルトにて固縛を行い、必要に応じてさらに、床に対しても固定を講じる。</p> <p>4 燃料製造部長は、第1－3貯蔵棟内の粉末・ペレット貯蔵容器I型について、竜巻の風荷重により飛散しない固定、固縛を行う。※</p>

※後半申請の加工施設であり、核燃料物質等の取扱い又は貯蔵、保管廃棄を行わないこと。

6. 設計想定事象の発生時（火山活動（降下火砕物））

区分	規定する事項
要員の配置	1 環境安全部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な要員を配置する。
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、火山活動（降下火砕物）発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。
資機材の配備	1 設備管理部長は、火山活動（降下火砕物）発生時に必要な防護具及び資機材を配備する。
手順書の整備	<p>1 設備管理部長は、降下火砕物が観測された場合、気中の降下火砕物の状態を踏まえて、堆積速度を考慮し、建物が耐荷重に至る前に除去等の措置を講じる。措置に当たっては、火山事象の進展を考慮して保守的に積雪の有無にかかわらず、加工施設で降下火砕物が観測された時点で、速やかに作業を開始することとする。</p> <p>2 設備管理部長は、作業を行う作業員が屋根に上るために必要となる梯子等の構造を十分な強度をもって設置する。</p> <p>3 燃料製造部長及び設備管理部長は、必要に応じて加工設備本体及び気体廃棄設備を停止する措置を講じる。</p>

7. 設計想定事象の発生時（積雪）

区分	規定する事項
要員の配置	1 環境安全部長は、積雪発生時に必要な要員を配置する。
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、積雪発生時に関する教育・訓練を定期的を実施する。
資機材の配備	1 設備管理部長は、積雪発生時に必要な資機材を配備する。
手順書の整備	1 設備管理部長は、加工施設の建物は、「大阪府建築基準法施行細則」に定める積雪及び過去の最深積雪よりも深い積雪に対して十分に耐えるが、これを超える積雪が生じるおそれがある場合は、除雪等の処置を講じる。

8. 設計想定事象の発生時（生物学的事象）

区分	規定する事項
要員の配置	1 環境安全部長は、生物学的事象発生時に必要な要員を配置する。
教育・訓練の実施	1 環境安全部長は、該当する要員に対して、生物学的事象発生時に関する教育・訓練を定期的実施する。
資機材の配備	1 設備管理部長は、生物学的事象発生時に必要な資機材を配備する。
手順書の整備	<p>1 設備管理部長は、換気に用いられる給気口にはフィルタを設け、枯葉、昆虫又は動植物の侵入を防止する。給気口のフィルタは定期的な点検、清掃、交換を実施する。</p> <p>2 設備管理部長は、万一給気口フィルタが枯葉、昆虫又は動植物により塞がるか、そのおそれが生じた場合はフィルタの清掃等を実施する。</p>



9. 設計想定事象の発生時（その他）

区分	規定する事項
資機材の配備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、安全機能を有する施設については、加工施設の保全のための活動を行う必要がある臨界安全管理上の制限からの逸脱、ウラン粉末を内包する容器の落下、可燃性ガスの漏えい等を含む異常の発生後、一定時間、操作員の操作を期待しなくても、安全機能を確保できるようにする。</li> <li>2 設備管理部長は、加工施設に、事故時に放射線業務従事者が速やかに屋外へ退避できるように誘導灯、床面への表示等により容易に識別できる安全避難通路及び非常口を設けるとともに、停電時に備えてバッテリーを内蔵する非常用照明、誘導灯を設置する。</li> <li>3 設備管理部長は、非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場作業が可能となるように可搬型照明及び専用の電源を設ける。</li> <li>4 環境安全部長は、監視及び測定により得られた情報を表示できる放射線監視盤及び警報集中表示盤を備えるとともに、緊急対策本部を設置する部屋にも表示する。</li> <li>5 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に迅速な対策処理が行えるように放射線源、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出経路等において、放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアスニファ及びダストモニタを設けるとともに可搬式ダストサンプラ、低バックグラウンドカウンタ及びサーベイメータを備え、加工施設からの等方的な放出が想定されるガンマ線を検知するためのモニタリングポストを設けるとともにガンマ線エリアモニタ及びサーベイメータを備える。また、風向、風速、降雨量等の気象状況を監視及び測定するための気象観測装置を備える。</li> <li>6 設備管理部長は、停電後所定の時間内に電圧を確立する非常用電源設備を備える。</li> <li>7 設備管理部長は、非常用電源設備について、安全機能の確保を確実に行うために、定期的に試験を行うことで、信頼性を維持する。</li> <li>8 環境安全部長及び設備管理部長は、ハンドフットクロスモニタ、ダストモニタ、ガンマ線エリアモニタ、放射線監視盤、モニタリングポスト、気象観測装置、警報集中表示盤、所内通信連絡設備のうち放送設備及び電話交換機、自動火災報知設備、非常用照明、誘導灯には、短時間の停電時の電源を確保するためのバッテリーを備える。</li> <li>9 設備管理部長は、加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。</li> <li>10 設備管理部長は、長期にわたって給電の必要が生じた場合に備えて、非常用電源設備が稼働するために必要な量の燃料をあらかじめ確保しておく。非常用電源設備の稼働に当たっては、必要な安全対策を講じた上、負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替える。これにより、加工施設の安全機能を確保するために必要な設備が7日以上作動し得る給電を維持する。</li> <li>11 設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができるように、警報装置及び多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。</li> <li>12 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した場合に、事業所外の必要箇所と通信連絡ができるように、有線式に加え無線による伝達方法を追加することで伝送系に多様性を備えた所外通信連絡設備を設置し、輻輳等の制限を受けることなく使用できるようにする。</li> </ol>

9. 設計想定事象の発生時（その他）（続き）

区分	規定する事項
<p>資機材の配備 (続き)</p>	<p>13 設備管理部長は、設置する警報装置、所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備のうち、外部電源により動作するものについては、非常用電源設備に接続又はバッテリーを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>14 設備管理部長は、通信連絡設備については、緊急対策本部等の事故時の活動の拠点として機能する場所に設置する。</p> <p>15 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、安全機能を有する施設については、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時に想定される全ての環境条件（圧力、温度、湿度、放射線量、空気中の放射性物質の濃度等）において、その安全機能を発揮することができるようにする。</p> <p>16 設備管理部長は、自動火災報知設備については、外部電源を喪失した場合であっても、消防法の定めにより蓄電池を備えるとともに、非常用電源設備からも給電を行い、無警戒とならないようにする。</p> <p>17 設備管理部長は、フィルタユニットは内包する高性能エアフィルタの交換が容易な構造とし、目詰まりを監視するために差圧計を設けることにより、機能を適切に維持する。</p> <p>18 設備管理部長は、屋外に設置する非常用電源設備の非常用発電機については、使用する冷却水に不凍液を混合するとともに、非常用発電機内のヒータで冷却水の保温を行い、大阪管区气象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動するようにする。</p>
<p>手順書の整備</p>	<p>1 環境安全部長は、設備からウラン粉末が漏えいした場合、第1種管理区域では、空気中のウラン濃度を検知するダストモニタ、エアスニフアによりこれを検知し、燃料製造部長は、操作員が工程室内に漏えいしたウランの回収等を行うことにより拡大を防止する。</p> <p>2 設備管理部長は、第1種管理区域の室内の負圧の維持が不可能となる場合への備えとして、建物は漏えいの少ない構造とし、防火ダンパー閉止により建物からのウランの漏えいを防止する。</p> <p>3 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常が発生した状況下（混乱した状態等）であっても、簡素な手順によって必要な操作が行える等の操作員に与える負荷を小さくすることができるよう考慮する。</p> <p>4 環境安全部長は、万一異常放出があった場合及びその他の必要が生じた場合、敷地周辺の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を測定し、その範囲、程度等の推定を行う。</p> <p>5 環境安全部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時には、本加工施設の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質の濃度、空間線量率を監視及び測定し、必要な情報を事業所内の適切な場所に表示する。</p> <p>6 品質保証部長、燃料製造部長、環境安全部長及び設備管理部長は、加工施設の保全のための活動を行う必要がある異常時において放射線業務従事者が、迅速な対応をするために必要な操作ができるようにする。</p> <p>7 燃料製造部長は、加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない管理を行う。</p>

9. 設計想定事象の発生時（その他）（続き）

区分	規定する事項
<p>手順書の整備 （続き）</p>	<p>8 設備管理部長は、加工施設には飛来物となり得るタービン等の大規模な高速回転物を設置しない管理を行う。</p> <p>9 環境安全部長は、通常状態から逸脱するような異常が検知された場合において、当該区域への立入制限の表示を行うとともに、速やかに担当部長にその事実を通知する。</p> <p>10 リサイクルする空気は、ダストモニタにより空気中の放射性物質濃度を連続的に測定し、線量告示第6条に定める放射線業務従事者に係る濃度限度を超えるおそれのある場合には、設備管理部長は、リサイクルを中止し、手動によりワンスルー方式に切り換える。</p> <p>11 設備管理部長は、非常用電源設備に接続する負荷容量を増やす場合は、発電定格容量以内とする管理を行う。</p>

添1図1 敷地内における危険物施設の位置及び燃料輸送車両の走行経路

添付 2 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時における加工施設の必要な機能を維持するための活動において規定する事項（第 30 条の 4 関係）

1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時

区分	規定する事項
要員の配置	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所長は、重大事故に至るおそれがある事故に対処するための組織として、事業所防災組織をあらかじめ組織し、重大事故に至るおそれがある事故の発生に備える。(別図6)</li> <li>2 事業所防災組織は、本部長(事業所長)を統括(指揮・命令)とし、緊急対策本部並びに実施組織及び支援組織で構成する。</li> <li>3 環境安全部長は、夜間及び休日においても初動対応を可能とするため、当直者、初動対応要員及び保安員を常駐させる。また、初期消火活動を行う要員が火災発生の際に事業所内外から速やかに参集できる体制として、緊急時消火班を設定する。事故発生時に早期に事業所に参集し、事業所内に常駐する要員とともに初期消火活動に当たらせるために、あらかじめ事業所の約2 km圏内の近隣居住者の中から緊急時消火班を任命し、事故発生時に招集する。緊急時消火班の任命に当たっては、公共交通機関の運行状況や道路状況が悪化した場合でも早期に参集できることを考慮する。</li> <li>4 環境安全部長は、事業所防災組織の要員が揃うまでの間、事故発生直後の初期消火活動等の初動対応に当たるために必要な事業所内に常駐する要員として、7名を確保する。ただし、連続焼結炉停止中の場合は、可燃性ガスの供給弁手動閉止の操作等、初動対応の一部を省略可能であるため、事業所内に常駐する要員として、6名を確保することとする。</li> <li>5 所長は、体制として、夜間及び休日に常駐する要員のみでの対応を想定した初期段階、緊急時消火班到着時の段階及び事業所防災組織の要員参集後の段階の3段階に分け、事故時の活動拠点の設置、適切な人員配置、資機材の割り振り、事故の進展段階に応じた消火活動、救助活動といったソフト対応を行って、事故の進展、拡大を防止する。</li> <li>6 火災発生後の要員参集に応じて早期に参集する緊急時消火班は、初動対応要員による消火活動の状況に応じて、他の火災発生場所若しくは建物外からの放水活動、扉冷却を行う者である。緊急時消火班は、事業所到着後、当直者(本部長到着後は本部長)の指揮の下、初期消火活動に当たる。緊急時消火班による可搬消防ポンプ、屋内消火栓又は屋外消火栓を用いた活動は最低3名以上で行う。</li> <li>7 環境安全部長は、緊急対策本部、実施組織及び支援組織から構成する事業所防災組織に必要な人員を円滑に確保し、指揮命令系統、役割分担、責任者等を明確化することにより適切な人員配置の体制を整備する。</li> <li>8 所長は、実施組織として、施設責任者、技術係、除染係、工務係、放管係及び救護消火係を設ける。施設責任者、技術係、除染係、工務係及び放管係には、技術的助言を行う要員も含める。支援組織として、情報1係、情報2係、総務広報係、調達係及び警備誘導係を設ける。各係の業務分掌は、原子力災害対策特別措置法に基づく原子力防災組織の内容と同一とする。施設責任者は、施設設備の点検、異常事象の状況確認を実施する。技術係は、応急復旧及び事故状況の把握、事故影響範囲の推定、事故拡大防止対策の検討を実施する。除染係は、放射性物質の汚染除去等を実施する。工務係は、施設設備の応急復旧等を実施する。放管係は、被ばく管理、汚染管理等を実施する。救護消火係には、救護班及び消火班を置き、消火班は消火活動(初期消火活動を含む。)を、救護班は負傷者発生時の救出・救護活動を実施する。情報1係は、各種情報の収集や関係機関への通報・連絡等を実施する。情報2係は、原子力災害合同対策協議会での情報交換等を実施する。総務広報係は、事業所内への周知、要員の呼集等を実施する。調達係は、復旧資機材の調達を実施する。警備誘導係は、事業所内の警備等を実施する。(別表20)</li> <li>9 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の人員は、消火活動、救助活動等に対処できるよう、必要な人員数に対して余裕を持った人数で初動対応体制を組織する。</li> </ol>

1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）

区分	規定する事項
要員の配置 (続き)	<p>10 環境安全部長は、あらかじめ定めた連絡経路により、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p> <p>11 所長は、重大事故に至るおそれがある事故発生時は、要員を招集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。</p> <p>12 環境安全部長は、事故時に活動の拠点として機能する場所には、実施組織と支援組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び通報するための事務機器を整備し、通報に関する体制も整備する。</p> <p>13 環境安全部長は、事故対処において、事業所防災組織のみで対応できない場合は、所在地地域の原子力事業者間の協力協定により、環境放射線モニタリング、放射線防護措置、消火活動等に係る要員の派遣及び資機材の借用その他必要な支援を受けられる体制を構築する。さらに、事故対処が長期化する場合は、他のウラン加工事業者との協力協定により、資機材の借用等の支援を受けられる体制とする。</p> <p>14 大規模損壊発生時は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一の体制とする。</p>
教育・訓練の実施	<p>1 環境安全部長は、訓練では、放射性物質の作業環境への影響、時間帯、悪天候を考慮した複数の環境条件を想定し、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を実施する。</p> <p>2 環境安全部長は、訓練の実施に当たっては、対策活動を行う実施組織及び支援組織の要員を対象とした教育・訓練計画を策定し、定期的に訓練を実施する。</p> <p>3 環境安全部長は、教育・訓練においては、ウランの特性、漏えい、火災時の挙動及び環境条件を含む、事故時の加工施設の挙動に関する知識の向上を図る。</p> <p>4 環境安全部長は、要員の役割に応じた机上教育を実施するとともに、事故対処に使用する資機材を用いて、実施組織及び支援組織の活動の習熟を目的とする個別訓練を定期的（年1回以上）に実施し、実施組織及び支援組織の活動の要素を取り込み事業所防災組織全体の連携を図る総合訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>5 環境安全部長は、火災の複数同時発生を想定した訓練を実施し、それに対する評価に基づき訓練内容を改善する。</p> <p>6 環境安全部長は、実施組織及び支援組織の活動に応じた消火、救出救護、通報連絡活動、環境モニタリング等の個別訓練を実施し、資機材の使用、部品交換等の経験を積むとともに、資機材の標準を整備して、事故対処における資機材の使用について習熟を図る。</p> <p>7 環境安全部長は、訓練では、火災の状況を想定し、夜間及び悪天候を考慮する。</p> <p>8 環境安全部長は、夜間及び休日を含め円滑に要員を招集できるよう、定期的（年1回以上）に非常招集訓練を実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、大規模損壊発生時の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>10 環境安全部長は、大規模損壊発生時の対処活動における技能及び知識の向上を図るため、事故対処に必要な資機材を用いた訓練を定期的実施する。</p> <p>11 環境安全部長は、具体的には、大規模損壊発生を想定し、事業所防災組織全体で連携した総合訓練及び事業所防災組織の各係が実施する消火活動等の個別の対処訓練を、年1回以上の頻度で実施する。</p> <p>12 環境安全部長は、大規模損壊発生時における加工施設の挙動に関する知識の向上を目的とした教育を年1回以上の頻度で実施する。</p>

1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）

区分	規定する事項
資機材の配備	<p>1 環境安全部長及び設備管理部長は、事故対処のための非常用通信機器、放射線測定器、放射線障害防護用器具、防火衣、夜間及び悪天候下等を想定した機器等の資機材について、資機材の性質、使用方法等に応じて、事故対処に必要な要員数を考慮し、さらに予備の保管場所を考慮した上で必要な数量を整備するとともに、地震等の共通要因により必要な機能が同時に損なわれないよう、予備や代替の保管数量を複数箇所に分散して配備することとし、固縛等の転倒・飛散対策を講じることを考慮し保管場所、保管方法、数量を定め保管する。また、資機材については、定期的に、員数、外観及び機能の点検を実施する。（別表 21）</p> <p>2 所長は、事故時に活動の拠点として機能する場所は、第 2 加工棟での火災の複数同時発生の影響を考慮し、第 2 加工棟から離れた事務棟に設置する。また、地震、竜巻等の影響により事務棟が損傷する場合を考慮し、事務棟と同様に第 2 加工棟から離れた保安棟を予備の活動拠点とする。なお、予備の活動拠点も使用できない場合には、損傷の軽度な敷地内の建物を確認、又はテントを設営し、活動拠点とする。</p> <p>3 環境安全部長は、消火活動、救助活動等の事故対処のために必要なアクセスルートをあらかじめ定め、当該ルートには通行の支障となるものを設置しない管理を行う。大地震時において倒木等が道を塞ぐ場合等を考慮して、事故対処に必要な資機材を分散して保管することにより、複数のルートから事故発生場所にアクセスできるようにする。資機材の保管庫は、地震等で損傷しても内部の資機材を取り出し可能な堅牢で単純な構造のコンテナ等を地面に固縛したものとする。</p> <p>4 環境安全部長は、放射線障害防護用器具のうち、汚染防護服及びフィルタ付防護マスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管する。呼吸用ボンベマスクは、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第 2 加工棟に保管する。</p> <p>5 非常用通信機器は、社外通報及び社内他地区への外部連絡を主な用途とする緊急時優先電話（専用電話回線）、ファクシミリ、携帯電話等、衛星電話、携帯型無線（消防専用回線）、事故発生時の要員招集に使用する緊急呼出装置、事業所内放送設備からなる。環境安全部長及び設備管理部長は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>6 環境安全部長は、計測器等は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟、事故発生場所にアクセスが容易な第 2 加工棟に保管する。</p> <p>7 環境安全部長及び設備管理部長は、消火用資機材は、火災発生に備えて敷地内に分散して保管する。防火衣については、事故発生場所へのアクセスが容易な第 2 加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。水による消火活動に必要な可搬消防ポンプについては、事故発生場所へのアクセスが容易な第 2 加工棟の他、敷地内に分散して保管する。また、消火活動に必要な水量を保有した水源として消火栓水槽、貯水槽を敷地内に分散して設置し、これらの水源を利用できるよう延長ホースを備える。 設備管理部長は、火災区画内には消防法に定められた能力単位の 5 倍以上の粉末消火器を配置する。</p> <p>8 設備管理部長は、その他資機材のうち、可搬式発電機は、夜間の全交流電源喪失時に事故が発生した場合でも対策が可能となるよう、事故時の活動拠点となる事務棟の他、敷地内に分散して保管し、電源が必要な場合には、必要な場所に設置場所から運搬して使用する。照明具類の投光器は、事故発生場所へのアクセスが容易な第 2 加工棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管し、携帯用照明は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p>



1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）

区分	規定する事項
資機材の配備 （続き）	<p>9 環境安全部長は、その他資機材のうち、除染用具は、事故時の活動拠点となる事務棟の他、事故発生場所にアクセスが容易な第2加工棟に保管する。燃料製造部長及び設備管理部長は、核燃料物質等の閉じ込め又は事故拡大の防止に使用する外扉等の目張り用資機材、建物、設備損傷時の養生用資機材、飛散ウラン回収用資機材は、事故発生場所へのアクセスが容易な第2加工棟の他、第2加工棟から離れた予備の活動拠点となる保安棟に保管する。</p> <p>10 環境安全部長及び設備管理部長は、非常用通信機器、計測器等、消火用資機材、照明具類を含むその他資機材のうち、外部電源が必要な資機材に関しては、非常用電源設備若しくは可搬式発電機に接続する又はバッテリーを内蔵した構成とし、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>11 燃料製造部長及び設備管理部長は、大規模損壊発生時にウランが飛散した場合に対して、集塵機等を用いたウランの回収、シートを用いたウランの飛散防止等の対策に必要な資機材を整備し、必要な手順を定める。</p> <p>12 設備管理部長は、消火活動のためのアクセスルートに面した開口部を有する大型の制御盤に自動式の消火設備を設置し、制御盤内部で電気火災の延焼を防止することによりアクセスルートを確保する。</p>
手順書の整備	<p>1 環境安全部長は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の措置に必要な標準では、核燃料物質等を閉じ込める機能の喪失を防止するため、全交流電源喪失、計測機器による監視機能喪失まで想定し、必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて標準を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>2 環境安全部長は、事故対処実施の判断等に必要な情報の種類として、火災の有無、設備の稼働状態、加工施設及びその境界付近における放射性物質濃度及び線量があり、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等で入手することを品質保証部長、燃料製造部長及び設備管理部長に標準に規定させるか又は自ら規定する。また、情報の種類に応じて、消火活動開始等の判断基準及び機器等の操作を実行するための以下の手順を標準に規定させるか又は自ら規定する。</p> <p>(1) 自動火災報知設備の警報発報を確認した保安員は、直ちに事業所内周知、要員招集等を実施する。</p> <p>(2) 保安員による事業所内周知を受けて、事業所内の在所者は、初動対応要員として自動火災報知設備の警報が発報した部屋へ向かい、状況を確認する。</p> <p>(3) 状況確認の結果、目視（加工施設内外の要所に配置した監視カメラでの確認を含む。）にて火災発生を現認した初動対応要員又は保安員は、消防吏員への通報、保安棟に待機する当直者及び保安員への連絡を手分けして行い、当直者（本部長到着後は本部長）の指示により粉末消火器を用いた初期消火に当たる。</p> <p>(4) 火災が進展し、人の背丈を超える高所への延焼に至る等、粉末消火器による消火が困難な場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、屋内消火栓、屋外消火栓又は可搬消防ポンプを用いた水による消火活動を実施する。なお、全交流電源喪失時には可搬消防ポンプを使用する。</p>

1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）

区分	規定する事項
<p>手順書の整備 (続き)</p>	<p>(5) 粉末混合機等を設置する火災区画への放水は、以下の粉末混合機等の内部への水の侵入防止対策が実施されていることを本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）が確認した上で判断する。</p> <p>&lt;判断基準&gt;</p> <p>一 ウランの取扱い状態を確認し、当該設備・機器へのウランの投入状態であれば、水の侵入を防止するための対策が有効であること。</p> <p>二 （地震起因の場合には）水の侵入又はウランの漏えいが生じるような当該設備・機器本体の損傷がないこと。</p> <p>(6) 消火に当たっては、機能喪失のおそれのある第1種管理区域と第2種管理区域又は非管理区域の境界を含む部屋を優先して消火する。</p> <p>(7) 水による消火活動が長期化し、火災区画の耐火時間を超えるおそれがある場合は、本部長（本部長不在の場合はその代行者としてあらかじめ定めた者）の指示により、建物内の消火活動から、建物外部から第1種管理区域と屋外を隔てる外扉への放水活動に切り替え、冷却を行うことで閉じ込め機能を大きく損なわないように対処する。</p> <p>(8) これらの対処と並行して、他の初動対応要員及び保安員は、あらかじめ定めた分担と手順に従い、直ちに可燃性ガスの供給弁手動閉止、循環冷却水、上水の送水ポンプ手動停止又は供給弁手動閉止及び連続焼結炉の手動による緊急停止の対処を開始する。その後、閉じ込め機能の喪失に備えた給排気設備の停止、給気口及び排気口の防火ダンパーの閉止に加えて水による消火活動による電気火災に備えて受電設備での電源遮断の対処を開始する。これらの処置を行う場所は、初動対応要員によって短時間での処置ができる配置とする。なお、全交流電源喪失時には電源が切れた状態になっているが、復電時の影響を考慮して、これらの電源遮断の操作を行う。</p> <p>(9) 加工施設内及び敷地内の情報については、火災報知器等の監視設備、設備の監視制御盤、放射線監視設備、要員による巡視・点検等の他、監視カメラを活用することにより、事故事象の状況を常に把握する。なお、全交流電源喪失時には、自動火災報知設備は設備に内蔵したバッテリーにより電源を供給して火災監視機能を維持する。さらに全交流電源喪失が長時間に及ぶ場合は、可搬式発電機により電源を供給して火災監視機能を維持させる。</p> <p>(10) 状況に応じて、ウラン粉末を煙とともに環境へ放出し得ることを考慮し、外扉の不燃材による目張りを行う。</p> <p>(11) 消火活動、救助活動等の対処に当たっては、空気中にウラン粉末が飛散する環境下においては、内部被ばくを防止するフィルタ付防護マスクを着用し、火災による煙中で円滑に消火活動を行うための呼吸用ボンベマスク等の呼吸保護具や防火衣等を着用する。</p> <p>(12) アクセスルート上に消火器を配置し、又は屋内消火栓若しくは屋外消火栓からの消火水を使用して、手前から順次消火しつつ前進して火災現場（建物内部）にアクセスし、人的に消火する。人的な消火作業が危険な環境（火災の高さ、煙の発生）と判断した場合は、屋内での人的な消火活動を止めて屋外へ退避することとする。また、屋内での消火活動を止めた後は、屋外から放水を継続して建物の壁、扉等を冷却する。</p>

1. 重大事故に至るおそれがある事故又は大規模損壊の発生時（続き）

区分	規定する事項
<p>手順書の整備 (続き)</p>	<p>3 環境安全部長は、火災の複数同時発生時においては、重大事故に至るおそれがある事故の想定で損傷のおそれがある扉を含んだ火災区画の消火を優先することをあらかじめ標準において明確にする。</p> <p>4 所長は、事故対処においては、財産保護よりも安全最優先で実施する方針に基づいて、連続焼結炉等の設備・機器の停止の操作等の事故等対処活動を行うことを基準に規定する。</p> <p>5 環境安全部長は、事故対処を実施するための実施組織及び支援組織に必要な手順を定め、事故の進展状況等に応じて標準を複数に分割する場合は、相互関係を明確にする。</p> <p>6 環境安全部長は、竜巻及びその他の自然災害の予測情報を確認した時点での事前の対応についても明確にし、構内運搬作業の中止、核燃料物質の固縛・固定、退避措置、構内車両の避難、可搬式発電機等の必要資機材の確保や移動等を行う。</p> <p>7 環境安全部長は、大規模な自然災害（震度5弱以上の大地震等）の発生が予測できる場合又はこれが発生した場合、加工施設内外で大きな事故が発生した場合及びそのおそれがある場合における、加工設備本体の停止等の措置並びに退避等の防護措置を講じるための手順を定める。</p> <p>8 環境安全部長は、大規模損壊が発生した場合の措置に必要な標準及び資機材を整備し、要員を確保するとともに、当該標準に従って活動を行うために必要な教育・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。</p> <p>9 環境安全部長は、標準には、消火活動等の手順等の他、大規模損壊が発生した状況等を踏まえた必要な情報の種類、入手方法及び判断基準等を定め、監視項目、確認項目、機器等の操作、対処事項、対処事項に対する優先順位を明確にする。また、事故の進展状況に応じて手順を分ける場合は標準間の相互関係を明確にする。</p> <p>10 環境安全部長は、屋内消火栓、屋外消火栓、可搬消防ポンプ等を用いて大規模な火災に対して消火活動を実施する手順は、重大事故に至るおそれがある事故発生時と同一とする。</p> <p>11 所長は、大規模損壊が発生した状況等を踏まえて、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合の対策を実施するために必要であると設定した情報について、監視設備や要員の巡視・点検等により事象を把握する。加工施設内、敷地内の情報の把握については、照明具類、可搬式の放射線測定設備及び監視カメラも活用する。</p>

添付 3 長期施設管理方針（第 62 条の 12 関係）

1. 加工施設の長期施設管理方針（始期：2020年3月17日、適用期間：10年間）

高経年化対策の観点から充実すべき保守管理項目はなし。